

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

明治四十三年三月發行

(非賣品)

第五條 人間郡教育會報

人間郡教育會

L37

埼玉縣入間郡教育會第七回會報

目録

○論説	一頁	○本會録事	五六
一本縣教育の状況に就て	埼玉縣 八重野範三郎君 一	一會員數並に新に終身會員氏名	五六
一教育の時代の精神	埼玉縣 小島 政吉君 五	一總集會	五六
一學校園と青年農業者	熊谷農學校 矢部伊與之輔君 一五	一評議員會	五八
○本郡教育の概況	二八	一役員の改選及異動	六五
一小學校	附川越高等女學校の状況 二九	一役員の出張	六五
一町村教育費豫算及學校基本財産	三三	一埼玉縣教育品展覽會本郡出品	八八
一入間郡學齡兒童調査表	三八	一埼玉縣教育品展覽會協賛の状況	八九
一入間郡尋常小學校生徒出席歩合表	四〇	一賞品寄贈 附本縣表彰	九〇
一入間郡小學校教員講習會狀況	四四	一戰捷紀念基本金寄附金調表	九四
一入間郡小學校教員講習支部會一覽表	四七	一報告	九八
一入間郡小學校長の狀況	五一		

埼玉縣入間郡教育會第七回會報

(明治三十八年分)

論説

○本縣教育の状況に就て

本縣第二部長 八重野範三郎君

私は前席の矢部君が非常に有益の而も旨味深い御話があつた後で無旨味の御話をするのでございませうから定めし眠けを催されることとございませうと思ひます。が、一体私は本郡へ参りましたことは今日まで二三回ございませうけれども不幸にして諸君に御面會を致す機会を得ませぬでしたが今日は既に諸君が御見へになつた幸の時でありますから此場合を利用して少しく御話を致したいと思ふのでございませう。夫れは本縣教育の概況に就て聊か諸君の御考を願ひたいと云ふことで、先づ教育の云ふより外はなほないので其教育は諸君の御勉強諸君の御盡力に由りて是れより充分に改良發達をさせなければならぬこととありますから夫に就ては本縣の

論説

教育の狀態と云ふものはどう云ふ有様であるかと云ふことを概略承知して戴きたいのであります。一個人と致しましても自身の學力が足らないと云ふことを自覺致しますれば其足らない所を進めて行くと云ふことになり、又已れの徳が不足であると云ふことを自覺致しますれば夫に依りて又已れの身を責めて其徳を進めて行くと云ふことが出来るものでございませう。郡の教育と致しましても斯う云ふ所は大變進んで居るか又一面には不足して居ると云ふことを承知致しませぬければ其教育を進めしむると云ふことは六ヶ敷いものであらうと思ひます。維新以後に於きまして我國が斯の如く進歩致しましたが其以前の場合に於て先識の士が、進んで居る學術も開けていない商工業も劣て居る其他政治上經濟上にも餘程缺點があると云ふことを自覺して夫れから營を改良を致しました結果今回世界の最大國と戦つて大捷利を得たと云ふもので畢竟已れの國の短所を自覺して大に之れが改良發達を努めた結果であらうと思ひます。夫れでありますから本縣の教育と致しましても他の縣よりも進んで居る所も、又他の縣よりも後れて居る所も、いませう後れて居る所のも

一

のに就ては御互に教育者は力を併せて行かなければ將來の進歩と云ふことは六ヶ敷しからうと思ひます今其二三を御話して見たいと思ひます、それで私は統計に依て御話を致しますから如何にも旨味に乏しいと思ひますが暫時御清聴を願ひます

それは就學の歩合でいいます就學の歩合は先年迄は餘程低かつたさうでありますけれども段々縣廳でも非常に督勵を致し又郡長さんも夫々盡力をされ小學校に從事して居らるゝ所の諸君も色々苦心を致されて近來では非常に進歩を致しました御承知でもいませうが就學の歩合に於ては全國で六番目になつて居ります之は高等尋常を通じての歩合でいまして昨年三月の調査であります抑就學の歩合では全國中佐賀縣が第一番で則ち百人中九十八人三分四厘となつて居ります夫れから富山、岡山、奈良、福岡と斯う云ふ順で其次が本縣であります、其歩合が九十七人八分で歩合の程度は全國中有數の地位を占めて居ります、而して第一地方部即東京附近では本縣が第一番になつて居ります其次が新潟、長野、静岡、群馬、茨城、東京、千葉、栃木、山梨と段々落ちて参りますが以上を比較して参りますと本縣は大分宜しいのでいいます

就學の方は大變宜しいのに反して出席の歩合則ち就學の内容は甚しく劣つて居りまして全縣を通じて一日凡一萬人位の學齡兒童が缺席して居る割合になつて居りますが之はどうか諸君の御力ばかりでも行きますまいが町村役場とか町村會の手でも充分力を盡して出席の好成績を得るやうにして貰ふと同時に諸君の方でも尙は今後一層力を竭して戴きたいと思ひます尤も是れ尙の常缺席の生徒が毎日出席することになりますれば忽ち町村の經濟問題と關係して参りますから所に依りますれば學校が狭くなりて生徒が収まり切れぬと云ふ様な所も出来るでございませうし又學級數が殖へますから従て教員給と云ふものが殖へなければならませぬ夫が困ると云ふ様な所もあるかも知れませぬ現在に於ても所に依ると一學級に百人以上百七十八人も居ります所も居ります、甚しきに至つては、百二十三人も收容して居る所もあるでいいます、さういふ點に就ては本縣は餘程他に劣つて居ります此事に就ては追て知事さんや郡長から諸君に示さるゝことでもいませうが就學歩合が全國の六番目に位したにも拘はらず出席の歩合は二十八番目下つて居ります、第二地方部で出席歩合の高下を申しますと神奈川が第一で東京、群馬が八十七

人六分三厘新潟、静岡が八十六人九分七厘で本縣も同様であります、尤是れは昨年三月の調査であります本年三月までには全縣下を通じて二分何厘かの増殖をして居りますから現時は今少々上つて居りますがさう云ふ譯でありまして是は畢竟するに學籍簿に載つて居るが常缺席と云ふ者が澤山あるからであります、此間或る郡に参りまして學校を見ました所が尤是れは特別でありましたけれども一ヶ村の學校で常缺席が六十八人もある所がありました其他一學校で常缺席が二十八人乃至二十三人もあり其他多少の常缺席のない所は殆んどいませぬ何所の縣でも免かれませぬが就學の歩合から申すと出席の歩合が非常に減つて居りますから是れは餘程御互に注意致しまして成るべく此缺席者を減する様に致さねばなりません然らざれば表面の就學歩合は大變宜しくて全國で褒めはやさるゝ様でも何の益にも立たぬ次第でありますから就學は出席と相俟ちて教育の實績を擧げる様一面には出席を督勵し又一面には教員以外の町村の方々は設備並に一般教育費に就て一層御盡力相成るやう希望致します

本年師範學校入學の志望者と云ふものは如何であるかと云ふに前年に比較して見ると存外少ないつと二十三年から調べて見ますと其三十三年には大分澤山ありまして其時の數が三百二十五人、夫から三十四年になりまして大分減じて百七十人になり三十五年には又殖へて三百三十三人三十六年には又少々減じて三百五十八人が昨年になりましたは二百七十人ずつと減じて居ります之を他の府縣に比較して見ますと茨城縣邊りは原因は知れませぬが前年より多くいいます三十五年が四百七十七人三十六年が五百二十五人三十七年が六百六十二人斯う云ふ様な盛衰で段々殖へて居ります、夫れから檢定出願者の方は如何と云ふに是れも矢張り段々減じて居ります三十三年の一千六百四十二人に對して三十四年は一千五百十六人三十七年には一千二百二十二人と云ふ様な有様で原因は未だ調査しませぬが兎に角師範學校の入學志望者と云ひ檢定出願者と云ひ何れも比年段々減少する姿でいいますから小學校の學級數が昨今二千五百學級に減つて其内尋常が一千九百六十學級に減つて其學級に夫々教員を配當することは中々困難なるのみならず殊に善良の人を得んとすることは餘程困難であるして見ればさうしても教員優遇の

途を講じて良教員を吸收することに罷めねばならない
 そで其優遇の一方法たる教員俸給に就きて近縣と比
 較して見ると是も本縣は他縣に比して善くない先づ尋
 常科に就いて云へば神奈川、新潟、埼玉、千葉、茨城
 などは畧差等はないが群馬になると其平均月俸が十六
 圓十錢で本縣の十四圓七十五錢七厘とは比較にならな
 い長野は更に宜しくして平均十六圓六十四錢四厘にな
 つて居ります高等科の方は更に其差等が甚しくありま
 して本縣の十八圓三十五錢八厘に比較して東京が二十
 三圓餘長野が二十三圓二十二錢八厘群馬が二十一圓七
 十二錢八厘茨城の如きも二十圓以上になつて居ります
 只山梨は十八圓五十錢四厘で略本縣と伯仲して居りま
 すが兎に角本縣は近府縣中最も低いので云います夫れ
 から准教員に於きましても本縣は餘程低いので長野縣
 の如きは平均十四圓七十九錢群馬縣が十三圓十六錢四
 厘静岡縣が十三圓以上なるに比して本縣は十一圓二十
 三錢一厘になつて居ります斯ふ云ふ次第でありますか
 ら……又一面師範學校入學志望者が如何なる原因に依
 てか他縣の如く多くないが要するに將來の需要は益々
 増加すべき今日に當りて一方には教員の優遇を圖ると
 同時に師範學校へ這入ると云ふことに就ては餘程獎勵

せねばならぬと思ひます夫れから檢定の方も前述べた
 通り段々減つて参り居りますから是も矢張り獎勵して
 行かなければならぬ併しなから其獎勵しました結
 果資格を得た所で相當の報酬を得ると云ふことはどう
 も六ヶ敷く隨て勢他の方面に向ふ有様であるから是等
 の點に就て他縣よりも餘程隔りのあると云ふことを一
 般の人に承知して御賞ひ申したいのであります併し一
 時に急に増進すると云ふことは難いのであります併し
 育をして益々進歩せしめんとするにはどうしても良い
 教員を得ねばならぬ良い教員をして永く其職に安んぜ
 しめんには此報酬を豊にせねばならぬ此點に就ては充
 分町村の方で遣つて貰はなければならぬと思ひます、
 夫れで一面から申しますと先刻も優遇の御論がござい
 ましたが縣廳などでも何時も教員の優遇と選擇とは配
 慮して居る所であります所で其優遇と云ふものは今日
 の場合にては報酬を豊にするに云ふことは勿論である
 が特り夫のみでなく總ての點に於て教員を厚遇しなけ
 ればならぬ即教員と云ふものを充分了解して其人に對
 する禮遇を厚くせねばならぬと思ひます此事に就ては
 具體的に埼玉公論かに私の意見を述べたともあります
 が總ての點に於て禮を以て教員其人を俟つと云ふこと

は社會からせねばならぬ夫れと同時に一面の希望とし
 ては教員諸君に充分努めて貰はなければならぬと思ひ
 ます尤今日は小學校教員諸君も非常なる勉強であつて
 殊に種々な餘計な負担をされて居るのでございませ
 んが又多くの中には今少しどうか遣つて貰ひたいと思
 ふものも随分あるやうである何れ此御席の諸君にお
 と云ふ譯では云いませんが品行上批難を受くるとか或
 は職務上唯時間を過ごさへすれば宜いとか云ふやう
 な傾があるかに感ずることも無いでも云いませんさう
 云ふ點に就ては私は遺憾に考へます教員諸君が誠實に
 勉強せられて己の職務に必要な自修と云ふことを意
 らす己れの品性を進めると云ふことにしたならば社會
 一般の人から自づから其人を尊敬すると云ふことにな
 るだらうと考へます要するに前申し述べた通り己れ
 の短所を知らなければ自身の學問を進むると云ふこと
 は六ヶしい己の心で不足して居る教育の箇所は何所に
 あるかと云ふことを充分知らなければならぬと云ふこと
 知りて改良して行くこと則自己教育と云ふことは大切
 なものでありますから此點に就ては亦充分に諸君の御
 熟考を願ふ次第でありますまた他にも色々御話したい

ことも云いますが大分時間も過ぎましたから私の御話
 はこゝに止めまして此後に師範學校長から御話される
 ことで云います故夫れを御聞き下さる様希望致します

○教育の時代的精神

本縣師範學校長 小島 政吉君

本日は本郡教育會總集に際して私にも出で何にか話す
 るやうにと云ふ御招待を受けまして誠に光榮に存じま
 す就きましては段々前から有益なお話があつて大分御
 疲労のやうであります其後へ私が教育の時代的精神と
 云ふ嚴しい題を掲げましたが恐らくは龍頭蛇尾になる
 かと存じますけれども聊か責を塞ぐ爲めに三四十分間
 御清聴を煩はします、此時代的精神と申しますは夫々
 の時代に於て其時代に對する精神がある、其主義方針
 を有つて遣ると云ふことでは是は教育史をお讀になつた
 方は云ふ迄もなく御承知のことであります、假令は
 希臘が個人的優美の教育を施し羅馬が國家的優美の教
 育を施したと云ふ云うやうなことは御承知の通りで之
 を我日本の今日に充て、何にか矢張り其時代に相應す
 ることがありはしまいかと云ふことになるのでありま
 す、昔で見ますと平安朝の時代には花晨月夕に詩歌管

るに各種の方面に向つて各種の事業を經營する人を今日以後の國民に望まないのであります、此向上の精神を養ふにはどうしても理想と云ふものが要るので此理想と云ふものを養はなければならぬ前の例を引きますれば祖先以來の遺方を以て遺つて居れば一段某程しか獲れない、夫は去年は是々であるから今年は是丈けである、平作のみの考を有つて居るとすればそれは進歩が緩いので或は進歩ぢやない退歩するのかも知れないのです、夫以上の收穫を得、或は他の作物を作れば斯様々々の收穫を得らるゝと云ふ改良進歩的の理想を以てそれを實地に應用して行くこと云ふことが必要である、此本郡杯に於ては大方農業に従事して居らるゝ者が多數を占めて居られませうが夫等の農業家子弟に向つて矢張り皆さんがどうしても、オーリリチエト、となり指導者となるのであるから夫等の方々には讀算を教へる外に矢部教諭のお話になつたやうに斯う云ふことも出来ること云ふ、さう云ふ理想を助けてやれば其子弟が進むことが出来る詰り理想が無ければどうしても進歩と云ふ途が無いのであります、もう一つは理想があつても之を實行する勉力がなければそれを進歩させることが出来ない、斯うすれば善いのである、さう云

努め又子弟にもさう云ふ風に養成して行くこと云ふことは非常に必要なことであると思ひます
 第二は獨立自營の心を養ふことである、是にも一寸アングロサクソン人種の例を引ひて申しますと、佛蘭西人のジモランド、と云ふ人が世界に於て有名な國民はアングロサクソン人であると云ふことを言はれた夫れは自分等は羅甸人種であつて日々サクソン人種のみ勢力を占めて来て我同胞なる羅甸人種は段々衰へて行くやうになつたのは何にか原因のあることがあらうと深く慨嘆をされて先づ英吉利に涉つて英吉利の都會から田舎に入込んで數年間住つてさうして國民の様子を調べて見た處が結局其有名な原素は獨立自營心の盛なる點であつたと言ふこと、其例證として我國民が北亞米利加に廣大な地所を持つて居つた者が忽ち英吉利人の手に奪はれて仕舞つた其外到處其アングロサクソン人の爲めに勢力を占められつゝあるのは全く此獨立自營の動機であると云ふことを書に著して叮嚀に辯じてある、其書物は日本にも翻譯せられてありますから御覽になつたお方もありませうが誠に有名な書物だと思ひます、一寸例を引いて云ふならば母親が三四歳位の小供を連れて散歩する折に其子供の靴の紐が解

ふことは確に善いと思ひながらそれを實行することも出来ず空しく看過すると云ふ有様で何等の進歩を見ることも出来ないものであります、是は皆さんも御實験のことでありませうが自分等の仕事に就て考て見ても斯う云ふことをしたい、あゝ云ふことをして見たいと思當を付けて進歩しやうと思ひましても兎角言ふことは易く行ふ事は難しで實際のことは是に伴はない事が往々出来て參ります、實に自分等も願て慚愧に堪えないことが屢々ありますが自から勉力の足りないことは確にある、或は社會の事情や周圍の事情に妨げられて出来ないこともあるが此向上進取の氣象を養ふには手指と勉力の二つを充分にしたものと思ひます外國人が稍ともすれば日本人は口と頭の人である手の人で無いと云ふことを屢々言はれます、先年英吉利から日本に教育視察の爲めに來られたフミスオットミツと云ふ人が女子高等學校を觀て或人に語て言ふには私が第一日本に來て驚いたことは日本人の手の巧みなことであつて居らないことであると言はれましたが誠に痛い所を突れたものと思ふ、實に吾々は此勉力と手を働かし實際の仕事をするに云ふとは是から先自分自からも

てる小供は後になつて紐を結んで居る阿母さん先はへ十歩も二十歩も進んで居ながら願て待つては遣らうと早く結んで遣つて連れて行つたら宜からうと斯う思ひますが、さうしませぬで何時迄も待て居る、處が結ぶ又解ける夫れを決して結んで遣らない、どうしても自から遣らして居る、さうして玩弄屋に這入ると阿母さん、どの人形を買ひませうと言ふと自分の持つ人形は自分で選びなさいと云つて阿母さんは買つて遣らない、小さい四五歳の小供が自分で考て自分で錢を出して人形を買つて來る、さう云ふ工合で總て親子兄弟でも自分の事を自分で遣ると云ふ風に極く幼年の時代から養成してあります、勿論此點に就ては日本人は習慣が違ひますから……中流以上になると家庭に於て年少者に錢を持たせると云ふことを忌むかも知れませぬが兎に角さう云ふ風に獨立自營の精神を養成して行くのであります、今日の國定教科書の確か尋常二學年であつたと思ひますが自分の事は自分でしなければなりません、云ふことが書ひてあるが單に尋常一年二年だけの辭でなくして高等四年に至るまで此辭の通りに養成して行きたいと思ひます、それで學校で其自分の

ことは自分でせねばならぬと云ふ其事柄の機會はどうか云ふときに遣らせる場合があるか私は其自分の事を自分でする夫れは自動でも善いが自動の機會を成るべく多く得させたいと云ふ考であるが、どうも學校では少ないので困る、家庭となれば大いにありますが學校だけでは誠に少ない、今申す考から言へば少ないが少ない點を成るべく其責を少の事だけでも一つの場合を遁さないやうに自動させたいものと思ひます、それをさせなければ可かぬ假令で見れば家庭で寢起することは家の問題であつて學校へ来た時は自分の机の上を掃除する自分の机の中を整理する自分の持物は然るべき場所に置くそれから庭を掃除すると云ふやうに生徒をして自動させる場合があらうと思ふ、是は願くば成る可く多く一つでも靈碎の事でもです、未だ小供と云ふ者は活動の方面が隘い殊に學校に於ては時間が短い幾らのこともありませぬから其隘い中に於て成るべく多く工夫して彼れの自から手を働かせて遣ると云ふやうに諸君に於て御考を願ひたいのであります、例へば本をお出しなさいさうして何枚目の何行を指しなさいと云ふやうにして行くのは最も自動をさせる考のある人と私は言ひます、何となれば昨日は何處まで習つたで

あらうと云ふやうな事を小供が知らぬやうなことにさせて置くのは悪い、知つて居れば何枚を開いて昨日の處を讀めと云ふやうにしなければならぬさうして茲にある一年二年の雙紙を見ると文部省の趣旨に符らないやうな文字で習字双紙とか手習書とか豪い字が書いてあるが殊に草書杯で親や教師が書いて遣るやうな事では可かない未だ習はない文字で書いて渡す必要はない矢張り小供自身が今習つて居る片假名とか或は平假名で書くのが當り前で稍進んで尋常三年位になれば自身に書かせるが宜い、譬へ拙手でも自分で遣るそれが即ち一つの稽古で將來金錢出納帳大福帳を書く元になるのである、自治の民を是れから造らせなければならぬ、即ち自治制の發達をさせなければならぬ、我は我身を自分で處置することが完全に出来、我家は我身で完全に處置することが出来、我學校は生徒が我學校として完全に處置することが出来ぬと云ふの我と云ふものが小なる個人我より始め百の我千百の我と云ふものを充分に遣らせることが出来たらばです、此今の立場を擴めて斯様にして此家を完全に此學校を斯様にして立派に見事の物にしたいと云ふ其心はそれは他日自分分が町村の住民となつたならばそれが矢張り我家を完

全に即ち自治の民となる基ではあるまいかと思ふ、此處から何處まではどうと云ふやうに區別して働かせるとも宜いと思ふ、私が或學校へ參觀に行つた時は高等二年制度の學校であつて尋常も併置でありましたが生徒は二百人許りで其學校には小使が置いてありませぬで順番に小供を使つて居りました當番の小供は丁度男生で先に遣つて来て水を汲んだり火を焼付けたりして居ります私は其處等を見て居る中に先生も遣つて来る今度は尋常の四年位の女の小供が茶を汲で先生や私にも出した其中に授業が始まる又休時間になると煙草盆を持て来るお茶を出す云ふやうなことを小供が皆遣つて居りました小使の仕事は巧く行はれて相當に整頓も出来て居りました又或學校では順番に庭や表に落ちて居る紙屑を拾つて歩く處もありましたが實に彼等は愉快に面白く其事を遣つて居るやうでしたが先にもた話のあつた通り學校園を設けて教師と小供と寄合つて植物を植たり家禽を飼つたりする夫れが出来たならば小供に色々な仕事を與へる事が出来て無面白事であらうと思ひます、要するに學校では先に申したやうに仕事する場合が少なくなつて困るからどうか其場

合を設けて成る可く少ない小さい事でもそれを適さないで皆教育の材料にしたいものと考へるのであります 第三は共同一致の心を養ふと云ふのであります、前の第二に申したは獨立と云ふのであります、共同と云ふものは是は矛盾するものではないのであります、家族は共同しなければならぬ町村は共同しなければならぬ郡縣國家が共同しなければならぬと云ふことは私が云ふまでもなく諸君は實に能く知つて居らるゝことであつた、其共同が付かないと學校の位置問題が極らなかつたり或は基本財産の實施も出来ぬと云ふやうな譯で實に共同一致と云ふことは非常に是から以後の爲めに必要なことと云ふべきであります、今回の戦捷の原因は確に共同一致が軍隊に出来たからだと云ふが是は言ふまでもないことと思ひます、共同一致と云ふことは詰り獨立と獨立と相提携して行くのであつて決して矛盾するものではない銘々我仕事を自分で果して置いてさうして共同で進むと云ふことで軍の方で言へば戰友と互に左右を顧みて相携へて進むのである、團體は隣の團體と相携へ或軍は他の軍隊と相携へて進むと云ふことで披靡の功名を貪らないのである、さうして此事に就ては私は軍隊教育が大變能く行届いて居つて毎々感服致

しました。が凱旋軍人杯に就て段々話を聞くと云ふと實に能く共同一致が出来て居つたものであります。それから又拔擢の功名をしようと云ふ事と又自分の功名を誇らないで他人に譲ると云ふことに就ては實に感服の外はないのであります。例へば貴隊では大變功績が上りまして立派なことでございますと言へばいや私共の力ちやありません。將校が誠に親切に能く行つて居るから我々は誠に有り難いと云つて下士卒は將校に譲る將校は部下の者が能く働いて呉れるから此通り功績を得ましたと何時も司令官へ報告の結果を見ると部下の者が能く働いて呉れましたと云ふ報告で無いものはない。さう云ふやうな工合で上下一致皆他を褒めて功を人に譲つて居る尙一步進めて言つたならば國民後援の力である功を國民に譲ります。是は實に美德と言はなければならぬ、分解して言ふならば拔擢の功名をしないでも他を賞讃し互に推譲すると云ふ二つになるのであります。もう一步進で言ふならば拔擢の功名をしない即ち利己心を去ると云ふこと、人に譲ると云ふこと、此の二つの心を養ふのは共同一致のため非常に必要である。

第四には堅忍無垢の心を養ふと云ふことです。櫻の花

を大和心と喩へますれば夫れは誠に結構であります。結構であります。櫻を喩へる話に優麗なる處清麗なる所を言ひ又芳清と云ふこれは「と許り花の吉野山、何處を見ても花の吉野山實に盛なものである、是は櫻の長所であります。優麗清麗芳清と言つて之を以て我國民に喩ふるだけは善いと思ひます。併ながらばつと咲いてばつと散る誠に熱心にして冷め易い即ち氣早で感情的であると云ふことは是は私の喩へただけではないのである。さうかさうで無くもつと美なる強い熱が冷静で感情的で無い意志である處を欲しいと思ふのであります。忽ち怒り忽ち喜び其間に變化の働をして氣早くそわ／＼した輕躁浮薄であると云ふやうな者は是は小供心であります。小供心は決して大國民の心でない大國民として自分でした仕事を世界に向つて誇らふと云ふ小供心は押へなければならぬ、坪内雄藏と云ふ人の書きた本に航海中、あまり長く船に乗つて居るので互に退屈するそこで各國民が互に寄つて来て綱引を始める、其時に其國民の氣質が能く分る、或國の人は始は實に元氣が能くつて盛であります。負けさうになるさうつと綱を放して仕舞う又或國の人民はもう手の皮が割けて引連られて行つても、うん／＼と云つて放さ

ない。さう云ふやうに各國民の氣風が表はれると書いてあつたが吾々はどうか土儀際に行つてもうんと耐ゆる國民の氣風を養ひたいと思ふのであります。日本人は軍に就つても兎角土儀際で敵が少々應へるとどうも耐兼ねると云ふ氣風がある、ボーツマヌ談判で敵が應へた爲めにぐにやりとしたので折角もつと捷つたものを捷てなくして仕舞つたのである。併し是は何にも私が外交當局者を批難するのではない詰り彼の時は日本國民全体の力が土儀に耐へが付かなかつたので何にも媾和が無くても善い、媾和せず國民が豫期しただけの耐忍を得ないのであるまいかと思ひます。どうか日本國民の氣風を土儀際で確り強い耐にられるものにしたと思ふのであります。徳川家康と云ふ人は實に堅忍持久で土儀際に至つてなかく挫けない吾々日本人の最も標榜すべき人物であると思ふ若し文祿の役を家康に遣らしたならば京城を抜き二王子を擒にした位で和を講じ終に汝を封じて日本國王と爲すと云ふ如き不遜の行爲を傲すことを知らないやうな家康ではなかつたらうと思ふ。家康の遺された格言に捷つて兜の緒を締めろと言ひ又其第五には實業を重んじ貯蓄心を養へと云ふことがある、是は前に矢部君から述べら

れたことと云ふから申しませぬが此家康や又此頃大分世間で唱ゆる二ノ宮尊徳杯の話は誠に適切なものと思ひます。扱此外に數へ来りますれば多々ありますが今一つだけ申して夫れで終ることに致しませう。第六名譽心自重心を養ふと云ふことと云ふことは我國民には他の長を探つて我短を補ふと云ふことは我國民に執つて最も貴重なることと云ふこと、一方から見ると其間に短所が伏在するので自尊心と云ふものが兎角すると薄らぐものであります。維新の初めに塊地利のスタイン大家の所へ行つてさうして日本の何某と云ふ者がどうか學科を教へて貰ひたいと申したらスタイン先生が貴國の歴史を語られたいと申した處が何某は弊國には一つの歴史を持ちませぬと言つて答へた其後に丸山作樂と云ふ人がスタイン先生の所へ行つた處が前のやうに貴國の歴史を話して貰ひたいと言ひます。丸山氏は日本開國の始めから詳に語られました。スタイン先生大に嗟嘆して曰扱々貴國は善い歴史を有つて居らるゝ世界無比なる國であると褒められたさうであります。其世界無比なる歴史を有つて居りながら而も一つの歴史をも有つて居りませぬと謙遜するやうなことは夫れは其人が學問が無いせいであつたかも

知れませぬが自尊心の無い人と言はなければならぬ、此頃は世界の一等國に列して一つの歴史を有たぬと云ふ者もありませぬが、隣支那國民に比しては兎に角未だ、英吉利あたりに較べると自尊心が乏しいのであります、其自尊心を養ふと云ふことは實に今日以後につに大切なるものであると思ひます我身を謙すと云ふことは善いけれども我國であるとか大きな物を擱へても唯謙すると云ふやうなことでなく其位のこととは心得て居らなければならぬ、是が爲めには英吉利の如きは小さい時から名譽心を養ふと云ふことは非常に注意して居る例へば客様の前で小供が挨拶するにしても無作法の行爲があつても決して其お客様の前で言つて聽かせる杯と云ふやうな其子の名譽に關することは必ず言はない是等に就ては餘程學校杯でも注意する必要があると思ふ、例へば何にかの事を言つて聽かせるにも又叱るにも其事柄其過ちだけ擧げて咎めるのは善いけれども其人間に臨んで平常お前は斯うであるとか言つて全で其子は何處も探る處の無いやうにして仕舞ふと言ふことは確に大に注意すべきことと思ひます、讒謗罵詈呼はりと云ふことは決して人に對してすべき筈でなく又自分の品格を墜すものであると云ふ

説論は學校に於ても家庭に於ても大に氣を着けたいことと思ふ、學校杯で算術や何にかで間違つた者は手を擧げろ杯と云ふことは餘程氣を着けなければならぬ、是等のことは口では言はぬけれども其子供の名譽心を傷つけるものであります、又不都合の廉があつたら前前の身分でそんな事をしては耻しくて出来まいではないかと云ふやうに此名譽心自尊心と云ふものを消極的に解すれば所謂廉耻心ですべからざる事をするに耻づる、此廉耻心は今日は昔より劣つて居りはしないかと思ふ、昔金借證文に人中でお笑くだされ候共構はないと云ふことで濟んで來たのは社會が單純な故かも知れませぬが又一方に於ては此廉潔な精神が盛であつた點もあらうと思ふ、どうか今日は此廉耻心と云ふものを誠に養成して行くことが必要であらうと思ひます以上向上進取と云ふことは獨立自營共同一致堅忍持久夫れから實業思想貯蓄及名譽心自尊心此六つのを申しました、單に此六つに止らずまだ、他にも幾らもあらうと思ひますが差當つて日本が文明國又世界の強國として耻かしく無いやうにならうと云ふには、それから又將來益々來るべき處の生存競争の上に於ても又平和の競争に於ても夫等の競争に耐行て行くこと云

茲には昔のやうな君の馬前に討死すると云ふことを教へる必要は今日は無い代りに又うれに代はるべき今日の時勢に應じて教へべきことありますからそれで思付の儘以上の六つを數へたのであります、甚だ纏らぬ事を申上げてお疲れの所却て御迷惑でございましたらう(拍手喝采)

○學校園と青年農業者

熊谷農學校教諭 矢部伊與之輔君

私が矢部でございます、今日は青木農學校長が参る筈でございますが、先生は四五日前風邪に罹りまして、大層咳が出まして、上りまして、話が出来ないのでも、折角の教育會で農業上の話をするには、善い時機で上りたいが、話が出来なくて、効がない、お前が代理に行て呉れと云ふので、私が代理に参りました、青木校長が會員諸君に宜敷と申されました、若し此後に斯う云ふやうな會がありましたら、萬事練合して、出ますから、其邊を宜敷と斯ういふことでござい

思ひます、未だ、此縣に参りまして、日が淺ふござい

ますから、よく其狀況も分りませぬ、尤も、兒玉とか葛飾、埼玉あの邊には二度行きましたが、本郡には始めて参りまして、人氣も事情も分りませぬ、どう云ふことをお話したならば、適切であること云ふことは分りませぬ、唯、思付の演題を掲げて、ほんの参りました責を塞ぐ考でございませぬ、どうか、其邊は御承知を願ひます

或る教育家が今度世界の強國と戦争をやつて、見事に勝利を得た、是に就ては、國民の一致、軍人の働き等は無論與て力あるに相違ないが、其裏面には確かに吾々が勝たしたのだと斯う云ふ氣焔を吐きました、そこで、大變に貴方は氣焔を吐くが、夫れはどふ云ふ譯か、夫れは吾々は教員で、小學校に奉職すること十餘年になる、夫れで今度の戦争で、大戦争は二度である、彼の日清戦争の當時には、非常な捷を奏して、非常な結果であつた、けれども、折角取た遼東も三國の干渉の爲めに取上られ、實に残念であつた、其當時縣視學とか、又郡視學とか云ふ人が、生徒に遼東還付に就ての事柄などは成るべく低く話して置かないと、列國の感情を害するからと云ふやうな、注意もあつたけれど

も、當時に於ては、吾々は遺憾で、堪へない、能く道理の解つた人達も、非常に残念に思つて居るやうな次第であるから、郡視學や、當路の人に小言を言はれたる時に、小學生徒に其事を語つた折角血を流して取れた遼東も、三國の干渉に依て、残念ながら取られて仕舞つたと國民の元氣を鼓舞する爲めに吹込んで置いた、其生徒が追々大きくなつて、今度の日露戦争に、最も働いた處の現役兵になつて居る、それだから吾々が教へた所の生徒吾々が精神を造つて與へた所の人間は、最も能く働き、さうして、最も成績が能い故に露國に勝つたんだと斯う云ふことを云はれました、實に三ツ兒の魂百迄と云ひますが、小學時代に話されたこと、云ふものは、私共も覚えて居りますけれども、忘れるものではない、此小學校時代の先生の有難味と云ふものは、私共今でも忘れない、故に小學校時代の先生の考へ様に依て生徒と云ふものは……人間の頭と云ふものは出来て行くのである、其先生の頭の様になつて行くものであると云ふ様に感じが致します、此教育者の云ふ所の説は少しく誇大であるけれども、私は大に感心を致します、で、今日の所日本の國は世界の陸軍に於て最大強兵を有て居る、露西亞に拵つた以上は、日

本の兵事と云ふものは、世界の強兵であると申しても敢て過言ではなからうと私は思ひます、故に今日の所強兵と云ふ點に於てはもう云ふまでもないこと、思ひます、是は一ツに日本の教育者小學校教育に従事して居らるゝ御方の御庇と云はなければなりません、それで國が獨立して行く上に於て強兵だけで國が獨立し社會が維持して行くこと云ふことは出来ませぬ、さうしても夫れに加ふるに富と云ふものが手傳て行かなければなりません、能く一口に富國強兵と申します、此世の中は國許りではない、吾人の上に探つてもさうであり、其實力を發展することが出来ない、其實力を發展することが出来なければ、其人の生存と云ふものが骨が折れる、故に吾人としても、國としても、富と強と此二ツが添て行かなければならぬ、或る養鶏家が鶏を飼つて時に入れて置いた所が羽の働きが強ひから、時を出ては隣屋敷に這入り込で菜や作物を荒して仕方がない、そこで、是れはさうもならん、捉へて來ては又時に入れて置くこと、すぐ出て仕舞ふ、是では仕方がない、寧ろ羽子を切て置いたら宜からうと云て片方の羽子を缺て切て中に入れて置くこと、さあ其鶏は外に出たてても

出られない、唯片羽をバタ／＼やるだけであつた、車も其通り兩輪がなければ廻すことも出来ぬと同じこと、強と富とがなければ働くことは出来ぬ、實力と富とが備つて居らぬのは、鶏の羽子を片方切れたやうなものである、日本の國は今日はどう云ふ状態になつて居るかと云ふと稍之に似た所の状態を呈して居ること、我も人も共に認むる所であると思ひます、此の片方の羽を造出して行く所の仕事は日本の今日の状態として、どう云ふ方面から之を造出して行くのであるかと云ふことを申しますれば、是は、商業でもなく、工業でもなく、今日の處農業に依て此羽を造出して完全の兩翼にするに外はありませぬと思ひます、是れは我田引水のやうに思召すかも知れませぬが、日本としては農業に依て富を致して行く外はないのであります、御覽なさい、内債を募りまして、夫れに應ずる所の人は、多くは農民であります、特別税を課して、其税金を取りますにも、多く農業家の頭上にあつて居るのであります、是れが一番税の確實なるものであります、さうして農業でなければならぬ、で、さう云ふ重税を負ふて居る所の農業は、今日さう云ふ状態をして居るか

と云ふことを此教育に従事して居る所の人を知つて、さうして、今度はです、精神的に、立派な國民が出来たと云ふものは、今度の戦争に依て分つて居るから今度には夫に加へて實力で富を作る所の精神を養成して貰はなければならぬと思ふのであります、夫れで日本の國の農業は甚だ遠い昔から出来て居る、百年近い今日から始つた營業ではない、一寸云へば瑞穂の國と稱せし時代から農業であること云ふやうなことでなく、古い前から始つて居る、さうして見たならば歐羅巴の農業に較べて大に進んで居らなければならぬが、どうも進んで居らない、是れが今日以後、日本の富を作る所の精神に、其物を鑑みなければならぬものである、先づ農事の中で今日迄最も重んぜられて最も人の注意を惹かれて居る所の作物は、稻でございます、夫れ故稻と云ふ物の栽培法は中々發達して居ります、今日のやうに農業上の機關は備つて居らぬが排水と云ひ或は灌漑と云ひ其外耕作上に就てはなかくやつた事績があり、夫れはいつれも稻と云ふ物を作る上に於ての盡力である、夫で昔の稻の栽培法を今日の栽培の結果と比較してさう云ふやうな方針を定めて行かなければならぬかと云ふことは研究しなければならぬ、試みに今日よりさうと千年以前位の農業はどんなものであ

るか云ふことを摘んでお話しをしませう淳和天皇の時代に清原の真人と云ふ人が調べた中に書いてありますのに一段歩から収入の高を調査させて其成績が擧げてあります其當時上田中田下田の下田と此四ツに別けて收穫の高を調査してある、夫れで上田では收穫が五十束中田が四十束順に十束つゝ下つて三十束二十束となる其一束は米五升さうすると上田は二石五斗取れると云ふことが解かる、千年以前の米の出來高に依て一俵四斗としますると云ふと六俵と四分の一の收穫である、中田としましても五俵である、此の當時の農作法としては、收穫が多い、能く調べて見ると其當時の一段歩は、今日のやうに三百坪でなくして三百六十坪を一段歩とする、夫れ故今日の三百坪に概算しますと、ざつと二石一斗許りになる、さうしますれば上田は其時分五俵餘の收穫で之を今日の收穫に比較して見ますと云ふと、今日で上田を先づ均して六俵と云ふて、さうすると、上田と上田と比較して、ざつと三斗か四斗しか増收はないのでございませう、千年間に費した力は、僅かに三斗か四斗位しか増收を見ることが出來ぬのは、實に其進歩が遅いと云はなければなりません、最も力を盡す程に於て尙且然り其他の作物に就ては思

ひ知ることが出來ます、斯う進歩の遅いのは、是には又色々の原因があるでございませうけれども其主なる原因と云ふものは、方針なしに進んで來たと云ふことが大なる罪である、夫れからもう一ツは、中古此農業と云ふものを大に蔑視したと云ふことが、其一ツである、夫れから近世にあつては一般が此實業と云ふものを輕んずる殊に手づから鋤鋤を執つて働くと云ふことを賤しむ此風習が一般日本人の頭に這入り込んで寧ろ鋤や鋤を執つて生活するよりも、筆を執つて生活する方が高尙らしい、ゑらさうに見ると云ふ頭を作つたと云ふものは大なる原因になつて居る、もう一ツは中産以上の人間が、此鋤鋤を執つて、働くと云ふことを嫌ふ、又中産以上の人間になると云ふと鋤鋤を執らぬで、家の下男下女にまかして、自分は懐手をして、遊ぶと云ふ方が、却て名譽に思はれる、又外からも彼の身上なれば自分で鋤鋤を執つて働くと云ふことを嫌ふ、又中産以上の人間になると云ふと鋤鋤を執らぬで家の下男下女にまかして自分は懐手をして遊ぶと云ふ方が却て名譽に思はれる又外からも彼の身上なれば自分で鋤鋤を執つてやればせぬ、斯う自分も人も許すと云ふやうな傾があつて全く力を竭さぬければならぬ中産以上の資産家

が其農業に手を出さぬと云ふこと、もう一ツは此青年と云ふものが農業に熱心でない、止むを得ず農業に従事して居るが、若し外に善い仕事があるならば、其方に移らふと云ふやうな、殆んど腰掛根性をもつて誠意誠實に農業に従事しやうとせぬ者が集り集つて農業を進めて行くことを引止めたものであると私は信ずるのであります今の農業家はさういふやうな身上向であるかと云ふことを紹介しませうか、殊にです、埼玉縣に於ける農業家の状態はそんなであるか埼玉縣の地と云ふものは……此地勢の上から云ひましても東京に接近して居りますから、もう、餘程有利な農業を營んで居らぬければならぬ、道路の便から言つても水利の上から言つても優等の地位を占めて居ります、然るに此農業に従事して居る所の人……統計に依つてですな、調査して見ると借金がなかく、少くありません、是れは埼玉縣一般としては、もつとあります、其中から全く農業に依つて生命を繋いで居る所の人、所謂農家と稱せらるゝ所の人は約六十萬人と申します、戸數にして十六萬戸、此六十萬人十六萬戸の農家が地所を抵當に入れ或は不動産を抵當にして金を借りた者が統計に依つて(私の統計)三百六十四萬三千二百八圓餘になつて

居ります、之を戸數に割ると二十三圓強一人前六圓の借財となつて居る、一人當りとすると僅かでありませうけれども……此中には大きに金を殖やす人もあるけれども、矢張十六萬戸六十萬人の中に這入つて居つて、兎に角外に借金のある爲めに貸す人が更に借りなければならぬと云ふやうな經濟になります、それは此特別税を除いて普通の地租地方税其他町村費と云ふものをどうしても出さぬければ公賣處分を喰うと云ふ事になる此借金の外に十八萬六千七百十二圓九十四錢二厘と云ふものを出さなければならぬ、さうして、今度は一方に此農家が収入する金高を調査して見ると云ふと此耕地反別が十六萬四千町歩餘あつて夫れからあがる所の薩摩芋稻麥大豆と云ふやうな物が二千九百六十三萬三千七百四十三圓と云ふ収入がある、其中から此借財は止を得ずなさなければならぬ、それに各租税と云ふものを差引いて、さうして、之を十六萬戸六十萬人に別けるとすると、一軒前百八十四圓の收入になります、それを一人の頭に充れば、四十圓と云ふ計算になります、一軒百八十四圓一人の頭が四十圓と云ふことで見れば、是れは大いに吾人が御同様に考へなければならぬ金高である、人間一人の暮しとして一年

四十圓月に割ると三圓少し餘になるが、成る程喰ふ丈
 けは飽食ならば間に合ふが知らぬが、それ許りでは濟
 まぬ、多少其間に愉快も取らんければならぬ、煙草も
 酒も呑まんければならぬ、さうしますと、さうしても
 四十圓では暮しが付きませぬ、一軒百八十圓では迎も
 暮しが付かぬ、どんな家でも夫婦に子供五人暮しで、
 百八十圓で生活して行く云ふことは、無理である、
 其證據を茲に擧げて見ませう、先づ一年の生活費を上
 中下の三ツに別けて其一番下等の所を紹介すれば一日
 の消費高先づ米が四合是れは止むを得ない、夫れから
 味噌十匁も止むを得ない、夫れから醬油三匁、野菜物
 が牛蒡胡蘿蔔大根でも能く是が百匁、砂糖もつかわな
 ければ味が悪いからまア黒砂糖位は使う(大笑)さうす
 ると、ういつが五匁と見る、それから石油が五匁是れ
 はのッびきならない費用なんです、それで一日十錢二
 厘九毛夫れから稍々上等になりますと、頭も使はなけ
 ればならぬから牛乳が一台、鶏卵が二個酒が一台煙草
 巻煙草が日に十本さうしますと、さうしても三十二錢
 は今日の相場でかゝる、三十二錢としますと一月に
 九圓六十錢年に自分一人で百八圓幾ら要て仕舞ひます
 そいつが五大家族で百八十四圓とすると一人を以て六

十圓斯う云ふ割當てになつて居ります、埼玉縣の農業
 に従事して居る人の懐ろ合ひを観察しますれば足らな
 い、其足らない所はどうするかと云ふと段々借金をし
 て一時を融通して居る、夫故に一般の農家の懐ろ合ひ
 は、日に月に縮められて借金が重なる許りである、今
 日收穫上から、觀察しますれば、即ち今日の農家の頭
 で以て行きますれば、十年を出でずして借金にせめ
 られて、さうとも、仕様のない極端に達するであらう、
 して見れば大いに今日は農業を改革しなければならぬ
 時機であると思ふ、又一方から云はしむれば、農家で
 段々借金の殖えると云ふのは、當り前の話である、何
 故なれば、今の農家のやり方と云ふものは、淳和天
 皇の時代所謂千年以前の時代と少しも違はぬのである
 もう一步極端に云へば素蓋命が田を作つたの今日造
 とは、違はない、三千年以前埃土で造つたのも今日造
 つたのと同前である、然るに十年以前の生活と今日は
 どう違つて居るか云ふと、實に雲泥の違ひである、
 私其子供の時代には、靴などは矢鱈に穿かなかつたも
 のが今日はさらに穿くやうになり、シャツも其通り
 昔は皆類冠りしたもの、今日はシャツを冠ると云
 ふやうな譯で僅か十年二十年の間に、其生活の度合は

乞食と大名ほど違つて居る、所が其収入はどうである
 かと云ふと、少しも以前と違ひがない、さうしても借
 金の殖える理由である、で、私は、此際大いに大鼓を
 叩いて、さうして今の農家の子弟の頭を入れかへて
 やらんければならぬ、時機であらうと思ひます、其改
 良の方法は……項目を擧げますと、先づ以て従來や
 り來つたる、農家の試作を更へること、それから、農
 事の料に使ふ所の器具を改良すること、次は農業を營
 む所の人の頭を替へ更へる、此の三ツであります、此
 三ツさへ更へましたなれば、優に農業家をして利益を
 得せしむるに難いことではないのであります、農業家は
 愉快な斯んな面白い商賣は容易に變へることは、出
 來ないのであります、其改良方法に就て、少しく御話
 しを致しませう

分でないやうな土地に米とか麥とか大小豆のやうな物
 を試作して行く之を耕種試作と云ひます、夫れより以
 上の僻遠の地には、放牧試作を行ひます、善良なる種
 牛種馬を置いて自分で自由に生活させて愈々賣出す時
 に之を捕へて十匹も二十匹も市場に牽ひて行く云ふ
 組織にするのであります、或は舍内に於て飼育するの
 もあります、右の三種の試作に依て、行くのでありま
 すが此の邊の如きは往時は、武蔵野と云つて渺茫たる
 草原の時代には耕種試作で夫れをやつて行くのが相當
 であるが今日では、此埼玉縣の如きは汽車の交通は最
 も便利となつて、僅か二時間や三時間で自由に東京に
 着くやうになつて見れば、今迄のやうに耕種農業試作
 を執るべき時代は、過去つたと云はなければならぬ、
 然らばさう云ふ農業組織に變へるか云ふと、隨意農
 業試作を執らなければならぬ、其都會地の人民の希望
 する物を試作する、假令は、蔬菜類を、餘計に要すれ
 ば、其蔬菜類を澤山栽培する又果樹が相場が宜いと思
 つたら、どん／＼果樹を殖やして行く云ふやうに、
 其當時／＼の經濟政略の事情に應じて作る所の作物を
 變換して行く、即ち隨意農業試作して行く、さうして
 も都府に近い處の者は、夫れに依らなければならぬ、

埼玉縣の如きは夫れを執るべき所の國である否縣である、所が一般の農業者と云ふものは、さう云ふやうな機に應じ時に臨んで、更へる頭をもつて居るかど云ふと、さう云ふ頭をもつて居る農業者と云ふ者はない、若し、さう云ふやうな事をするに云ふと、彼の人は流行氣のある人だと云て却て擯斥する傾がある、それだから、先祖代々が麥を作つたり米を作つて來たのであるから、何んでも、作物を變へると云ふ頭は、もたないのではありません、矢張り古くから作つて來た物を作らなければならぬやうに思つて居る、今日の處で此試作を變更して、如何に利益があるが近き例を擧げて見ませう、今日養蠶がなかく、利益あるやうに思ふけれども、養蠶以上の利益を占めることが出来る、農作物は、なかく、少くない、澤山ある、一反歩百圓か百五十圓の収入を得ることが出来る作物は幾らもありません、其一例として、今は果類と云ふものが非常に流行つて來て居る許りでない、社會の趨勢が、此果類を好むやうになつて來た、諸君の中には汽車に乗つて、林檎や梨を賣つて來た、諸君の中にもありませうが、此位で或は、水蜜桃を買はれたこともありませうが、此位で(指し指を輪)一ツ八錢から十錢位致します、併し汽車で賣る直段で賣ることは出来ないが、兎に角八錢から十

錢と云ふやうな高いものを買ふと云ふやうに、日本人の嗜好が向て來たのであります、若しなければ外國からでも、取寄せると云ふ形勢であります、殊に西洋料理などにも、澤山使ふのであります、兎に角果物の需用は、非常に高まつて來た、夫故に林檎とか梨とか桃とか云ふやうな物に少しく手を入れて作つたならば、私の調査の結果に依ると一反歩の収入を極く少く積つても百五十圓は得られるのであります、さうして其中枝を切つたり或は棚を架けたり、肥料を與へたり、其の外自分や子供の働いた世話料を五十錢若しくは三十錢と見積つて、百八圓残り四十二圓と云ふものが純益を占めることが出来る、此純益と云ふものは、今農家で云ふ、純益ではない、經濟上から計算した純益で、例へば自分は懐手をして居て、二十圓か十圓を借りて人を雇つて來ても右の利益を得らるゝのでありますから、自分で働いて世話をすれば、四十二圓の外に尙ほ自分の懐ろに這入ると云ふものである、餘程愉快な面白い話である、一寸うまさうに思ふ、併し未だやつては見ませぬが、(指し指を輪)さう儲かる、それ許りでない、其の間の樂みと云ふものは非常な物で、諸君が小さい子供を世話をして、其結果がうまういつたら、實に愉

快な話である、自分で梨や桃を二年三年丹精して其桃が真赤に猿の舌のやうに、大きくなつたり、或は丸いどうも、藥籠のやうな梨がぶらさがつた美麗な光景を見ては、人の目を醒させるやうであります、それが唯樂しみ一方でなく、四十二圓と云ふものが懐ろを暖めるのである、(拍手)實に愉快な話ではありませぬか、又葡萄の如きものは、さうかと云ふと、随分價の高いもので、肥料を少々與へてやれば、一房で優に一貫匁や二貫匁の葡萄を得ることが出来る、一房二十錢とすれば三百房もあれば、六十圓の收穫は得られます、是で葡萄酒を醸造したならば、一瓶九錢に賣つても、大變な利益である、今普通の葡萄酒は皆藥を混じて造つてあるが、此の純粹な葡萄から搾らへた生葡萄なら、五十錢に賣つても誰でも喜んで買ひます、随分大變な利益でありますか、以上は果樹に就ての話してあるが其外はさうであるかと云ふと、未だ此邊ではやつて居るか居らぬか分らないが確かに此埼玉縣に出來ると云ふことを保證するのは、蘭である、此蘭を織て賣り出せば、百十四圓六十錢となる、さうして織賃から肥料地代總てを生産費と見積つて、九十五圓九十錢純益が十八圓七十錢と云ふものが、蘭から採れるのである、さ

う云ふものを茲に列舉して見ますと外國輸出品として相當に利益のあるものは絲瓜である、是は一反歩の収入高が五十圓で生産費が二十九圓五十錢純益二十圓五十錢と云ふものになるのである、夫れから生姜が五十六圓三十五錢其生産費が三十三圓十錢純益が二十三圓十五錢其行李柳と云ふやうな物は存外利益のあるもので、利根川荒川あたりの岸邊に植付けるもので、一反歩三十五圓生産費が十五圓三十錢収入が十六圓六十八錢大麻が一反歩三十七圓五十錢生産費が二十五圓二十錢純益が十二圓二十五錢、それからカボチャであります、東京などに近い處は、運賃を差引いて一反歩二十四圓八拾錢四厘生産費が十九圓八十二錢五厘収入が四圓九拾七錢七厘今度一般にやつて居ります桑です、世間では養蠶でなければならぬやうに云ふが、桑を作つて蠶を飼ひ繭を作らせて糸にする、夫れから賣ると云ふは、非常に生産費が餘計にかゝつて仕舞ふ兎に角値を見積つた上から計算しなければならぬ、繭にすると云ふことは、第二として桑一反歩十五駄と云ふは些と餘計に見積つた方ですが、夫れだけ上げるには、さうしても、肥料の五六圓もやらなければならぬ、それで差引一駄貳圓から壹圓五拾錢の相場として先づ貳拾圓

拾錢の収益があるだけであります、夫以上の利益を占むるものは幾らもありません。

次に耕種農業試作に依て見るとどう云ふ計算になるかと云ふに埼玉縣に於ける諸種の統計生産費を寄せて平均して見ると小作米として一石一斗夫れを平均相場に賣つて拾四圓參拾錢にならなければならぬが總別米と云ふ物は計算が持てない、夫故今日栽培法で今日の農具を使つて行つては到底面白い結果を見ることは出来ませぬ、之を改良して十俵二十俵も穫なければならぬ、其事を學理上から考出されたアクナルと云ふ人は一反歩五十俵の收穫は得られると云ふことを申して居られます、夫れは適當なる農具適當なる地盤適當なる温度を與へて、さうして理想的に拵へたる化學肥料を充分に其試験地に施して得たる成績で之を以て推せば、一反歩五十俵は穫れると云ふ計算でございます、(拍手)併し是は作土地盤温度肥料通風の工合も場所によつて違ひますから五十俵穫れると云ふことは、出来ませぬとして、兎に角さう云ふ状態では出来ると云ふことを證明されたのであります併しながら十俵は確かに穫れると云ふことは、此埼玉縣の作土氣候の上から觀察することが出来ます、然るに何故出来ぬかと云ふと、現

在の儘では假令肥料を澤山與へても其肥料を含んで居る餘地がない所謂根を保つ面積が寡い、夫れであるから澤山收穫を得やうとするには、其根を充分に、はびこらせなければならぬ、御存じでございませうが、總ての植物で早熟のものは根が短くて實が少ないが、根が澤山で長いものは、晩熟で實が大きく澤山なる、殊に稻などは、さうです夫れから考へて見ても、此の作物の根を澤山張らせることの出来る方法を講じなければなりません、然るに五寸の作土であるならば、五寸の深みにしか肥料は含まれませぬ、是以上には、餘地がない、夫れであるから、今日の處では十俵穫ると云ふことは、到底出来ない、今日の處の作土で今より倍穫れることは、夫れは無理である、夫れ故農具を改良して段々深く作土を拵えて行かなければならぬ、學校では今夫れを實行して居るが中には生徒が質問します、今に御覽なさい、一反歩十俵の米は穫つて見せると申して居りますが兎に角毎年一寸宛深く耕して今日の作土より二倍三倍になれば十二俵若くは十八俵位は、穫つて生徒に見せる積りであります、(拍手)是れが耕種試作改良の方法として第一に着手すべき所の仕事である、夫れから青年農業者の頭を作ると云ふことが、

必要である、今迄の頭は大變悪い頭をもつて居る、私共の子供が、家へ歸つて來るおとうさん、農學校と中學校とあるけれども、どっちの方が善いのでせう、夫れから私も農學校の方に從事して居るから、返辭に困たが、漸く、そりや寧ろ農學校が善い、斯う云ふと、だかみんなが云ふには、農學校は糞擔ぎだと云ひます、そりや、糞擔ぎをして造つた所の米や麥を人が喰ふので其本元を造るのだからと云ふと、爺の言ふことが宜いと思つたか黙つて仕舞いました兎に角尋常四年でございませう、其時代に一般が糞擔ぎだと云つて卑下するの觀念を有つて居る、是れちや日本の農業の進歩しない原因ではあるまいかと、情々其時に思ひました、此頃の小學校の先生方はさうでもないけれども、私時代の小學校の先生は、斯う云ふことを云つて居た、土臺家が百姓で自分も百姓に生れて來たが、百姓が厭いだから、師範學校へ這入つた處が、師範學校でも、農業があつて、草を取つたり、薩摩芋を植へたり、實にどうも厭で堪らん、百姓をする位なら師範學校へ這入らぬ方が宜かつたと斯う云ふやうな考へをもつて居たそれであるから、當時の小學校では成るべく農家に生れても、米のなる樹はどんな物か知らん方が却て名譽

のやうに思つて、寧ろ知つて居れば、品位を墜すが如くに考へて居る、(大笑)さう云ふやうな考を以て教へられた生徒が、今日青年となつて農事に從事して居るから、三ッ兒の魂百迄もと云ふ喩に漏れず、斯んな面白くない仕事はない、外に何にか面白い仕事があればと云ふ觀念で送つて居るさうしても、此頭を改良して行かなければならぬ、然るに近頃は植物園と云ふ物を、學校内に拵へると云ふ、文部省からの達しがあつて、追々學校園が出来て參りませうが此の學校園が都會の小學校では、殊に珍らしく新奇な植物や草花を植えて其類を生徒に知らしめるのは、學校園の目的の一つであるかも知れませぬが田舎の小學校では、新規に草花を植えて咲かせたり色々手数をかけなくとも學校往復の途中には立派に莖や蒲公英の花が、彩りをなして咲き亂れ菜の花は一面に敷詰めてあるやうな次第であるから別に花を造つて見せなくつても充分に足りて居るして見ると田舎の學校園は、どう云ふ方針で造つて宜いか、一ツ其私の意見を發表して見ませうと思ふ(謹聴)且つ夫れには學校園と云ふものに依て、田舎的趣味を喚起させるやうにしなければならぬ、兎に角今日の迄の習慣として都會地には趣味が多いやうな感じのみ

もつて居て田舎には趣味がないやうに思ふて居るが先づ此の學校園に生徒と共に種々なる植物を栽培して、之を理科の實驗に徴するやうにする、四年位の小童であれば、稲を一ツ植えたら、どうだと云ふやうな風に、獎めて稲を植えさせる、さうして適當に肥を與へ、段々大きくなつて花が咲いたら、花を採つて是れが追々發育して實になる、此羽子のやうになつて居るのは、何々になるのであると云ふやうに、説明を加へ、其稻が尙發育して行く順序に従つて、折々説明をして行くやうにする、それが段々大きくなつて、實を結んだなら、夫れを分配して味はせると云ふ風に生産的に其學校園を栽培して行きましたならば、果樹と云ふ物に就て興味を起し花に就て眞に其美と云ふことも知つて來て田舎の趣味を都會に比して高尚なることも悟るやうになる、先づ概して都會の趣味と言へば、下等の芝居とか踊りとか或は花柳の状態とか云ふやうな下等の趣味であつて田舎の高尚なる趣味には若かぬと云ふ觀念を學校園に依て養成して行くことが出來やうと思ふ、又學校の先生に於てもさうである、どうも、此學校は月給が少ないからまつと月給の善い其方に行かうとか或は小學校教育者では面白くないから、中等教育者に

なつて行かうと云ふやうな、觀念のある先生でも、學校園の近邊で自分と生徒と共に植えた梨は大きな實を結で居る、此方には梅が累累としてなつて居る、彼方には水蜜桃が甘まさうに赤味を帯びて居る、それに日々我教鞭の下に親んで居る、愛らしき兒童がある、此愛らしき兒童と、此學校園とは他にあるまい、假令月給が殖えても此學校は離れまい、其梨や子供に引かれて、寧ろ此村の村夫子となつて、終らうと云ふ觀念を養成することが出來やうと思ふ、私共が借家住いをして居りましても梨を植え胡瓜を植えたとすれば、他により家があつても其梨や胡瓜に引かれて動く氣になりませぬ、それと同じこと此學校園の爲めに教師も引かされて……先程十年二十年勤続された方に褒賞を與へられたが、實に結構なこと、さう云ふ風に永年勤続して居る中に段々此生徒も大きくなつて農事に従事する時分には益々其趣味を感じて眞に農業の樂しきことを感じ従て農業の改良發達を期するやうにもなり延ひては今迄茶屋小屋で酒を呑んだり、女に戯れたりする下等の樂しみよりは天然の美を愛すると云ふことにもなつて來る、其等の青年は皆此先生の教へを受けたものであつて、皆先生の拵へた頭で此學校園の中

心として、種々なる材料を供する許りでなく益々此を扶けて、其學校園より取つた種子を新聞紙に廣告するやうになつては愈々其學校園の値打を社會に發表することが出來るのであります、それからもう一ツ青年が農業を厭ひ田舎を嫌ふと云ふのは女子に農業の趣味がないと以ふ結果である、私に謂はしめたならば、今の所謂高等女學校であるとか、女子師範學校であるとか云ふやうなハイカラ生が殖えると云ふと農は滅亡と云ふことになりはしまいかと思ふ、何故かと云ふと、さういふ、ハイカラ生と配偶の結果亭主に向つて貴郎田舎は、趣味が無いから一ツ東京へ出て銀行へでも出たら宜いでせう或は川越へでも行つたら宜いと云ふやうな譯で、遂に東京なり川越へ出て參るやうになる、それが若し女子に田舎的趣味をもつて居れば夫が東京に出やうと云つても、貴郎東京は空氣が不潔で家が込んでうるさいではありませぬか、夫れよりか田舎は清潔で此通り自分で植えた果樹は今累累として日に熟して行くではありませぬか、さうかと云ふやうな譯で(拍手)さういふことになる、夫故今日の女學生に田舎的趣味を吹込んで行かなければならぬと同時に高等女學校へは専ら此農業的趣味田舎的趣味を與へる爲め農業に於

ける科目を加へて行かなければ農業の趣味を發達させることは出來ないと思ふ、要するに今日の農業試作の組織を改善し農具を改良し青年農業者の頭を改良し、さうして此農業者に配偶する女子に農業的智識を與へしむると云ふ、此四ツを實行することが、出來たならば、確かに理想通りに達することが出來やうと思ひます今日の状態から言へば其處迄は研究は出來ないやうに思はれますが實に日新月歩の時勢である、譬へて云ふならば昨日迄は此土壤中のバクテリアなどは農家で知らなかつた處が今日は土壤中にバクテリアがあつて此バクテリアを使へば窒素肥料は使はぬでも宜いロシヤのイネグラスと云ふ人の研究に依ればバクテリアを栽培して行けば之を窒素肥料にすると云われましたが、是れは非常に進歩した處の農業の話である、けれども是は遠い將來の話して自下の急務としては前申した四大問題を改良して第二農業を營む處の青年に此趣味を感じしむることを希望致します、餘り長くなり

ますから是で終ることに致します(拍手大喝采)



本郡教育の概況

全般を通じて本郡教育の状況を概言すれば校舎其他の設備、教育の諸施設にして經費に關する事項に就きては戦後經濟界の瘡痍尙未だ癒えずして山田尋常高等小學校の増築山根尋常小學校の新築及目下建築中に係る金子尋常高等小學校を除きては未だ遽かに著しき活躍發展を見るに至らずと雖も一般の意向は戦後の經營として特に教育の擴張を急務とし彼の近き將來に於て解決せられんとする義務教育延長の如きは寧ろ時勢の要求に適したる施設として二部教授に依らずして直に迎合て之を實施せんことを覺悟するもの、如し教育の内容に至りては着々健穩の進歩を繼續し教授訓練の改良上進は年と共に發達しつゝあり是れ畢竟するに教育實務者の銳意奮勵に職由するものにして其具體的に世間に發現したる一二を擧ぐれば兒童學業の成績調査に於て若くは本縣主催教育品展覽會出品に於て優越の地位を占めたるが如き特に顯著なるものとす

未だ慊焉たらざるものあり是れ學事當局者に一層の奮勵を希望せざるはあらざるなり若し夫れ現狀にして永く其進歩を見る能はざらんか本會が將來義務教育延長の曉に於て第一に憂慮すべき問題は此點に存するり郡内に現存する學校を擧ぐれば縣立に係る川越中學校を始めとし町村立小學校九十七校之内譯すれば尋常小學校五十六尋常高等小學校三十二高等小學校九及び實業補習學校一私立各種學校三にして本年度に至り新に高等女學校一を増せり蓋し高等女學校の新設は由來本會が久しく其設立を希望したる所なりしが川越町民の育英事業に熱誠ある途に町立として設置するに至り地方女子教育の爲に無前の便宜を興ふるに至りたるは實に本年度に於ける本郡教育上の一異彩にして特筆大書して本會の主張を實にせられたるを感謝せずんばあらず然り本會は町に對して感謝の意を表すると同時に將來其設備を完成し其内容を充實して健全の發達を遂げ地方女子中等教育の爲に偉績を擧げ男子中等教育と相對立して思想の健全にして且學術技能克く時代と地方との要求に適應する賢母たり將た良妻たるに堪ふべき人物を陶冶するに眼められんことを望みて止まざるなり

社會教育の側面を觀察すれば教育各種の集會は年を追ふて發展しつゝあり殊に父兄會母姊會若くは婦人會等の如き各地競ふて開會するに至り一會多き者は會衆五六百人に至る者尠からず其他同窓會、學術補習會、青年夜學會、壯丁豫備講習等を開催する者近時漸く多きを加ふるに至れるは教育上直接間接に其功果の多大なるを信ず本會は由來學校教育の進歩を希圖すると共に其之を間接禱補すべき社會的教育の作振を希望し常に其勸奨を勉むるの結果會經濟の豊ならざるに拘はらず多額の支出を惜まずして大聲平圓盤寫聲器を購入備付したるが如きは亦之が爲なれば將來巧に之を利用して通俗教育の道を拓き尙進みては從來教育の光明に接するの機會を逸したる下層勞働者工場に於ける工女等に慰籍と共に精神上の修養及常識を授與するに勉めんとす

其一 小學校

入間郡小學校一覽表

明治三十九年四月三十日現在

學校名	設置	校舎	教室		運動場		學級數	生徒	
			數	坪數	數	坪數		男	女
川越高等	町村	新築	一八	1,007	二〇	1,100	一	男	一
川越北尋常	同	同	一五	1,117	三三	1,500	一	女	一
								計	二
								高等	一
								計	二

本郡教育の概況

本郡教育の概況

其二 町村教育費豫算及基本金 (三十九年四月末現在)

學 校 名	設立町村名	三十九年度教育費豫算			
		普 通	學 校	基 本	時 財
		蓄積豫定額	既 紀	集 産	金 念
川越南尋常小學校	川 越	七二七・六六〇	三四四・〇〇〇	—	—
川越北尋常小學校	川 越	四七九・三六〇	一六九・〇〇〇	—	—
鴨田尋常小學校	芳 野	八二二・一四〇	二九〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	一一四・四九二
谷中尋常小學校	芳 野	—	—	—	—
植木尋常小學校	植 木	三三三・二二〇	七二〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	八三九五
古谷尋常高等小學校	古 谷	一七九五・四〇二	—	一〇〇・〇〇〇	一五二〇〇〇
南古谷尋常高等小學校	南 古 谷	二〇一四・〇七〇	—	五〇〇・〇〇〇	一五〇三・四〇〇
仙波尋常高等小學校	仙 波	一一〇・五九二	一三〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	二二三・五二二
高階尋常小學校	高 階	八六七・五〇〇	一三六・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	一五五・〇〇〇
藤岡尋常小學校	藤 岡	六九一・三五〇	二四三・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	八五〇〇〇
旭尋常高等小學校	大 井	一四五八・一〇〇	二八六・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	三〇七・四七八
鶴瀬尋常高等小學校	鶴 瀬	一一五二・五一〇	一三〇・〇〇〇	—	—
第一南畑尋常高等小學校	南 畑	一八八〇・一五〇	—	一〇〇・〇〇〇	二〇〇〇〇〇
第二南畑尋常小學校	南 畑	—	—	—	—
宗岡尋常高等小學校	宗 岡	一三六・一三七〇	五七〇・〇〇〇	一五四七・三五〇	五八七・三九〇
水谷尋常高等小學校	水 谷	七一九・〇三〇	一一八・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	五六・八八〇
藤井尋常小學校	藤 井	四一九・三三〇	一八〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
上富尋常小學校	上 富	三五四・六三〇	五四八・〇〇〇	—	—
竹間澤尋常小學校	三 芳	二五七・三三〇	八九二・〇〇〇	—	—

三芳高等小學校	柳 瀬	七〇八・四六〇	—	—	—
柳瀬尋常小學校	柳 瀬	五九六・九二〇	二二二・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	二九一・〇〇〇
文明尋常小學校	柳 瀬	四五四・一六〇	—	四〇〇・〇〇〇	一一一・四〇〇
柳瀬高等小學校	柳 瀬	七三四・四六〇	—	—	—
安松尋常小學校	松 井	九三七・一九〇	二六六・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
精華尋常小學校	松 井	六二六・一〇〇	八六〇・〇〇〇	二五〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
武藏野尋常小學校	富 岡	三九二・二六〇	五八〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇
化育尋常小學校	富 岡	四〇八・二〇〇	五二〇・〇〇〇	二五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
中富尋常小學校	富 岡	—	—	—	—
所澤尋常小學校	所 澤	一七六三・六六〇	六三六・〇〇〇	—	—
所澤高等小學校	所 澤	二〇四九・六七〇	—	—	—
山口尋常小學校	山 口	一〇八六・二三二	二六二・〇〇〇	二五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
西狭山尋常小學校	山 口	—	—	—	—
吾妻尋常小學校	吾 妻	五四三・九〇〇	—	一〇〇・〇〇〇	二五・九〇〇
小手指尋常小學校	吾 妻	八二〇・五二〇	一四〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇
明治高等小學校	小 手 指	八一〇・七二〇	—	—	—
三ヶ島尋常高等小學校	山 口 外 一 村 組 合	一八五九・〇六〇	—	五・〇〇〇	七五・〇〇〇
元狹山尋常高等小學校	三 ヶ 島	一一八一・〇七〇	二九五・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	一〇三・八五〇
宮寺尋常高等小學校	元 狹 山	一三六一・二〇〇	五〇〇・〇〇〇	—	—
金子尋常高等小學校	宮 寺	一七三五・七五〇	二七七・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一五九・五五〇
東金子尋常小學校	金 子	六九五・一九〇	—	三〇〇・〇〇〇	五八・六一五
豊岡尋常小學校	東 金 子	一一三三・二二四	七五・〇〇〇	—	—
豊岡高等小學校	豊 岡	一一九八・七四〇	—	—	—
藤澤尋常小學校	藤 澤	六三三・六四〇	—	—	—
入間尋常小學校	藤 澤	一一三三・五〇〇	五四五・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	一六一・三三〇

本郡教育の概況

本部教育の概況

堀兼尋常高等小學校	堀兼	一、八三三・一三〇	二七〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
福原尋常高等小學校	福原	一、六三〇・七三〇	二三〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	七九・三三六
奥富尋常小學校	奥富	七七一・六四〇	三四〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	三二・九七〇
入間川尋常小學校	入間川	一、六八四・八三〇	二七〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	三二・九七〇
入間川高等小學校	入間川外二ヶ町村組合	一、四三三・三四〇	一、五九〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四七・二〇〇
日東尋常小學校	日東	八二六・二一〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四七・二〇〇
大田尋常高等小學校	大田	一、一六一・三〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	八八・五〇〇
田面澤尋常小學校	田面澤	六四九・九二二	一、四九〇〇〇	五四〇・〇〇〇	一五・九〇〇
山田尋常高等小學校	山田	一、七八二・九七〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五三〇・〇〇〇	一〇六・〇〇〇
三芳野尋常高等小學校	三芳野	一、二九八・六三〇	一、六六〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
勝呂尋常高等小學校	勝呂	一、四一〇・九一二	一、六三〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇・一五〇
坂戸尋常高等小學校	坂戸	一、六六四・六七三	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇・一五〇
入西尋常高等小學校	入西	一、四三三・〇二〇	一、五〇〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一九四・七六〇
大家尋常高等小學校	大家	一、三九〇・六四〇	二、九八〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	一四・一五〇
二葉尋常高等小學校	川角	一、三六四・四〇〇	一、四九〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一四・一五〇
臥龍尋常小學校	毛呂	八四六・四九〇	一、五四〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一一三・一〇〇
東雲高等小學校	山根外一村組合	一、二五四・六四〇	一〇〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	七二・六六四
山根尋常小學校	山根	九一四・〇六〇	二、二九〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	一四四・三五二
越生尋常高等小學校	越生	二、一五六・八二〇	二、〇〇〇〇〇	一、〇六一・〇〇〇	三三・一五三
第一梅園尋常高等小學校	梅園	一、三三三・四三〇	三、三五〇〇〇	五、五〇〇・〇〇〇	一八五・一〇〇
第二梅園尋常小學校	梅園	五二七・九〇	一、三七〇〇〇	五、四二二・〇〇〇	三六・二〇〇
第一名細尋常小學校	名細	一〇七・四四〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇・〇〇〇
第二名細尋常小學校	名細	一、五八七・七七〇	三〇八〇〇〇	四、三七二・六〇	四〇四・〇三七
第一鶴ヶ島尋常高等小學校	鶴ヶ島	一、五八七・七七〇	三〇八〇〇〇	四、三七二・六〇	四〇四・〇三七
第二鶴ヶ島尋常小學校	鶴ヶ島	一、五八七・七七〇	三〇八〇〇〇	四、三七二・六〇	四〇四・〇三七

本郡教育の概況

高萩尋常高等小學校	高萩	一、三六八・二〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	八二・二九〇
原宿尋常小學校	高麗川	六二二・一〇〇	五〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
平澤尋常小學校	高麗川	四三〇・三三〇	五〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
高麗尋常高等小學校	高麗	一、二七一・二四〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇
甲東尋常高等小學校	東吾野	一、三二一・七八〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇
長澤尋常小學校	東吾野	一、四六五・〇六〇	五、四一〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	四三・五〇〇
霞ヶ關尋常高等小學校	霞ヶ關	七九三・二〇〇	一〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
柏原尋常高等小學校	柏原	一、二八三・四七〇	一、二七〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
水富尋常高等小學校	水富	四六七・一六〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	二五・〇〇〇
野田尋常小學校	元加治	二五五・六六〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
佛子尋常小學校	元加治	九三〇・五八〇	二、四二〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	七五・〇〇〇
巖尋常小學校	加治	一、〇二六・三〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	七五・〇〇〇
中川尋常小學校	加治	二、三六〇・八〇	八〇二・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇	二〇八・六四〇
武宮尋常小學校	加治	二、〇二一・四七四	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	二〇八・六四〇
第一精明尋常小學校	精明	一、〇二六・三〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇	二〇八・六四〇
第二精明尋常小學校	精明	二、三六〇・八〇	八〇二・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇	二〇八・六四〇
第一飯能尋常小學校	飯能	二、〇二一・四七四	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	二〇八・六四〇
第二飯能尋常小學校	飯能	二、〇二一・四七四	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	二〇八・六四〇
飯能高等小學校	飯能町外四ヶ町村組合	二、〇二一・四七四	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	二〇八・六四〇
原市場尋常高等小學校	原市場	一、八二二・九三〇	二、三三八・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四〇・一五〇
赤澤尋常小學校	原市場	二、七七一・三三〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四〇・一五〇
中藤尋常小學校	原市場	二、六二〇・九〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四〇・一五〇
第一南高麗尋常小學校	南高麗	二、九九九・一	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四〇・一五〇
第二南高麗尋常小學校	南高麗	二、九九九・一	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四〇・一五〇
第三南高麗尋常小學校	南高麗	二、九九九・一	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	四〇・一五〇

本郡教育の概況

第四南高麗尋常小學校

計

二七、六三〇

一〇、四七九

一四、三三〇

五〇、〇〇〇

一〇、七三三

其二 入間郡學齡兒童調查表

明治三十九年四月末日現在

町村名	現在就學		既卒業		合計	就學猶豫		就學免除		合計	總計							
	男	女	男	女		男	女	男	女		男	女						
川越	八〇〇	八五八	一七七八	七二七	六七六	一、四〇三	三、一四一	四〇	四四	八四	九	三	一、二	九六	三、二七	九七、〇四	九七、〇三	
芳野	一四二	一三三	二七六	二二七	一、一〇三	二、四一	一、五七	一	一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	一〇	五二七	九六、六二	九八、一〇
古谷	六六	六〇	一、二六	四三	四〇	八三	二〇九	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	二一〇	一〇〇、〇〇	九九、〇〇
南谷	一七八	一八九	三六七	一七七	三六	三三	六八〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六八七	九九、一六	九九、七八
仙波	一七三	一八〇	三三三	一七三	三五	二九八	六八一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六八六	一〇〇、〇〇	九九、〇〇
高階	一四三	一〇〇	一七二	一〇一	六七	一六八	三四〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三四三	九九、四三	九九、一三
福阿	一〇九	一五五	二四〇	一〇〇	六七	一六七	三九一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三九四	九九、〇五	九九、四四
大井	一四八	一五九	二六七	一五〇	一〇二	二二七	四九四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇一	九九、六四	九九、六〇
宗阿	一七四	一八八	三六二	一六七	一一	二八八	六五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四三〇	九九、一一	九九、〇九
水谷	九六	九六	一九二	九二	五七	一四九	四四一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三四五	九九、〇六	九九、三二
三芳	一三〇	一五八	二八八	一七二	一一	二九九	五二七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四四九	九九、六二	九九、四九
柳瀬	一三〇	一三八	二四五	一四五	一〇八	二五三	四九八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇四	九九、二四	九九、八一
宮井	一三七	一五〇	二八七	一九九	九一	二〇〇	四九七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇五	九九、六一	九九、七一
富岡	一六五	一七二	三三六	一五六	一一	三〇八	六四四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六四四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

本郡教育の概況

三九

所澤	二七六	二七九	五五五	三二二	一八三	四〇四	九五九	一	一	二	一	一	一	一	一	九六六	九九、〇〇	九九、五七
山口	一六三	一九九	三六二	一七	一五	二二二	五九四	一	一	一	一	一	一	一	一	六〇二	九九、二九	九九、六七
香妻	九二	二一七	二〇九	八六	九四	一八〇	三八九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四〇五	九九、八〇	九九、六二
小手指	一六三	一五四	三二七	一三七	一一	二五九	五七六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五八五	九九、三四	九九、五三
三ヶ島	一七四	二二一	三八五	一四八	一四二	二九〇	六七五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四九一	九九、六三	九九、一〇
宮寺	一三三	一一一	二五四	一三三	一〇〇	二三三	四八七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四〇六	九九、五四	九九、八一
元狭山	一〇九	一一一	二二〇	九四	九六	一八〇	四〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三九〇	九九、〇五	九九、九〇
金手	一四九	一四八	二九七	一五六	一一	二八七	五八四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四〇六	九九、五四	九九、八一
東金子	一〇七	九四	二〇一	七五	一一	一七六	三三七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三三六	九九、三三	九九、七五
豊岡	一六九	一八三	三五二	一五三	一三四	二八六	六三八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三三四	九九、三八	九九、八四
藤澤	八一	九一	一七三	七九	八〇	一五九	三三二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三三四	九九、三八	九九、八四
入間	八七	一一〇	一九七	二九	八九	二二八	四一五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四一七	一〇〇、〇〇	九九、五二
堀兼	一三三	一三六	二六八	一五二	一三三	二七三	五四一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五三三	九九、九二	九九、〇九
福原	一七〇	一四一	三一一	一三〇	一六	二二六	五四七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五三三	九九、九二	九九、〇九
奥富	一〇六	一〇一	二〇七	九六	七六	一七二	三九一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三三七	九九、〇一	九九、七二
入間川	二二二	二〇二	四一三	二二七	二二	四四八	八六一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八七二	九九、六五	九九、八三
日東	九六	一〇六	二〇二	一〇一	八五	一八六	三八八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三九六	九九、〇一	九九、七二
大田	一三五	一五五	二五〇	一三三	一一	二二四	四六四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四六五	一〇〇、〇〇	九九、七八
田面澤	九五	九〇	一八五	九五	九〇	一七五	三六〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三六四	九九、三六	九九、九〇
山田	一三三	一三九	二七三	一三五	八八	一八三	四四五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四五六	一〇〇、〇〇	九九、七八
三芳野	一八	一三七	二四五	一〇	八五	一九五	四四〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四四七	九九、一三	九九、三八
勝呂	一三六	一六二	二九八	一〇四	一〇〇	二〇四	五〇二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇二	一〇〇、〇〇	九九、〇〇
坂月	一五三	一三四	二八五	一三六	一三三	二三八	五三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五四七	九九、〇〇	九九、〇〇
入西	一五五	一三一	二四七	一〇六	一一七	二二三	四七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四七五	九九、五五	九九、八七
大家	一五五	一四七	三〇二	一三六	一〇五	二四一	五四三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五四四	一〇〇、〇〇	九九、八二

本部教育の概況

Table with 10 columns and 20 rows of numerical data, likely representing school statistics for various districts.

其四 人間郡尋常小學校生徒出席歩合表

町村學 校 四月 五月 六月 七月 九月 十月 十一月 十二月 一月 二月 三月 平均

Large table with multiple columns and rows, containing detailed numerical data for various locations and categories.

本部教育の概況

本部教育の概況

富岡	化育	九三、九八	九〇、五三	七八、八九	九〇、五四	九一、六二	九一、六三	九〇、三八	九二、二五	九〇、〇四	八四、三八	八九、二七
所澤	所澤	九〇、一九	九〇、一九	八七、〇四	八六、三六	九〇、〇三	九一、五〇	九二、二九	九七、八二	九五、九四	九三、五八	九四、三〇
山口	山口	八九、二七	七五、六二	七八、五九	八六、八五	八六、七八	九二、一六	九〇、四四	九四、一二	八六、五四	七七、〇二	八六、二二
香妻	香妻	九〇、六〇	八二、八一	七二、〇五	七三、二五	八六、五二	八七、〇〇	八四、一四	八七、三一	八一、四九	七二、七四	八四、五五
小手指	小手指	八七、五七	七九、七四	七二、〇二	七九、九三	八四、八九	九一、四六	九二、二四	九三、三二	八八、一四	七二、〇二	八六、八九
三ヶ島	三ヶ島	八二、八八	七一、六五	五五、八六	六九、六二	七八、四二	八一、四二	八二、七一	八四、五七	七七、二四	六四、六六	七五、四一
宮寺	宮寺	八〇、九三	七一、六九	六二、九三	七一、三七	八二、六三	八八、六五	八五、四〇	八六、六〇	八二、八〇	七一、四二	八三、六一
元狹山	元狹山	九四、三三	七七、〇五	七六、七五	八四、五五	九三、七三	九五、八八	九五、〇三	九五、〇五	九三、三二	八九、二一	九四、〇七
金子	金子	九四、六二	九〇、五四	八五、七八	九二、二〇	九三、三三	九六、〇一	九五、七六	九五、八六	九五、五七	九五、八七	九三、六二
東金子	東金子	九三、〇〇	八四、二二	七九、五五	八六、三七	九三、〇〇	九三、六三	九二、八九	九五、三八	九一、八八	八五、八七	九一、八〇
藤澤	藤澤	九三、三三	九〇、七九	八二、九三	九〇、六四	九一、七四	九四、二四	九四、六〇	九五、一〇	九三、六五	九二、三三	九四、六一
入間	入間	九二、六〇	八八、七六	七七、〇八	七七、六六	八六、八五	九〇、〇三	八九、一六	九一、五九	八八、六七	八四、六一	九〇、七七
福原	福原	九〇、一一	八四、九八	七三、二二	八三、二六	八七、五四	八九、五四	九〇、七九	九五、二二	九〇、五二	八四、三六	八七、三九
奥富	奥富	八七、三七	八三、七〇	七二、四二	七二、〇九	七九、八四	八二、一〇	七六、七六	八二、六八	七九、二四	七六、七五	七八、八三
大東	大東	九二、四〇	八八、三三	七六、七七	七九、五五	九一、四九	九三、七三	九三、四二	九二、七七	九三、一七	九三、四三	九二、〇八
日東	日東	九一、四〇	八八、三三	七六、七七	七九、五五	九一、四九	九三、七三	九三、四二	九二、七七	九三、一七	九三、四三	九二、〇八
大田	大田	八七、八一	八三、三九	七三、九三	七六、一四	八九、一六	八九、三七	八七、四一	九三、四九	八九、五三	八八、〇五	九三、七五
田面	田面	八〇、五九	八二、八二	七七、六〇	七八、五五	八二、四八	八四、三五	八二、七三	八四、六四	八四、六九	八五、九八	九〇、一四
山田	山田	九三、七四	八八、八五	七八、六六	七九、〇三	九〇、八一	九一、二〇	八二、九九	八五、〇九	八四、八七	八二、三八	八二、五八
三芳野	三芳野	九四、六五	九三、七九	八五、九四	八七、四三	九二、六七	九〇、八九	九〇、二二	九二、三四	八八、四七	八二、三八	八二、五八
勝呂	勝呂	九三、〇四	九三、五八	八〇、七一	八六、〇一	九一、六四	九一、六五	九一、七九	九三、四五	九〇、二四	九〇、三九	九〇、八三

本郡教育の概況

坂戸	坂戸	九六、九四	九四、八五	九二、三三	九四、〇六	九四、五七	九五、四一	九五、六九	九五、六九	九二、一四	九七、七〇	九四、二九
入西	入西	八九、四九	九二、二二	八四、六〇	八九、七一	九一、〇四	九二、一三	九一、六五	九二、二一	九一、〇〇	八八、八三	八八、三二
大角	大角	八六、九七	九〇、〇四	八一、八四	八四、二四	八八、〇〇	八八、五五	九〇、八〇	九三、七六	八九、六九	八九、〇五	九二、〇二
川角	川角	九一、二〇	九〇、二四	七五、三二	八八、八四	九一、〇八	九一、〇七	九〇、八二	九〇、九八	八八、八五	八三、六五	八六、〇九
毛呂	毛呂	九六、二〇	九六、二二	九一、二一	九三、七二	九五、三九	九五、三九	九五、三九	九五、三九	九五、三九	九五、三九	九五、三九
山根	山根	九六、七二	九六、八六	九三、七五	九五、一七	九五、一七	九五、一七	九五、一七	九五、一七	九五、一七	九五、一七	九五、一七
越生	越生	九七、七九	九五、五四	九〇、七七	九一、三五	九五、一五	九五、一五	九五、一五	九五、一五	九五、一五	九五、一五	九五、一五
梅園	梅園	九四、二五	九四、八〇	八八、三八	九二、三〇	九三、三三	九三、三三	九三、三三	九三、三三	九三、三三	九三、三三	九三、三三
名細	名細	八八、三六	八八、三五	八二、二五	八三、八六	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七
第一梅園	第一梅園	九五、四三	九三、三三	九〇、八五	九一、〇〇	九三、〇二	九三、〇二	九三、〇二	九三、〇二	九三、〇二	九三、〇二	九三、〇二
第二梅園	第二梅園	八八、三六	八八、三五	八二、二五	八三、八六	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七	八八、九七
第一鶴ヶ島	第一鶴ヶ島	八五、六二	八〇、九八	七七、二〇	七六、五五	八二、九五	八二、九五	八二、九五	八二、九五	八二、九五	八二、九五	八二、九五
第二鶴ヶ島	第二鶴ヶ島	九一、六一	九一、三四	八六、三三	八六、六七	九〇、四〇	九〇、四〇	九〇、四〇	九〇、四〇	九〇、四〇	九〇、四〇	九〇、四〇
高萩	高萩	八六、二二	八〇、八二	六九、七〇	七七、七二	八六、八一	八七、七二	八七、七二	八七、七二	八七、七二	八七、七二	八七、七二
高麗川	高麗川	九六、八六	八九、五九	八一、六三	八七、九九	九二、三八	九二、三八	九二、三八	九二、三八	九二、三八	九二、三八	九二、三八
高麗	高麗	八九、九七	八九、八一	七三、二四	八〇、二六	九一、六二	九二、三三	九二、三三	九二、三三	九二、三三	九二、三三	九二、三三
東野	東野	九六、六六	九五、八九	八七、七八	九〇、〇七	九五、一〇	九五、一〇	九五、一〇	九五、一〇	九五、一〇	九五、一〇	九五、一〇
東野	東野	九一、六二	九一、四四	七七、二三	八八、〇〇	九三、五六	九三、五六	九三、五六	九三、五六	九三、五六	九三、五六	九三、五六
霞ヶ関	霞ヶ関	九三、九九	九〇、一八	八〇、〇五	八三、七五	九一、五二	九〇、七一	八七、三四	八七、三九	八七、三九	八七、三九	八七、三九
霞ヶ関	霞ヶ関	九三、九九	九〇、一八	八〇、〇五	八三、七五	九一、五二	九〇、七一	八七、三四	八七、三九	八七、三九	八七、三九	八七、三九
柏原	柏原	九三、九九	八七、二六	六八、六八	六五、九〇	八四、三三	八四、三三	八四、三三	八四、三三	八四、三三	八四、三三	八四、三三
水野	水野	九五、一一	九三、五三	八五、〇三	八七、九四	九三、二九	九三、二九	九三、二九	九三、二九	九三、二九	九三、二九	九三、二九
水野	水野	九一、五七	八七、九六	八六、七一	八四、二四	九一、七一	九一、七一	九一、七一	九一、七一	九一、七一	九一、七一	九一、七一
元加治	元加治	九三、八四	八四、六四	八一、三七	九二、一一	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇
元加治	元加治	九三、八四	八四、六四	八一、三七	九二、一一	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇	九四、〇〇

本部教育の概況

Table with columns for school types (加治, 精明, 飯能, 原市場, 南高麗, 平) and rows for various schools, listing student counts and other statistics.

其五 本郡小學校教員講習會狀況

本郡小學校教員講習會は本年八月夏期休業を機とし本郡内在職教員及教員志望確實なるものに對し音楽外四科の講習會を川越高等小學校に開設したるに入會志望者多數なるは豫想外の盛況にして殊に會員の熱心なる炎熱灼くが如き候に拘はらず缺席者至て少數に講師の講演熱誠懇切にして克く講習の成績をして佳良ならしめたるは會員の満足は勿論本郡教育上直接に間接に其の裨益する所多大なるべしと信ず其概況左に

Table listing the names and titles of lecturers (講師) and members (會員) for the teacher training sessions, including names like 松井壯吉 and 木村安五郎.

Table listing the number of participants in various categories: 農業 (Agriculture) 38, 染色 (Dyeing) 42, 音楽 (Music) 29, 博 (Biology) 67, 体操 (Physical Education) 29.

修了證書授與者 (いろは順) 音楽科 二十七名

Table listing the names of graduates (修了證書授與者) in the Music Department (音楽科), including names like 飯田忠, 飯野要吉, and 林市五郎.

本郡教育の概況

本郡教育の概況

明治三十九年四月二十二日	二二	三三	體操	宗瀨 學校校長 池上 秀助
同 年四月二十八日	二九	一五	同前	同前
同 年五月二十日	三三	一九	同前	同前
同 年五月二十七日	三〇	一一	同前	同前
同 年十月七日	三四	一〇	同前	同前

所澤講習支部會狀況

開會年月日	出席	缺席	學科	講師職(資格)氏名	其他ノ事業
明治三十八年七月二十三日	五一	七	唱歌	本縣師範學校訓導 丸山 近美	(一)役員補缺選舉 (二)善音器ノ使用法 (三)縣教育品展覽會 へ部内學校ヨリ一 名宛ノ取調委員ヲ 派遣スルコト
同 年九月十日	四二	一四	同	同	
同 年十月十三日	五三	三	同	同	
同 年十二月二十六日	三七	一九	同	同	
同 年十二月十日	四四	一二	同	同	
明治三十九年二月二十五日	五二	四	教授訓練ニ關スル講話	本郡視學 植村 善作	
同 年五月十三日	四九	七	同	同	
同 年六月十日	四七	一三	同	同	
同 年七月二十五日	五三	九	體操	同	
同 年七月二十六日	五一	九	同	同	
同 年七月二十七日	三八	二〇	同	同	
同 年七月二十八日	四五	一五	同	同	
同 年七月二十九日	四一	一九	體操	同	
同 年七月三十日	五一	一一	同	同	
同 年七月三十一日	四四	一四	同	同	

豊岡講習支部會狀況

開會年月日	出席	缺席	學科	講師職(資格)氏名	其他ノ事業
明治三十八年九月二十四日	四三	二五	前回ノ續キ唱歌科	本縣師範學校訓導 丸山 近美	戰後兒童救養心得編纂ニ關スル協議
同 年十一月十日	四一	一四	同	同	童話傳説俚諺俗語等調査ニ關スル協議
同 年十二月三日	五五	一三	同	同	同
同 年十二月十日	六一	一〇	國定算術書取扱上ノ注意	東京高等師範學校訓導 後藤 胤保	同
同 三十九年一月二十一日	五〇	一九	同	同	同
同 年四月九日	五二	一三	同	同	同
同 年四月十日	五二	一三	同	同	同
同 年四月十一日	五四	一一	同	同	同
同 年四月十二日	四九	一六	新式體操法及遊戲	大日本體育會體操學校派遣 山本 賢造	小學校敬禮法及日露戰役ニ際シ事實上ニ表ハレタル結果ヲ教育上ニ利用スル方法調査ニ關スル協議
同 年四月十三日	五〇	一五	同	同	同
同 年四月十四日	四一	二四	同	同	同
同 年四月十五日	四三	二二	同	同	同
同 年四月十五日	四三	二二	同	同	同
自明治三十九年八月一日至同 年同月四日	二七	一	新式體操法 普通體操 教授管理訓練ニ關スル講話	大日本體育會體操學校 齋木 藤之助 入間 郡視學 植村 善作	同
明治三十九年十一月十八日	五八	一七	飯能講習支部會狀況	講師職(資格)氏名	其他ノ事業 役員改選 互助法改正 宮田附屬訓導ヲ聘スルコト 體操講習ノ件決議
開會年月日	出席	缺席	學科	講師職(資格)氏名	其他ノ事業
明治三十八年十月十五日	二八	一〇	算術教授法	埼玉縣師範學校訓導 宮田 伊佐吉	同
同 年十二月二十六日	二六	一三	同	同	同
明治三十九年一月五日	二六	一三	同	同	同
同 年一月六日	二八	一一	同	同	同
同 年三月四日	二四	一七	同	同	同
同 年三月二十五日	三五	七	瑞曲式體操	日本體育會體操學校 和田 重吉	同
同 年三月二十六日	三五	七	同	同	同
同 年三月二十七日	三三	一〇	同	同	同

本郡教育の概況

本郡教育の概況

明治三十九年三月二十八日	三三	九	瑞典式体操	日本体育會体操學校
同 年三月二十九日	三三	一〇	同	同
同 年三月三十日	三三	九	同	同
同 年三月三十一日	二九	一二	同	同
明治三十九年七月十八日	二八	一一	教育學報告	夏期講習派員 吉田筆吉
同 年十月十四日	三二	一九	同	同
同 年七月二十五日	三二	一九	同	同

高萩講習支部會狀況

同上

開會年月日	出席	缺席	學科	講師職(資格)氏名	其他ノ事業
明治三十八年十一月十二日	二八	二	國語科中讀方	本縣師範學校訓導 丸山美近	
同 年十二月三日	二四	六	同	同	
明治三十九年一月六日	二五	四	同	同	
同 年一月七日	二四	五	同	同	
同 年三月四日	二二	七	同	同	
同 年三月二十五日	一九	九	同	同	
同 年三月二十六日	二二	八	同	同	
同 年三月二十七日	二四	五	同	同	
同 年十二月二日	二七	三	同	同	

一、學校敬禮法ヲ一定スル件
 一、日露戰役ニ際シ事實上ニ表ハレタ結果ヲ教育上ニ利用スル方法
 右二項ニツキ協議會

備考	本年三月二十五日ヨリ三日間開會セシ体操科講習中本會々員ニシテ飯能支部會ニ於テ開催セシ体操科講習ニ出席セシモノ七人アリシ				
坂戸講習支部會狀況	同上				
開會年月日	出席	缺席	學科	講師職(資格)氏名	其他ノ事業
明治三十九年四月八日	三九	五	新式普通体操動作遊戯法	東京遊戯法研究會講師 中川 濟	役員選舉
同 年五月十三日	三三	三	同	同	同

開會年月日	出席	缺席	學科	講師職(資格)氏名	其他ノ事業
明治三十九年三月二十七日	一六	三	理科教授(瑞典式)	日本体操學校卒業生 大崎雄三郎	
同 年三月三十一日迄五日間	一六	三	同	同	
明治三十九年七月八日	三三	七	理科教授ニ關スル講話及兒童訓練ニ關スル講話	入間郡視學 植村善作	
同 年十月二十八日	二八	二	同	同	

開會年月日	出席	缺席	學科	講師職(資格)氏名	其他ノ事業
明治三十九年三月二十七日	一六	三	理科教授(瑞典式)	日本体操學校卒業生 大崎雄三郎	
同 年三月三十一日迄五日間	一六	三	同	同	
明治三十九年七月八日	三三	七	理科教授ニ關スル講話及兒童訓練ニ關スル講話	入間郡視學 植村善作	
同 年十月二十八日	二八	二	同	同	

其七 小學校長會の狀況

本郡長は本郡小學校長會規則に依り本年二月五日より七日に至る三日間に亘り郡内小學校長を入間郡公會所に召集し學事に關する諸般須要の問題に付諮問指示及協議せしめられ本縣よりは中村縣視學を派遣せられたり其事項並に議決の要領左の如し

諮問事項

- 一 補修教育を最も適切に實施し得べき方法如何
- 二 教員講習會をして一層切實有効ならしむる方法如何

本郡教育の概況

指示事項

- 一 教授細目及教案作製の件
- 二 學術の修養教授法の研究及び訓練上自ら實踐躬行を要する件
- 三 學級編制に關する件
- 四 教育の成績に一層重きを措くべき件
- 五 五年長兒童特別教授は自今と雖も尙ほ必要に應じて之れを施設し義務教育の周到を期すると同時に適宜劣等兒童等の特別教授をも併せ施し勉めて教育

尋常小學校教科書讀法ニ合セ及小學校敬禮法ノ協議

幹事補缺選舉
 會頭補缺選舉

本部教育の概況

- の効果を全からしむるを要する件
- 六 學校園設置に關する件
- 七 校外教授に關する件
- 八 校舍、校具、器械、標本等の保存方に注意し微細の修繕等は勉めて生徒と共に之をなすを要する件
- 九 征露紀念學校基本財産蓄積の事業をして有終の果を收むるに盡瘁すべき件
- 十 生徒身體検査に關する件
 - 一 生徒身體検査を行はんとするときは時日を定めて一週間前に郡役所に報告すべし
 - 二 女生徒の身體検査は總て着衣(成るべく検査衣を)のまゝ施行し胸圍の検査は襟を緩潤にして衣内に於て測定し且女教員在職の學校に於ては女教員をして検査を行はしめ女教員なき學校に於ては學校長若しくは首席訓導之を擔任すること
 - 三 生徒身體検査規程第五條第十一號疾病に於ける其他慢性疾患中鼻咽喉病に就きては殊に詳細の検査をなし且體格の健中弱は太畧左の標準に依り検査すること
 - 一 強健とは骨格及筋肉の發達良好構造尋常營養佳良にして現に全く疾病なきか又は疾病(全

- 身局處)あるも其病因良性症狀輕微豫後良にして短時日間に治癒し得べき見込あるものを指す
- 二 中等とは骨格及筋肉の構造尋常發育中等營養中等にして現に持久性疾患を有せざるものを云ふ
- 三 薄弱とは強健及中等以外の體格を指す
- 協議事項
 - 一 學校組合の事業として聯合運動會、生徒成績物展覽會及生徒學力比較研究會を實施するの可否若し可とせば其方法如何 (延期)
 - 二 本郡小學校教員貯金組合並に互助法を設くるの可否若し可とせば其方法如何 (撤回)
 - 三 訓練簿(個性帳)を使用する必要なきか若しありとせば其記載事項及様式を如何にすべきか
 - 四 訓練の要目を制定するの必要なきか若しありとせば其一般標準を如何に定むべきか
- 五 學校敬禮法を一定しては如何

六日露戰役に際し事實上に表はれたる結果を教育上利用する方法

(第五第六の二問題は委員附托委員の調査案に付ても異論ありて此の二問題は小學校教員講習支部會の事業に移すことに決す委員の調査案左の如し)

訓練簿様式 (協議題第三委員調査)

氏名				
明治年月日生				
家庭ノ状態				
児童ノ状態				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
訓練摘要				

要目 (協議題第四委員調査)

- 一 自治 自己の力にて爲し得ることは總て自己にて爲さしむ
- 一 規律 時を守り事物を整理する等總て規律に據ら

本部教育の概況

- 一 禮儀 自ら謙讓を守り長上を尊敬し言語舉止を恭謹ならしむ
- 一 勤勞 四肢の勤勞を厭はず好んで作業に就かしむ
- 一 正直 精神を潔白にし虚偽の言行ならしむ
- 一 堅忍 難事に處して自信を枉げしめず常に持久の精神を鍛鍊せしむ
- 一 衛生 衣服器具を清潔にし飲食を適度にし身體を強健ならしむ
- 一 質素 衣服調度を節約し努めて浮華を避けしむ
- 一 親切 他人に對し同情を表し諸事親切ならしむ
- 一 度量 嫉妬と不平とを制し度量を濶大ならしむ
- 小學校敬禮法 (協議題第五委員調査)
 - 一 敬禮を別ちて最敬禮普通敬禮の二とす
 - 二 最敬禮は 兩陛下 勅語及皇族に對し奉りて之を行ふものとす
 - 三 普通敬禮は其他に於ける一切の敬禮とす
 - 四 最敬禮は正面に向きて「氣ヲ付ケ」の姿勢を取り注目の後靜に上體を屈し兩手を垂下し膝に至る方法とす
 - 五 普通敬禮は最敬禮と同姿勢を取り上體を少しく前

本郡教育の概況

方に傾くるを法とす

六 御影を拜する正面に出で、最敬禮を行ひ更に

御影前六歩の處に進み最敬禮を行ひ其儘三步退き

回轉して退くものとす

數人列拜の場合には正面に整列し前項の敬禮を行

ふものとす

一 學級以上列拜は其位置に於て行はしむるものと

す

閉扉の際は一同最敬を行ふものとす

七 勅語奉讀の際は直立不動の姿勢を取り頭を垂れ

軽く目を閉ぢて拜聴し奉讀を終ると同時に最敬禮

を行ふものとす

勅語のみ奉讀する場合には奉讀に先ちても最敬

禮を行ふべきものとす

八 授業始終の際は號令を用ゐず教師の舉動により敬

禮を行はしむるものとす

九 敬禮を行ふべき人教室内に入り來るときは教師は

教壇を下り先づ敬禮を行ひ其官職氏名(初めての

場合)を告げ教師の發する「直シ」の令にて生徒は

起立して「禮」の合圖にて敬禮を行ふものとす

但し學校長の案内したる場合には學校長に於て

其官職氏名を告ぐべきものとす

一 證書類を受くるには授與者の前三歩の處に至りて

敬禮し進みて兩手に之を受け左手に取直し三步退

きて敬禮を行ひ舊位に復するものとす

二 其日初めて教師に逢ひたるるとき或は教員室へ出入

の際は敬禮を行はしむるものとす

三 用事ありて教師の前に來るときは必ず敬禮を行は

しむるものとす

三 一日中數回教師に逢ふときは第二回以後は敬禮を

略し單に會釋に止むるものとす

四 生徒歩行中長上に遇ひたるときは立ち止まりて敬

禮するものとす

五 脱帽するには右手にて帽底を把り垂直に提げ帽の

内方を右股に對せしむるものとす

六 教師生徒の敬禮を受くるときは會釋するものとす

但し着帽の時は帽子に手をかくるものとす

日露戰役に際し事實上に表はれた

る結果を教育上に利用する方法

(協議第六委員調査)

一 學校内適宜の場所に出征軍人の肖像畫簡及戰役を

紀念すべきものを備へ置くこと

二 學校境内に戰役紀念碑を建設し或は紀念園を設け

紀念樹を植うること

三 左の戰役紀念日を定め便宜適當の訓話をなすこと

イ、宣戰 大詔の煥發

ロ、遼陽の占領

ハ、旅順の開城

ニ、奉天の占領

ホ、日本海の大海戰

ヘ、平和克復

四 修身科其他の各教科を授くる際之に關聯する事項

は適宜之を利用すること

五 前三四兩項の参考とすべき事項左の如し

イ、宣戰及戰局に關する 詔勅及訓令(文部省)

ロ、忠勇烈士の美談

ハ、我國に對する各國の厚誼

ニ、出征軍人家族の美談

ホ、國民の後援に關する美談

ヘ、赤十字社及愛國婦人會等の事業

ト、戰事上學理應用の效果

附より 川越高等女學校狀況

本郡に女子中等教育の機關なかりしは實に一大缺點に

本郡教育の概況

して一日も速に其設立を促さるべからざるは郡内一

般の從來唱道せし所にして本會又屢疾呼せし所なるが

茲に川越町長始め有志諸氏の熱心なる計畫により町立

高等女學校は創設せられぬ本年四月下旬を以て文部大

臣の認可を得刻下の處川越高等女學校々舎内に設置せ

らる修業年限四ヶ年授業料は生徒一人月壹圓貳拾錢と

定め教室等の設備は當初中井町長同校長事務取扱を命

せられ着々其準備を促し準備稍整へるを以て其任を退

き廣瀬吉彌氏續て校長に任せられ以下職員も組織に至

れるを以て六月一日始業式を行ひ島崎郡長前原中學校

長中井町長其他町名譽職諸氏の參列あり島崎郡長前

原中學校長の祝辭并に廣瀬校長の答辭ありて式を終り

爾來授業を執り漸次設備と内容との整理を計れり其生

徒人員并に職員氏名左の如し

川越町立川越高等女學校生徒人員表 明治三十九

年十二月調

町 村 別 一學年 二學年 計

川 越 町 一六 二五 四一

他 町 村 一〇 一六 二六

入 間 郡 以 外 一〇 五 一五

合 計 三六 四六 八二

同校職員氏名 明治三十九年十二月調

本會錄事

學校長兼教諭 廣瀬吉彌
教諭 松木まつ
助教諭兼書記 池上恭助
囑託教師 小林トモ
同 (川越高等小學校) 菅野政五郎
同 (訓導長) 山取秋夫
同 (同校訓導兼) 山取秋夫

本會錄事

會員數及新に終身會員となりたる者の氏名

本會には目下終身會員五百名通常會員五百八拾五名計千八拾八名あり而して本會第六回會報(明治三十八年分)發行後新に終身會員となりたるもの、氏名は左の如し

川越町 前原仙次郎君 松崎求己君
岡本 定君 新島百介君 倉町良太郎君
喜多欽一郎君 坂田一清君 山崎覺太郎君
中島吉太郎君 竹内鹿女太郎君 和田弘基君
田中平太郎君 鷺田利治君 詫間喜久彦君
星野文一郎君 田中美之作君 篠原豊州君

古谷村 松本萬之助君 岡田太郎兵衛君
鶴瀬村 横田源九郎君 鹽野豊吉君
藤澤村 澤田チエ君
山田村 高梨馬之助君
加治村 岩澤正作君 中村忠三九君
南高麗村 山崎秀三郎君 岩崎兼吉君
入間村 田口雄吉君 宮岡宇五郎君
川角村 關口君
山根村 皆川才次郎君
吉原 宇市君 奥泉伊佐吉君 中村廣助君
梅園村 坪井祐吉君
堀兼村 島村三三君
精明村 清水和三郎君 細田三吉君
河野貞次郎君 高橋半次郎君 瀧田權八君
青木熊五郎君 青田作次郎君 青木幾太郎君
西村庄兵衛君
總集會
明治三十九年六月三日三日兩日に亘り本會第八回總集會を川越高等小學校に開き第一日は評議員改選の開票をなし、に其結果左の如くなりき

評議員

第一地方部

九十二票 (當選) 菅野政五郎君
六十八票 (當選) 森下魁三君
六十四票 (當選) 篠澤和吉君
六十三票 (當選) 早川金十郎君
五十九票 (當選) 植村善作君
五十九票 (次點) 小川鶴松君
四十四票 (全) 加藤萬次郎君
三十九票 (全) 三ツ木勝藏君
三十六票 (全) 船津長喜君
三十一票 (全) 豊米賢造君(以下略)

第二地方部

六十四票 (當選) 油井淑四郎君
五十票 (全) 島澤芳藏君
四票 (次點) 水宮織衛君
四票 (全) 小高武助君(以下略)

第三地方部

五十七票 (當選) 中條伊勢吉君
四十一票 (全) 根岸勝藏君
三十七票 (次點) 松平定禮君

第十七票 (全) 細谷善太郎君(以下略)

第四地方部

五十六票 (當選) 桑田源次君
四十三票 (全) 神山太三郎君
三十二票 (全) 平野常造君
二十四票 (次點) 金山坂次郎君
十二票 (全) 中村爲三郎君
十三票 (全) 木村左司馬君(以下略)

第五地方部

十六票 (當選) 中澤伸三郎君
十三票 (全) 吉田筆吉君
四票 (次點) 宮倉信好君
四票 (全) 双木利一君(以下略)

第六地方部

五十八票 (當選) 高澤義宣君
四十二票 (全) 新幡篤次郎君
二十八票 (次點) 小川與之助君
十一票 (全) 新井彌曾吉君(以下略)

第七地方部

二十一票 (當選) 高島勤君
二十票 (全) 石井勝助君

本會錄事

本會錄事

九 票 (次點) 島野辰之助君
二 票 (全) 新井清次郎君(以下略)

第八地方部

十一 票 (當選) 水村登吉君
七 票 (全) 佐藤榮林君
六 票 (次點) 村田傳造君
四 票 (全) 松本岩吉君(以下略)

にして當選者は何れも承諾就任せられたり
翌三日は午前九時開會會衆二百餘名來賓は八重野第二部長小島師範學校長前原川越中學校長矢部熊谷農學校教諭中村縣視學其他入間郡會議員の諸氏なり島崎會頭は一應の挨拶の後自身同會頭として本會從來に於ける事業の要點并に將來に對する希望の梗概を陳述し終りて本會表彰規定に據り二十六名の功勞者に對し賞狀及賞品を贈與し受賞者總代の答辭を以て式を了り次に植村幹事より本會の會計其他の事務に就き報告あり引續き左の議事に移る

一本會規則第四條第六條第十七條追加の件
又早川幹事より本縣教育會創立を告げたる要領の報告あり隨て本會より同會に參席せしむべき代議員の選出に關し規則の補足を議了したり此際山内郡會議員は會

長の許可を得莊重の態度を以て開口一番日露戰役の結果帝國の位置をして一躍世界に飛揚せしめたるは實に其根源を初等教育に歸すべきは論を待たず然も猶社界一般が概して初等教育者を輕視し冷遇するの傾向あるは一代の恨事に屬せり爾來十分此弊風を矯正し精神的に教育者を禮遇するの道を啓發鼓吹せざるべからずと中心燃ゆる如きの熱誠を披瀝し大に會衆の同情を感起せる者の如し正午休憩の後來賓の演説あり八重野第二部長(本縣教育の狀況に就て)の穩健質實なる矢部農學校教諭の(學校園と青年農業者)周匠緻密にして事々據る所ある小島師範學校長(教育の時代的精神)の莊重にして秩序整正なる何れも一般の傾聽する所となり拍手喝采の中に閉會を告げぬ時正に午後四時

評議員會

明治三十九年二月五日午後六時より入間郡役所内に於て本會評議員會を開く出席者は島崎會頭、水谷副會頭、早川、菅野、桑田、吉田、平野、神山、新井、小川(鶴松)、高島、小川(與之助)、水村、根岸、朝日、佐藤、小高、油井、中村、豊米、植村の十八評議員及岡村、松田の兩書記にして左の事項を決議せり
一 明治三十八年經費決算(別紙の通り)

全會一致を以て可決認定す

一 同年功勞者表彰費特別會計決算(別紙の通り)

全會一致を以て可決認定す

一 戰捷紀念基金設置及管理規定案(別紙の通り)

原案の通り可決す

一 入間郡教育會戰病者及癩兵遺家族兒童保育慰藉に關する規定案(別紙の通り)

審議の末左の通り可決す

一 篤志者より募集する寄付金は主として小學校生徒よりすること、尋常科は一人二錢以下高等科五錢以下を標準とし尙學校職員よりは拾錢以内を標準として募集すること
二 右募集は之を各小學校に依囑し來る三月十五日限り完了すること
三 戰病死者及癩兵遺家族兒童保育慰藉は國民援護會より豫期の補助金を得たるときは其全部を實行し否らざる場合には第六條の事項のみを行ふ

(別紙) 明治三十八年自十一月經費決算

收入之部

科 目 本年決算 本年豫算 附
會 費 一〇六〇 四七三〇 通常會員七百四十九人に對する會費

本會錄事

こと

一 明治三十八年一月決議事項を(幻燈器械及映畫を購入して本會に備付る事)變更して寫聲器を購入するの件(別紙の通り)

滿場異議なく可決し豫算を流用して購入費に充つることに可決す

一 縣教育會創立に關する件(別紙の通り)

會頭に一任することに可決す

一 明治三十九年經費豫算(別紙の通り)
收入の部紀念基金利子十圓八十錢を削除し利金を二百二十二圓十六錢七厘計を七百五十一圓二十八錢九厘と修正し支出の部に新に戰捷紀念基金積立の項を起して二百圓とし部集會の補助八十圓を削除し備品費を百二十圓豫備費を十九圓二十錢計を七百五十一圓二十八錢九厘と修正可決す

本會錄事

六〇

基本金積立金	一三〇・三三	本年決算	一三〇・三三
前年繰越金	三〇・三三	本年決算	三〇・三三
計	一六〇・六六	本年決算	一六〇・六六
雑費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
備品	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
消耗品	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
印刷費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
通信運搬費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
總集會費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
講習會費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
篤志者表彰費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
部集會補助	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
雜費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
豫備費	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
計	一〇・〇〇	本年決算	一〇・〇〇
基本金積立金	一三〇・三三	本年決算	一三〇・三三
計	一六〇・六六	本年決算	一六〇・六六

収入支出差引超過金六拾四圓九拾貳錢貳厘

戰捷紀念基本金積立金

翠卒へ繰越金

附記

那費補助基本金千圓の利子六拾圓第五回國庫債券額面貳千圓の利子此金貳拾參圓六拾錢第一回募集基本金利子金八拾六圓四拾壹錢壹厘會費貯金利子拾圓壹錢前年繰越金

役員旅費貳圓參拾四錢書記手當拾八圓會報編輯手當貳拾八圓

半紙千枚此代金九拾八錢半紙全紙五百枚此代金九拾錢同半紙五百枚此代金五拾五錢封筒五百枚此代金拾九錢五厘膠河牛紙十帖此代金拾七錢鉛筆一打此代金貳拾八錢卷紙一本此代金拾錢水引粘入、模造局紙金貳拾參錢會費千二百部六錢五厘此代金七拾八圓表紙貳百枚此代金壹圓六拾五錢領收切符千枚此代金八拾錢總集會廣告千枚此代金九拾五錢

○部集會補助へ金九圓九拾九錢六厘雜費へ金參圓拾參錢流用

○會報運搬費金壹圓貳拾錢郵券七枚此代金壹圓四拾錢、參錢郵券三十五枚此代金壹圓五錢郵券四十五枚此代金六拾七錢五厘、參錢郵券三十二枚此代金參拾貳錢送金手形料金五錢書留郵便手数料金七錢

○辯士其他招待費及雜費

川越音樂講習會へ補助金五圓五拾四錢四厘

大觀二十五個此代金貳拾五圓小觀百七十個一個金貳拾壹錢此代金參拾五圓七拾錢

○越生支部會へ金拾圓、川越、大井、所澤、豊岡、飯能、高萩、川角の七講習支部會へ金拾圓

○四拾貳錢八厘宛補助

○豫算不足に付印刷費より金九圓九拾九錢六厘流用

○役員買費辦償金貳圓四拾錢第五回國庫債券應募割増金貳圓同紀念手数料金四圓其他雜費金壹圓四拾錢

○豫算不足により印刷費より金參圓拾參錢流用

明治三十八年自十二月功勞者表彰費特別會計決算

科	目	本年決算	本年豫算
表彰費	子	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
計		一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
支出之部		一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
計		一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
收入之部		一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
計		一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
收入支出差引超過金七拾參圓九拾八錢七厘			
右剩餘金七拾參圓九拾八錢七厘は三十八年一月三十一日評議員會の決議に依り戰捷紀念基本財産として戰捷紀念積立金百貳拾六圓壹錢參厘と合し計金貳百圓として積立するものなり			
入間郡教育會戰捷紀念基本金設置及			
管理規定			
第一條 本會は日露戰役を永遠に紀念せんが爲め特に			
左記の基本金を設置す			
金貳百圓			
戰捷紀念基本金			
前項の外篤志者の寄附金其他の收入を本金に編入す			
第二條 戰捷紀念基金の利子は生として日露戰役に於ける戰病死者及廢兵病兵の遺家族中生計困難なるもの、兒童保育費及生計困難ならざるも孤兒となりたるもの			
第一條 本會は日露戰役を永遠に紀念せんが爲め特に			
左記の基本金を設置す			
金貳百圓			
戰捷紀念基本金			
前項の外篤志者の寄附金其他の收入を本金に編入す			
第二條 戰捷紀念基金の利子は生として日露戰役に於ける戰病死者及廢兵病兵の遺家族中生計困難なるもの、兒童保育費及生計困難ならざるも孤兒となりたるもの			

本會錄事

六一

第一條 本會は日露戰役を永遠に紀念せんが爲め特に左記の基本金を設置す

金貳百圓

戰捷紀念基本金

前項の外篤志者の寄附金其他の收入を本金に編入す

第二條 戰捷紀念基金の利子は生として日露戰役に於ける戰病死者及廢兵病兵の遺家族中生計困難なるもの、兒童保育費及生計困難ならざるも孤兒となりたるもの

第一條 本會は日露戰役を永遠に紀念せんが爲め特に左記の基本金を設置す

金貳百圓

戰捷紀念基本金

前項の外篤志者の寄附金其他の收入を本金に編入す

第二條 戰捷紀念基金の利子は生として日露戰役に於ける戰病死者及廢兵病兵の遺家族中生計困難なるもの、兒童保育費及生計困難ならざるも孤兒となりたるもの

第一條 本會は日露戰役を永遠に紀念せんが爲め特に左記の基本金を設置す

金貳百圓

戰捷紀念基本金

前項の外篤志者の寄附金其他の收入を本金に編入す

第二條 戰捷紀念基金の利子は生として日露戰役に於ける戰病死者及廢兵病兵の遺家族中生計困難なるもの、兒童保育費及生計困難ならざるも孤兒となりたるもの

經費殘額の内百貳拾六圓壹錢參厘を以て本案の如く戦捷紀念基本金を設定し且つ篤志者の同情により本金の増加を圖り又一面會費の未納整理を遂げ其集金の幾分を本基金に編入し而して其利得を以て本戦役に際し國家に殉し戦病死者のもの及廢兵となりたるもの、兒童を救護教育し又は慰藉するの資に供するは最も適切の事業と認むるに依り茲に本規定を設けんとす

入間郡教育會戰病死者及廢兵病兵遺家族兒童保育慰藉に關する規定

- 第一條 本會は入間郡内居住の下士卒にして日露戰役の際戦病死者及廢兵病兵となりたるもの、遺家族中生計困難にして勞働の妨げとなるもの、爲め勞働時間中其兒童を保護教育するの事業を行ふ
- 第二條 本會に於て保育すべき兒童は戰病死者、廢兵、病兵の扶養すべき弟妹子女の滿六歳以上にして義務教育を卒へざるものとす
- 第三條 本會に於て保育すべき期間は義務教育修了と共に終はるものとす
- 第四條 保育は兒童所在町村在住の本會々員中小學教育に従事するものに會頭之を委託す

受託者には報酬を給することあるべし但し受託者に於て報酬を辭したるときは委託の満了又は中途事故の爲め委託を辭退したる場合に於て相當の謝意を表することあるべし

第五條 被保育者には教育上必要なる書籍器具雜用品を給與し且つ必要なるものには食料の全部又は幾部を給することあるべし

第六條 本會は第一條第二條に該當せざるも同戰役の爲め孤兒となりたるもの及廢兵病兵となりたるもの、兒童を慰藉するものとす

第七條 本規定施行に關する細則は會頭之を定む理由

日露戰役は帝國安危の繫る大戰役に於て之が爲め銃彈に身命を墜し病魔に仆れ若くは不具となりたる廢兵等は實に國家の擁護者なるを以て之を優遇し之を慰藉せざるべからざるは勿論特に其生計困難なるものに至ては之を救護するは吾人の務むべき自然の義務なるべし而して其家族救護に關しては別に企劃するものあるべしと雖も其兒童の教養を完ふせしむるは正に本會の企圖すべき適切の事業と認めらる依て本會は一面遺家族救護の意を以

て其兒童を預り以て勞働に便を與へ一面其父兄に代り兒童の教養に任じ聊か報効の又假令生計困難ならざるも同戰役の爲め孤兒となりたるもの及び廢兵病兵となりたるもの、子女を慰藉し聊か報効の誠を盡さんとす

決議事項變更案

一 幻燈器械購入を見合せ之に代ふるに寫聲器を以てすることに變更すること

理由

幻燈器械購入の件は客年一月三十一日本會評議員會に於て是認し尙同年五月七日日本會總集會に於て可決したる處なるも會費未納整理の結了せざる結果購入財源意の如くならず爲に在舊實行の運に至らざりき然れども熟ら惟ふに本來本會が幻燈を備付せんとしたる趣意は幻燈其物に依りて通俗教育を施さんとするよりは寧ろ之を利用して多衆の者を集め因で以て就學出席其他家庭教育等の知識思想を鼓吹するの方便に供するに在りき當時未だ寫聲器(平圓盤)の一般に普及せられざりし時に當りては最至當の措置たりしに相違なしと雖も今や方便補助物としては嶄新にして且有趣なる彼の幻

燈に比して大に勝るものなるを信せずんばならず況んや幻燈にありては之を舉行する夜間に於てせざる可からざるの不便あり隨ひて往々弊害の之に伴ふものあれども寫聲器に在りては全然此不便なきをやはれ彼を捨て、之を取らんとする所以なり

寫聲器購入豫算

一金百八圓五拾錢
内譯
一金五拾參圓 中形寫聲器 壹基
一金五拾五圓五拾錢 平圓盤

内
金拾五圓 平圓盤 三枚
金拾貳圓 同 三枚
金七圓 同 二枚
金六圓五拾錢 同 二枚
金拾五圓 同 五枚
一 埼玉縣教育會創設に關する一切の件を會頭に一任する件

明治三十九年自十一月經費豫算

本會錄事

收入之部

科	本年豫算	前年豫算
會費	42,200	42,200
基本金利息	3,300	2,900
前年繰越金	3,000	10,300
計 收入	48,500	55,400

〔通算會員五百八十七人に對する會費一人一ヶ年參拾六錢此金貳百拾壹圓參拾貳錢未納會員四百九十二人此會費金貳百六拾貳圓五拾八錢〕
 〔郡費補助基本金千圓の利率六分此金六拾圓第五回國庫債券利子三月渡六拾五圓九月渡六拾圓募集基本金四百拾圓五拾錢五厘年五分四厘此利金貳拾貳圓拾六錢七厘會費貯金利子年六分の割此金五百拾圓紀念基本金貳百圓年五分四厘此利金拾圓八拾錢〕
 前年剩餘金 不用品賣却代

支出之部

科	本年豫算	前年豫算
雜品給	2,000	2,000
備用品費	10,000	10,000
消耗品費	10,000	10,000
印刷費	10,000	10,000
通信運搬費	10,000	10,000
總會費	5,000	5,000
講習會費	5,000	5,000
諸志者表彰費	2,000	2,000
部集會補助費	2,000	2,000
雜費	2,000	2,000
計 支出	68,000	68,000

附記
 役員及書記旅費手當等
 圖書器具等購入費
 筆墨紙游炭等
 三十九年會報千二百部一都九錢此金百八圓諸印刷費金貳拾貳圓
 郵便電信脚夫賃等
 辯士招聘及諸雜費
 〔篤志生徒百七十八人一人に付貳拾七錢此金四拾五圓九拾錢功勞者五十人一人に付壹圓五錢此金五拾貳圓五拾錢〕
 八地方部集會へ補助
 雜費
 備費

收入支出差引過不足なし

附記
二種之費目は過不足あるべき又は臨時の費途を生じたるときは會頭に於て添用することを得

役員の選舉及異動

本會評議員は本年六月總集會に於て選舉し各承諾を得たること前述の如くなりしが爾後森下評議員死亡に付其後任には小川鶴松氏の承諾を得たり而して本年六月十六日午後一時同會規則第八條に依り會頭副會頭及埼玉縣教育會代議員の選舉を入間郡役所内に開き早川菅野の二評議員岡村松田の兩書記立會の上開票したるに總數十八票にして

會頭

十八票 (當選) 鳥崎廣太郎君

副會頭

十六票 (當選) 水谷麻之助君

二票 (次點) 植村善作君

代議員

十六票 (當選) 植村善作君

十四票 (同) 菅野政五郎君

十一票 (同) 早川金十郎君

五票 (次點) 桑田源次君

二票 (同) 小川興之助君

二票 (同) 吉田筆吉君 (以下略)

右當選者は何れも承諾就任せらる

本會錄事

役員の出張

第三回關東聯合教育會狀況

第三回關東聯合教育會は曩きに明治三十六年千葉縣に於て開會の際申合に基き明治三十七年山梨縣に開設の筈なりしも其歳端なくも日露戰役起りたる結果山梨縣教育會は同盟諸會の承諾を得て其開會を延期し越て三十八年に至るも依然開催の計劃なかりしを以て東京府教育會は山梨縣教育會の同意を経て再度主宰となり同年十一月二十五、二十六兩日を期し東京高等工業學校を會場として第三回聯合教育會を開催するに至りしを以て本會は當時公務を以て滯京中なりし幹事植村善作氏を代議員として同會に參列せしめられたり今同氏の復命に基き其狀況を摘記すれば左の如し
 第三回關東聯合教育會へ代議員を派遣したるものは東京、埼玉、茨城、千葉、山梨、群馬、神奈川、栃木の一府七縣の府、縣、郡、市及區の七十七教育諸團にして總代議員九十七名之を各府縣別にすれば東京府三十三名、埼玉縣七名、茨城縣十五名、千葉縣十六名、山梨縣十三名、群馬縣八名、神奈川縣三名、栃木縣五名にして我埼玉縣の各郡教育會より派遣せられたるものは本郡の外大里、比企、南北埼玉、秩父、北葛飾の六郡

なりき會長は第一回と同じく東京府教育會長子爵岡部長職氏其任に當られ理事は同會幹事日下部三之助氏之に當りたり

第一日は午後三時を以て開會し東京府教育會の建議に係る規則改正案(別記)を討議し其第一條第一項静岡、長野を削除(其理由は右二縣を加ふとせば文部行政區域第一地方部の關係上亦新潟をも加ふるを可とするに似たり依て結局三縣に交渉を遂げたる上他日に於て決定するを至當とする)とし今回は從來の區域に止むること(なせりし)又第四條の順次之に當るものとすあるは單に代議員の協議を以て次回的主宰教育會を定むることに變更の外全部可決したり

次に各教育會提出の問題は類別して一應調査する爲委員を各縣教育會より三名づゝ選舉し翌日迄に調査することに決し開會時午後七時三十分

附記 本日會議の終りに於て代議員は振天府拜觀を許可せられんことを會長に申請せしに會長は宮内省へ問合せたる後三十七日午後一時より宮城の一部と濱離宮との拜觀を許可せられたる旨報告せ

第二日は前日に引續き午前九時より開會會長差支あり

岡文部省兼東京府視學官代りて會長席に着き調査委員より提出したる事項につき議事を開きたり議事半にして文部省普通學務局長澤柳政太郎君來場戦後の教育に就き一場の演説あり尋で十二時十分休憩し午後一時開會議長岡部子爵着席午前に引續き調査委員に於て調査の結果原案五十四題を合併して十八題に凝縮したる問題につき討議し結果修正案の通り全部可決し而して右決議事項中其筋へ建議すあるものは議長に於て更に調査を加へ文部省又は帝國議會へも夫々請願せられたる事及び委員の修正案等は別記の如し

關東聯合教育會規則改正案 (東京府教育會提出) 第一條 本會は關東地方に於ける各教育會の聯合に依りて成立し教育の改良上進を圖るを以て目的とす 第二條 本會は聯合せる各教育會の代議員を以て會議を開くものとし其代議員の數は左の標準に依る (一)東京府教育會、東京市教育會、神奈川縣教育會、横濱市教育會、埼玉縣教育會、群馬縣教育會、栃木縣教育會、千葉縣教育會、茨城縣教育會、山梨縣教育會、静岡縣教育會、長野縣教育會、各四

名以内 (二)聯合各府縣下に於ける郡、市、區(東京市に限る)の各教育會 各二名以内 (三)開會主宰の教育會は特に代議員拾名を列席せしむることを得

第三條 本會は開會主宰の教育會地方に於て毎年一回三日以内開會し左記事項を舉行す 一 議事 二 談話 三 演説

第四條 開會を主宰すべき教育會は第一項に掲ぐる各教育會順次に之に當るものとし次回の主宰者は代議員の協議を以て之を定む

第五條 本會の議案は聯合教育會より提出し開會主宰の教育會に於て之を取纏め開會一ヶ月前に各聯合教育會に配布するものとす

第六條 本會の事務は開會主宰の教育會に於て之を處理するものとす 但し開會後三ヶ月以内に於て次回の開會主宰たる教育會に其事務を引續くべし

第七條 本會の議長は開會主宰の教育會長之に當る但し事故あるときは該會長其代理を指名すべし

第八條 本會の議事は普通議事法に據る

第九條 本會の經費は毎回第一項に掲ぐる教育會に於て各金壹圓第二項に掲ぐる教育會に於て各金壹圓五拾錢を負擔す若し不足を生じたるときは開會主宰の教育會に於て之を負擔するものとす 但し代議員の旅費日當は此限にあらず

第十條 本則施行に關し細則を要するときは主宰の教育會に於て其都度之を定むべし 附記 此改正規則は第四回開會より之を實施するものとす 第三回關東聯合教育會議案 同盟教育會提出議案 東京府教育會提出 第一號 關東に於ける各府縣教育會聯合して教育品展覽會を東京に開設する事 要領 一、聯合府縣 東京府、神奈川縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、山梨縣の一府七縣の聯合とするものとす 二、小學校兒童及各種中等學校、生徒の成績品、教授用具、教育參考品等とし其細目及出品の方法は別に之を定むるものとす

三、開設場所 東京上野公園博物館附屬第五號館に於て開設するものとす

四、開會時期 明治三十九年四月十日より向ふ凡そ三週間開會するものとす

五、經費及負擔 經費總額を凡そ金五千圓と見積り内金二千五百圓を入場料の收入とし其餘は各府縣教育會に於て各其便宜の方法に依り分擔するものとす

六、規則設定 教育品展覽會に關する規則は東京府教育會に其設定權を委任するものとす

七、事務擔當教育品展覽會開總の準備及開會中の事務並に殘務の處理は東京府教育會に委任するものとす

茨城縣行方郡教育會提出
第二號 小學校令施行規則第三十一條第一項中尋常の二字及第三項全部を削除し第二項第一學年の上に尋常小學校の五字を加へられんことを其筋に建議する件
參照 小學校令施行規則第三十二條尋常小學校又は其分教場に於て同一學年の女兒の數一學級を編制

するに足るときは男女に依り該學年の學級を別つべし
第一學年及第二學年にありては前項の規定に依らざることを得
高等小學校若くは其分教場に於て全校女兒の數一學級を編制するに足るときは男女に依り學級を別つべし
説明 高等小學校に於て單級教授の困難なることは既に明かなる事實なるにも拘はらず本條の規定せらるゝは甚理解し難き處なり最女兒には適切なる教育を施さざる點なきにしもあらざるも又は教授者の注意如何により強ちなし能はざるにあらず且此の如きは經濟上にも不利益多しとなすこれ本題を提出したる所以なり

山梨縣教育會北巨摩支會提出
第三號 小學校施行規則第三十一條第三項を左の通り改正することを其筋へ建議するの議
高等小學校若くは其分教場に於て全校女兒の數一學級を編制するに足るときは男女に依り學級を分つことを得
埼玉縣北葛飾郡教育會提出

第四號 小學校教員俸給の平均額を高むる事

山梨縣教育會南都留支會提出
第五號 明治三十九年勅令第三號中第三條の月俸平均額を左の如く改められん事を請ふの議

第一項の人口十萬以上の市にありては二十圓其他の市にありては十八圓町村にありては十六圓

第二項の人口十萬以上の市にありては二十二圓其他の市にありては二十圓町村にありては十八圓
理由 現今の状態に於て教員配置上より生ずる不便を避けんがため本令の改正を望む

埼玉縣大里郡教育會提出

第六號 町村立小學校教員俸給義務額を尋常高等の區別なく總て十八圓とし市は二十圓とせられんことを建議する事

理由 凡そ教員は献身的奉職者たるは勿論にして且尋常小學校教員は特に優良の人物を要すれども現今の状態にては優良者は寧ろ高等小學校に配置せざるを得ざる次第にて苟も學校所在地に於て一家を成さしむるには少くも本文金額以上の支給を爲すべく且將來は尋常高等共に師範學校卒業者を以て補充せんとする今日に於て高等尋常の區別を立

つる必要を認めず依て之を提出す
埼玉縣大里郡教育會提出
第七號 小學校教員の俸給は府縣費を以て支辨せらるゝことに改正せらるゝ様前回の決議に依り已に建議せられたるべきも尙本會より其實行を催促せられんことを希望す
理由 戦後の經濟上町村税は頗る徴収に困むもの少からず然れども府縣税として形を變じて徴収するに於て難易の差甚しきものあり故に速に其實行を希望す
神奈川縣三浦郡教育會提出
第八號 小學校教員を國の官吏とし其俸給は府縣稅支辨とせられんことを文部大臣に建議すること
茨城縣協會提出
第九號 師範學校訓導に道廳府縣視學及郡視學となり普通免許狀を得國庫納金を廢し年功加俸を給せられ且其月俸額を市町村立學校教員と同一にせられんことを其筋に建議すること
茨城縣稻敷郡教育會提出
第十號 小學校長俸給を國庫支辨とすることを建議する件

小學校教員俸給國庫支辨の議其唱へらるゝや久し而も依然として之が實施を見る能はざるは要するに我國家經濟の許さざるものあるに因らじ然れども全部市町村の負擔に屬せしむる現時の方法は決して其當を得ざるのみならず斯道の振興を謀るの道にあらず之れ本按を提出し缺陷の幾部を補ひ實行の速かなるを見んと欲する所以なりもし夫れ其費額の如き平均月俸五拾圓として百三十萬圓に出でず之れをしも支出し得ざる國家經濟ならんとは吾人の斷じて信せざる處なり

山梨縣確水教育會提出

第十一號 小學校教員の俸給國庫支辨にする事

茨城縣行方郡教育會提出

第十二號 尋常小學校分教場の單級教授を擔當せるものには特別加俸を給することに改定されんを其筋に建議する件

説明 分教場は元來本校の二學級として取扱はれ居るを以て實際は單級教授をなせるにも拘はらず市

町村立小學校教員加俸令第七條前項の恩典に浴する能はざるは其當を得ざるものとすこれ本題提出の理由なり

山梨縣東八代郡教育會提出
第十三號 小學校令施行規則第三十條第二項を削除せられんことを其筋へ建議する事

理由 一學級の兒童定數は本條第一項の人員は既に最大限にして其以上の人員の一學級として教授するは不可能のことに付寧ろ二部教授を爲すの勝れるに如す之れ第二項の削除は刻下必要を認む

山梨縣確水教育會提出

第十四號 義務教育を六ヶ年にする事

埼玉縣北埼玉郡教育會提出

第十五號 戰勝紀念として義務教育の年限を六ヶ年となすことを政府に建議する事

理由 義務教育の年限を六ヶ年に延長することは多年の輿論なるも時機至らず今日に至りしか今や此大勝の紀念として上下力を奮て此宿論を實行するは最好時機なりと信じ速に義務年限の延長を實行せんことを望むにあり

山梨縣教育會提出

第十六號 小學校を國民學校と改稱し義務教育を六ヶ年とする事

山梨縣教育會南都留支會提出

第十七號 義務教育年限を延長せんことを促すの議
理由 平和克復を期とし多年教育界の希望たりし義務教育年限の延長を決行せられんことを其筋に促すにあり

千葉縣教育會提出

第十八號 戦後教育の第一着として義務教育の年限延長を實施せられんことを其筋に建議する事

群馬縣新田教育會提出

第十九號 小學校の義務年限を六ヶ年とし之れに二ヶ年の補習科を附設することを本體とするの規定ありむことを其筋に建議實行を促す事

理由 現今義務教育にては到底國民必須の智識一般を得得せしむる能はざるは教育界の輿論にして戦後教育國力發展上特に必要を見る
補習科を附設するを本體とするは義務教育を了るも未だ少ければ實地活用するの機に至るまで他に學習することなきものに對し殊に其必要を認む

山梨縣西山梨支會提出

第二十號 義務教育として實業補習學校を尋常小學校に附設せられんことを其筋へ建議する事
説明 義務教育を六ヶ年に延長することは今日國情

に徴し實行困難なるを以て之れが救済として尋常小學校卒業者に温習的教育を爲さしめんが爲め高等小學に入らざるものは必ず實業補習學校に入る夜間若くは適當の時機に於て其課程を學習せしめんことを

山梨縣東八代郡教育會提出

第二十一號 尋常四ヶ年教科を修了し其以上の學校へ就學せざるものに對し二ヶ年以上の補習教育を義務的に受けしむるの法を設けられんことを其筋へ建議する事

理由 補習教育は尋常小學校の教科修了者をして其教育の効果を奏せしむるのみならず他は義務教育の年限を延長するの階梯として本法を設くるの必要を感ず

埼玉縣北埼玉郡教育會提出

第二十二號 市町村立小學校基本財産を戰勝紀念として設定する爲め國庫より補助の制を設けられんことを政府に建議する事

理由 小學校の基本財産設定の事は町村當然の務めなりと雖も今回の戰役たる振古未曾有事にして其戰果も海陸共に全捷の奏効たり而して其戦捷は國

民教育が大に與りて力ありと言はざるべからずされば此際に於て各市町村に普く戰勝紀念の基本を設定することは精神教育の上に裨益すること大なるべきを信ず依て一時若くは相當期間に於て政府より學齡兒童の數に應じ補助の法を設け小學校に普く基本金を設置し國家教育の基礎を鞏固にし完全に國家要求の目的を達せんことを望むにあり

群馬縣佐波郡佐波教育會提出

第二十三號 市町村立小學校基本財産蓄積法國庫補助法を設けられんことを其筋に建議する事

茨城教育協會提出

第二十四號 市町村立小學校經費豫算の剩餘金は之を當該學校の基本金として蓄積せしむる企圖を立てられんことを其の筋に建議する事

山梨縣教育會南巨摩支會提出

第二十五號 小學校基本財産蓄積のことを市町村に強制するの法規を設けられんことを其筋に建議する事

千葉縣安房郡教育會提出

第二十六號 貧困にして就學せざる能はざる學齡兒童に對し市町村補助法を制定せられんことを建議する事

山梨縣東八代郡教育會提出
第二十七號 小學校施行規則第七十五條を左の如く改められんことを其筋に建議する事

理由 小學校教員は其學校所在地に居住せざるべからざる法令明示せる所なるも村落の如き往々住所に自由を缺き遠路通勤等の爲め教育上の弊害少からざるのみならず教員は學校管理上訓育上よりすらも學校構内に居住し模範的家庭を示すは最も必要なるを認む

群馬縣佐波郡私立佐波教育會提出

第二十八號 文部省令第十四號小學校令施行規則第七十五條を左の如く改正せられんことを文部大臣に建議するの件

市町村は必ず教員の住宅を設くべし

茨城縣教育協會提出

第二十九號 高等教育會議に小學校長を加へられんことを其筋に建議する事

茨城縣稻敷郡教育會提出

第三十號 小學校長に部下職員進退の申請權を與ふるの規程を設けられんことを文部大臣に建議するの件
理由 現行法令に來れば小學校長は部下職員統督の

責を負ひしかも之れが進退に付ては毫も容喙の權利を與べられざるなり從て監督官廳任意の進退に服従し或は自己の最信任し全校の盛衰に關する良職員を奪はれ或は自己の主義方針に反し命令を遵守せざるが如きものと雖も教員たるに不都合の行爲なき以上は忍て職員に加へ置かざるべからざるの境遇に陥るを免れず斯の如くにして如何に能く職員統督の權能を全ふし全校の統一を保ち始終一貫せる主義方法の下に兒童を教養するを得んや之れ本按を提出して他官廳長官と同じく部下進退の申請權を與へ教授の統督權を充分功果あるものたらしめ教育の成果を完全ならしめんことを望む所以なり

議員の被選權を與へられん事を其筋に建議する事

第三十三號 府縣稅を以て旨及雙陸小學校を各府縣に必ず一校以上を設置せられんことを其筋に建議する事

第三十四號 國費を以て普通教育に従事する教員を滿韓地方視察に派遣せられんことを其筋に建議する事

第三十五號 町村立小學校高等小學校授業料額制限を五拾錢以内とせられんことを建議する事

理由 現行法令の制限に據り市の状態と異らざる町に於て參拾錢の授業料を徴收し經常費の大部を支辨するは學校の現狀を維持するにすら困難なるを以て往々寄附等の名義を以て父兄より授業料以外に金員を集收するものあり蓋事情止むなきものとす且市は金六拾錢まで徴收するを得るに比して權衡を得るものと信じ之を提出す

群馬縣新田教育會提出

第三十六號 正當の事由なき不就學又は欠席兒童の保護者に對し制裁法を設くることを其筋に建議する事

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

群馬縣新田教育會提出

第三十二號 小學校教員に衆議院議員府縣郡市町村會

千葉縣教育會提出

理由 普通教育の振作改善を圖るため適當なる時期に於て小學校教員を召集し教育に關する法令及學術等の攻究をなさしめんことを望む

山梨縣教育南都留支會提出

第三十一號 小學校教員召集の制度を設けられんことを請ふ議

理由 普通教育の振作改善を圖るため適當なる時期に於て小學校教員を召集し教育に關する法令及學術等の攻究をなさしめんことを望む

群馬縣新田教育會提出

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

群馬縣新田教育會提出

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

理由 就學出席の督勵は教育進歩の根本にして現時之が制裁を設くる必要あるに由る

第三十七號 千葉縣匝瑳郡教育會提出
理由 青年教育の緊要なる論を待たず然れども方法宜きを得ざれば將に勃興せんとしつゝある其氣運をして頓挫せしむるの遺憾なき能はず因りて最も有功なる方法を調査して斯道に資せんとする所以なり

第三十八號 青年者教育點呼法を設けられんことを建議する事
千葉縣安房郡教育會提出

第三十九號 字音假字遺長音符(一)をすべて(二)に改むる可否可決すれば之を文部大臣に建議する事
神奈川縣三浦郡教育會提出

第四十號 小學校令施行規則第十六條字音假字遺を公用文に使用し得ることに定められんことを其筋に建議するの議
山梨縣北巨摩支會提出

第四十一號 國語及字音假名遣を一致せしめ之を一般に用ひしむる事
山梨教育會提出

第四十二號 日露戰役に關する教育資料を編纂せられんことを文部大臣に建議すること
神奈川縣三浦郡教育會提出

第四十三號 戰捷紀念として戰利品を小學校に下付せられんことを其筋に建議する事
千葉縣匝瑳郡教育會提出

第四十四號 理科及商業の國定教科書を速かに編纂せられんことを其筋に建議すること
理由 明治二十七八年戰役に於て平和克復せらるゝや其紀念として戰利品を下付せられ愛國的精神の涵養に資するあるや多大なり故に今回に於て亦下付せられんことを建議に及ぶ所以なり
群馬縣新田教育會提出

第四十五號 唱歌體操の教科書を國定を以て一定せられんことを其筋に建議する事
理由 唱歌及體操の教科書一定せざるが爲め其方法區々に分れ唱歌科の如きは徒らに新奇を追ひ時流を競ひ遂に之が教科の加設の目的をも併て没却すべきやの憂あり之等弊害を除くは教科書を國定に依り一定するに如くはなし之れ本案を提出する所以なり
山梨縣東八代郡教育會提出

第四十六號 師範學校の教科目中に必須科として實業科を加へ且小學校教員檢定科目中にも該科の一科を必ず加ふることを其筋に建議すること
理由 小學校教員の實業上の必要なるは現に説明を要せざる處なるにも拘はらず小學校教員に之が素養を缺けるを以て往々教育の實功を奏すること充分ならず且實業補習學校の如き國家の必要上續々設置を見るも之が適當なる教員を缺けること往々見出し遺憾とする處なり之等缺點を補足する爲めには小學校教員をして實業的智識を與ふるに如かず之れ本案を提出する所以なり
山梨縣東八代郡教育會提出

第四十七號 小學校に學校園を必設すべき様法令を設けられんことを其筋へ建議すること
理由 小學校に學校園の必要なるは喋々を要せず而して之を設置する方法を以ては法令を以て設置を促すの優れるに如かず
山梨縣碓氷教育會提出

第四十八號 教育會を系統的に開設すること
例へば農會の如く法令を以て規定する事
山梨縣西山梨支會提出

第四十九號 當聯合會より其筋へ建議せし問題中未だ實行せられざる事項に付其筋へ意見を尋ぬる事
説明 右は其筋の意向を確め教育施設經營上の參考に供せんとす
山梨教育會東山梨支會提出

第五十號 小學校施行規則第三十條第二項を左の如く改正せられんことを其筋へ建議すること
尋常小學校にありては一學級の人員を六拾人以下とし高等學校尋常小學校にありては五拾人以下とし高等學校尋常小學校にありては五拾人以下とし成績上二層の効果あらしむるの議
下野私立教育會提出

第五十一號 淫靡なる繪畫及小説廣告類の取締を一層嚴にせられんことを建議すること
第五十三號 戰費に流用したる教育基金を速に填補せんことを其筋に建議すること
調査委員報告

第五十二號 本案は第五項を左の通り修正可決
第五項經費 東京府教育會に於て負擔するものとす但し出品に關する費用は各自出品者の負擔とす

第一號

第二號、第三號

本案は左の通り修正す

小學校令施行規則第三十一條を削除せられんことを其筋に建議すること

第四號、第五號、第六號

右三案を合して左の如く修正可決

小學校教員俸給平均義務額を高められんことを其筋に建議すること

第七號、第八號、第十號、第十一號

右四案を合して左の通り修正可決

小學校教員俸給を國庫支辨にせられんことを文部大臣に建議し併せて貴衆兩院に請願すること

第九號

本案は左の如く修正可決

視學任用令中に師範學校訓導を加へられんことを其筋に建議すること

第十四號より第二十一號に至る

右八案を合し左の通り修正可決

義務教育を六ヶ年延長し速に實施せられんことを其筋に建議すること

第二十二號乃至第二十五號

右議案を合し左の通り修正可決

市町村立小學校基本財産國庫補助法を速に制定せられんことを其筋に建議すること

第十二號、第二十六號、第二十九號、第三十三號、第四十一號乃至第四十三號、第四十六號、第四十八號、第五十二號、第五十三號

右何れも可決

第三十四號乃至第四十號、第四十四號、第四十五號、第四十七號、第四十九號乃至第五十一號

右討議に附する必要なものと認む

第四回關東聯合教育會狀況

第四回關東聯合教育會は本年十月二十日より三日間山梨縣教育會主催の下に甲府に於て開催せり本會よりは幹事菅野政五郎代議員として出席せり其概況左の如し會場は師範學校を以て之に充て二十日午前九時開會最初武田同縣知事臨場代議員一同に對し遠來の勞を謝せられ且數日前までは終始自身出席し會長の任に當る者なりしが本日西園寺總理大臣目下當市に於て開催の一府九縣聯合共進會へ臨場の筈なるを以て本會に對しては甚だ遺憾ながら出席の意を果すを得ずとの篤き挨拶あり依て平井同縣第二部長代りて會長の席に就き議事

を司轄せられたり參列したるものは東京(一府一市七

郡四區教育會代議員二十四名)神奈川(一縣五郡一市教

育會代議員十一名)上野(一縣六郡二市教育會代議員十

五名)下野(一縣二郡一市教育會五名)千葉(一縣七郡教

育會代議員十三名)茨城(一縣十郡教育會十二名)信濃

(一縣七郡教育會十五名)山梨(一縣九郡一市教育會三

十名)埼玉よりは縣教育會より高橋重藏氏北足立郡よ

り岩田武三郎氏兒玉郡より田島紋次郎氏松本文作氏大

里郡より河合銀太郎氏北埼玉郡より片山正賢氏北葛飾

郡より中野新右衛門氏並に本郡より菅野政五郎出席し

代議員合計百四十名なり舉行次第並に議案左に

舉行次第

第一日 十月二十日

午前九時開會同十一時散會

一、開會の辭

二、報告

第二日 同月二十一日

午前八時開會正午散會

一、議事

第三日 同月二十二日

午前八時開會正午閉會

一、議事

二、協議

次會の主宰者を定むるの件

三、閉會の辭

議案

小學校教科に關する事項

一、尋常小學校に於て手工圖書を必須科とせられんことを其筋に建議すること

(山梨教育會甲府支會提出)

二、尋常科に唱歌を必須科とするの件

(茨城縣行方郡教育會提出)

右一、二を一括して否決

三、高等小學校第三四學年の女子にも農業又は商業

を課し得べき様法令の改正を其筋に建議すること

(信濃教育會提出)

四、高等科女子に農業を課する件

(茨城縣行方郡教育會提出)

右三、四を合せて可決

五、小學校令第二十條第三項中「男子の爲に」の五字

を削除せられんことを其筋に建議すること

(神奈川県教育會提出)

右可決

六、高等小學校の修業年限を二ヶ年とし修業年限二ヶ年の實業補習學校を附設すべき制度に改められんことを其筋に建議すること

(群馬縣利根郡教育會提出)

右否決

七、作法教科書を編纂せられんことを其筋に建議すること (神奈川県三浦郡教育會提出)

八、小學校教科用作法書を文部省に於て編纂せられんことを建議すること (山梨縣教育會北巨摩支會提出)

右七、八一括して可決

九、高等小學校修身書を男女各別に編纂せられんことを文部大臣に建議する件 (茨城教育協會提出)

十、高等科女兒用の修身書國語讀本を速に編纂せられんことを其筋に建議すること (山梨教育會甲府支會提出)

十一、文部省に於て唱歌科の小學校教科用書を著作し

來年度より實施せられんことを文部大臣に建議する件 (茨城縣久慈郡教育會提出)

右否決

十二、尋常小學校第一、第二學年用教科書の挿畫に彩色せられんことを其筋に建議すること (山梨教育會東山梨支會提出)

右可決

十三、義務教育を六ヶ年に延長し速に實施せられんことを其筋に建議すること (群馬縣碓氷教育會提出)

右可決

一、小學校令施行規則第三十一條第三項を削除せられんことを其筋に建議すること (神奈川県教育會提出)

二、小學校令施行規則第三十一條第三項を削除せられんことを其筋に建議すること (神奈川県三浦郡教育會提出)

三、小學校令施行規則第三十一條第三項を左の如く改正せられんことを其筋に建議すること

右可決

小學校基本財産に関する事項

一、市町村立小學校基本財産積立に對し國庫補助法を設けられんことを其筋に建議すること (山梨教育會西山梨支會提出)

二、市町村立小學校基本財産國庫補助法を速に制定せられんことを其筋に建議すること (群馬縣私立佐波教育會提出)

三、小學校基本財産の造成に關し強制法令を設けられんことを其筋に建議すること (千葉縣匝瑳郡教育會提出)

四、學校基本財産の蓄積を強制する命令を發せられんことを其筋に建議すること (山梨教育會南巨摩支會提出)

右一、二、三、四を合せて左の如く修正可決
市町村に市町村立小學校基本財産積立方法を設けしめ之に對し國庫補助法を制定せられんことを其筋に建議すること
其他の事項

一、市町村税の制限外賦課率標準額を改正せられんことを其筋に建議すること

(神奈川県教育會提出)

右可決

六、高等小學校の修業年限を二ヶ年とし修業年限二ヶ年の實業補習學校を附設すべき制度に改められんことを其筋に建議すること

(群馬縣利根郡教育會提出)

右否決

七、作法教科書を編纂せられんことを其筋に建議すること (神奈川県三浦郡教育會提出)

八、小學校教科用作法書を文部省に於て編纂せられんことを建議すること (山梨縣教育會北巨摩支會提出)

右七、八一括して可決

九、高等小學校修身書を男女各別に編纂せられんことを文部大臣に建議する件 (茨城教育協會提出)

十、高等科女兒用の修身書國語讀本を速に編纂せられんことを其筋に建議すること (山梨教育會甲府支會提出)

十一、文部省に於て唱歌科の小學校教科用書を著作し

高等小學校若くは其分教場に於て全校女兒の數二學級を編制するに足るときは男女に依り學級を區別すべし (山梨教育會東八代支會提出)

右否決

四、小學校令施行規則第三十條第一項中七十人を六十人に六十人を五十人に改め及同條第二項を削除せられんことを其筋に建議すること (神奈川県三浦郡教育會提出)

五、小學校令施行規則第三十六條を左の如く改正せられんことを文部大臣に建議すること (山梨教育會中巨摩支會提出)

六、學級以上の小學校に於ては學校長の擔任する教授を補助する爲め正教員一人若くは准教員二人を置くを要す (山梨教育會中巨摩支會提出)

七、教育會に關する事項 (群馬縣利根郡教育會提出)

八、教育會法を制定せられんことを其筋に建議すること

九、教育會法を制定せられんことを其筋に建議すること

(千葉縣匝瑳郡教育會提出)

右否決

二、本會第一回より第三回まで決議したる事項中緊急施設を要すと認むるものを調査し其實行を圖ること
(千葉縣匝瑳郡教育會提出)

右否決

三、中等教育以下の各種學校の學年の始期を九月とし終期を七月とする制度に改められんことを其筋に建議すること
(群馬縣利根郡教育會提出)

右否決

四、學校生徒の身体検査を有効ならしむる様規程を變更せられんことを其筋に建議すること
(神奈川縣三浦郡教育會提出)

右否決

五、教育銀行を設くるの議
(千葉縣安房郡教育會提出)

右否決

六、明治三十八年勅令第四百四十號第四條視學に關する事項を左の如く改められんことを其筋に建議すること

視學は一人を奏任とし二人を判任とすること
各府縣を通じ百三十八人とすること
(茨城教育協會提出)

右否決

七、全國小學校教員の服制を一定せられんことを其筋に建議すること
(山梨教育會西八代支會提出)

右否決

八、戦利品を日露戦役紀念として各學校に交付せられんことを其筋に建議すること
(山梨教育會北都留支會提出)

右可決

九、官廳教育機關を法令を以て各府縣に必設せしむることを其筋に建議すること
(信濃教育會提出)

右否決

十、特殊教育を要すべき兒童に對し其施設をせられんことを其筋に建議すること
(山梨教育會東山梨支會提出)

右可決

十一、小學校卒業者教育點呼法を設けられんことを建

議すること (山梨教育會中巨摩支會提出)

右否決

十二、正教員の定期考試制を設けられんことを其筋に建議すること
(山梨教育會南都留支會提出)

右否決

十三、靖國神社祭日を小學校令施行規則第二十七條中に加へられんことを其筋に建議すること
(山梨教育會東八代支會提出)

右可決

十四、小學校令施行規則第百八條第百九條の科目中手工農業商業の内一科目は必受験せしむることに改められんことを其筋に建議すること
(山梨教育會東八代支會提出)

右否決

十五、初等教育の内容實質を改良する方法
(信濃教育會下伊那部會提出)

右否決

十六、貧民子女をして就學せしむるに利便なる制度を設けられんことを其筋に建議すること
(信濃教育會下伊那部會提出)

右否決

十七、字音假名遣と國語假名遣とを一致せしめ之を普通教育全般に施行せられんことを其筋に建議すること
(山梨教育會提出)

右否決

十八、小學校教員免許狀を各府縣を通して有効ならしむることを其筋に建議すること
(山梨教育會提出)

右否決

十九、視學機關の改良擴張を圖られんことを其筋に建議すること
(山梨教育會提出)

右否決

關東聯合教育會開催の際教育大會をも併せて舉行せられたり會場は同縣會議事堂を以て之に充てらる其次第左の如し

教育大會次第

第二日 十月二十日

午後一時開會、午後五時散會

一、開會の辭

二、討議

(1)義務教育を六ヶ年と迅速に實施せられんこ

本會 録事

とを其筋に建議すること
(2)教育基金を速に填補せられんことを其筋に建議すること

三、來賓の演説

第二日 十月二十一日

午後一時開會、午後五時閉會

一、會員演説 (一人五分間)

二、來賓の演説

三、開會の辭 會長

右の内第一日の議題(1)は森山山梨縣師範學校長により(2)は權太甲府尋常高等小學校長によりて要旨を説明せられ別に議論を須ひず全會一致を以て可決せられたり來賓の演説は横井時敬(實業教育)辻新次(戦後國民の心得)井口あけり(瑞典式体操に就て)井上哲次郎(日本の國體と教育)島田三郎(社會と教育)の諸氏にして交々登壇一人一時乃至三時間の長演説なりしが何れも當代に聲望ある名士のこととして會衆の傾聴する所となり拍手又拍手喝采に喝采を續きて閉會を告げたり兩日とも來會者堂に滿ち立錫の餘地を見ず非常の盛會なり

主宰者たる山梨教育會が用意周匠にして且溢るゝばかりの熱情を以て一般出席者を歡待せられたることなり宿泊所の周旋並に議案調査の爲め第一日薄暮まで居残りたる特別委員に晚餐を供せられ第二日には一同に對し晚餐を出され第三日は午後二時より甲府市公園内の望仙閣に於て同縣名産の葡萄其他酒肴の饗應あり一府九縣聯合共進會觀覽者には優待券を附與せられ加之閉會後御嶽探勝身延山參詣希望幣には案内の勞を執られ出席者をして毫厘の遺憾なからしめたり是れ一同の深謝措く能はざる所なり
本年五月二十八日本縣廳内を會場とし本縣教育會創設に關する協議會開催の通報に接し本會より早川植村菅野の三幹事出席したり他郡教育會よりも三名若しくは二名委員の出席あり本縣廳よりは八重野第二部長中村高橋兩視學臨席せられ最初大久保知事の目下本縣に教育會の設けなきは内に顧み外に對し遺憾に堪へざる所なり本日諸氏の會合により速に創立せられんことを中心より深く希望すとの陳告あり尋て八重野第二部長に便宜議長の勞を請ひ左記の如き規則を協議決定し茲に縣教育會の生誕を見るに至れり

琦玉縣教育會規則

第一章 目的、名稱、組織、位置

第一條 本會は縣下教育の改良發展を謀るを以て目的とす

第二條 本會は埼玉縣教育會と稱す

第三條 本會は各郡教育會を以て組織す

第四條 本會は教育上功勞ある者若しくは名望ある者を名譽會員に推薦することあるべし

第五條 本會の事務所を北足立郡浦和町に置く

第二章 會務

第六條 本會は郡教育會を統督し及左の事項を行ふ

一、學事の講習講話及教育品展覽會等の開設に關するること

二、風俗の改善を謀ること

三、教育に功勞あるものを表彰すること

四、教育上の調査講究をなすこと

五、雜誌を發行すること

六、前各號の外教育上必要な事項

第七條 本會は行政廳の諮問あるときは之が調査答申をなすものとす

第三章 職員

第八條 本會に左の職員を置く

本會 録事

會長 壹名

副會長 壹名

幹事 若干名

書記 若干名

第九條 會長は會務を總理し本會を代表す

副會長は會長を佐け會長事故あるときは其職務を代理す

幹事は會長の命を受け會務に従事す

書記は上職の指揮を受け庶務會計に従事す

第十條 會長副會長は代議員會に於て之を選擧し其任期を三ヶ年とす但し再選を妨げず

第十一條 幹事は會長之を囑託し書記は會長之を命ず

第十二條 會長は必要に應じ本會代表者を他の教育會に派遣し又は職員以外に於て雜誌の編輯及學事の調査をなさしむることを得

第十三條 本會の職員は總て無報酬とす但し書記及雜誌編輯者に限り手當を給することを得

第四章 經費

第十四條 本會の經常費は各郡教育會均一の負擔とす

第十五條 本會經常費の概目左の如し

一、事業費

本會錄事

八四

- 二、雜給
- 三、事務取扱費
- 四、豫備費

前項第一號事業費中雜誌發行に要する經費は特別會計とす

第十六條 本會臨時費の支辨方法は第十四條の規定に依らず代議員會の議を経て之を定む

第五章 總集會

第十七條 總集會は毎年一回之を開く但し其期日及場所等は開會十五日前に之を公告するものとす

第十八條 總集會に於ては前年度事業の報告及教育上の演説談話等をなすものとす

第六章 代議員會

第十九條 代議員は各郡教育會より之を選出す但し其數は各郡參名とす

第二十條 代議員會は毎年一回總集會前之を開く但し必要あるときは臨時之を開くことあるべし

第二十一條 代議員會は會長之を召集す

第二十二條 代議員會の評決すべき事項概ね左の如し

- 一、本會の收支豫算を評決すること
- 二、本會の收支決算を承認すること

三、本會規則の改正に關すること

四、本會事業の創設又は廢止に關すること

五、行政廳の諮問又は本會の意見として發表する事項を評決すること

六、前各號の外臨時必要なる事項

第二十三條 代議員會の議長は會長之に當るものとす

第二十四條 代議員會は代議員半數以上出席するにあらざれば議事を開くことを得ず但同一事件にして再會召集の場合は此限にあらす

第二十五條 代議員會は出席者の過半數に依て決す可否同數なるときは議長の決するところに依る

第二十六條 本會規則の改正は代議員總數三分の二以上の同意を得るにあらざれば評決することを得ず

第二十七條 代議員會の書記は本會書記を以て之に當るべし

附則

第二十八條 會務執行に關する規程は總て會長の定めるところに依る

本年六月三十日縣廳を會場とし第一回代議員會を開かれ本會より植村早川菅野三代議員出張し他の各郡教育會よりも夫々新に選出せられたる代議員の出席あり先

大重野第三部長を假議長に推して議事を開き規則第五條により大久保知事并に八重野第二部長を全會一致を以て名譽會員に推薦し次に大久保名譽會員を會長に八重野名譽會員を副會長に選舉したり尋で同會本年度豫

算の議事に移り特別委員の調査を経て別記の如く修正可決し終りに大久保會長の選舉に對する承諾の挨拶に并せ將來本會の經營に關する希望を陳べられ午後四時散會せり

教育會豫算

教育會費 三、四、〇〇〇

一、事業費 七、五〇〇

二、雜給 二、〇〇〇

一、手当 三、〇〇〇

二、旅費 一、七六〇〇

三、事務取扱費 二、四〇〇〇

四、豫備費 三、七〇〇〇

合計金參百四拾貳圓也

備考 當分の内毎年度六回雜誌を發刊し之に要する經費は別經濟とする見積なり

雜誌發行に關する豫算

一、金五百〇七圓也

二、金拾貳圓也

計金五百拾九圓也

支出之部

一、金參百拾貳圓也

一、金貳拾四圓也

一、金參拾壹圓也

一、金拾八圓也

本會錄事

八五

- 雜誌印刷費壹部に付金八錢一回六百五十部此六回分
- 各部教育會へ無代送付各府縣教育會雜誌交換用雜誌印刷費壹回五十部此六回分
- 雜誌發送郵税
- 筆紙墨其他文具代壹回平均金參圓此六回分

本會錄事

一金拾貳圓也
一金四拾八圓也
一金拾八圓也
一金六圓也

理科數學等に關する挿畫木版代壹回平均金貳圓此六回分
雜誌編纂手當壹回五圓此六回分金參拾圓○原稿謝儀壹回平均金參圓此六回分金拾八圓
筆料金參圓此六回分
入足其他雜費

計金四百六拾九圓也
差引殘金五拾圓也

收益金

第二次代議員會 本年十一月十七日午後一時より本縣廳内に於て代議員會を開かれ本會より植村早川菅野の三代議員參會したり八重野前副會長退任により新任大城戸第二部長を名譽會員に推薦し直に副會長に選舉せり次に同會に對する縣費補助金下附建議案並に明治四十年度同會費豫算及同年同會雜誌發行費豫算案に就き審議決定し午後四時散會せり其建議案並に豫算案は左の如し

補助金下附建議案

國威益々宣揚して教育の進歩發展を圖るべきこと亦益々急切を加へたり。苟も事の此に關するものあらば、

明治四十年度埼玉縣教育會費豫算

科	目	本年度	前年度	比
郡教育會費分擔		500.00	300.00	増
縣費補助		500.00	100.00	増
合計		1,000.00	400.00	増

附記

○總會講師二人謝儀金參拾圓○同汽車人力車賃金四圓○來賓中食代十人分此金拾圓○各部教育會長等同十五人分此金參圓○同茶菓代金五圓○雜費金貳拾圓○代議員會費金參圓

科	目	本年度	前年度	比
總會及代議員會費		500.00	500.00	同
二雜業		500.00	500.00	同
三雜業		1,000.00	1,000.00	同
一旅		1,000.00	1,000.00	同
二手		1,000.00	1,000.00	同
四事務取扱費		1,000.00	1,000.00	同
五豫備費		1,000.00	1,000.00	同
合計		6,000.00	5,000.00	増

明治四十年度埼玉縣教育會雜誌發行費豫算

科	目	本年度	前年度	比
一雜業		300.00	300.00	同
二廣告		1,000.00	1,000.00	同
合計		1,300.00	1,300.00	同

本會錄事

附記
○雜誌代價部金拾錢一回千部六回分
○一回平均金貳圓六回分
○雜費一部金六錢一回千部六回分

科	目	本年度	前年度	比
一印刷費		300.00	300.00	同

二部 便 稅	三〇〇〇	三〇〇〇	一
三雜 誌 編 纂 費	六〇〇〇	六〇〇〇	一
四雜 費	一〇〇〇	一〇〇〇	一
合 計	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一

○雜誌發送郵便稅
 ○挿圖版木代平均一回貳圓六分此金拾貳圓○編纂手當一回金五圓六分
 ○參拾圓○原稿謝儀平均一回金參圓六分此金拾八圓○筆耕料重拾八圓○
 ○筆墨紙及文具代金拾八圓
 ○諸雜費

埼玉縣教育品展覽會本郡出品

本年十月十日より十一月十日に至る迄浦和、川越、熊谷、粕壁に於て開かれたる本縣教育品展覽會へ全縣下より出品したる學校生徒の成績外四種の出品物は合計二千有餘點にして其中審査を要せしもの五百二點之を各郡別に表示すれば北足立十四點、比企二十點、秩父十九點、兒玉五十五點、大里二十五點、南埼玉二十九點、北埼玉三十二點、本郡二百三十點外に師範學校十五點、女子師範學校二十四點、浦和高等女學校二點にして本郡の出品は審査品の約半數を占め而して審査の結果優等と認められ褒狀を授與せられたる者總計百四十七點中本郡の出品に罹るもの實に五十四點の多きに達せり則ち左の如し

壹 等 (四)

地理教授資料	川越 高等 小學校
校外教授細目	川越 北尋常 小學校
全 上	川越 南尋常 小學校

農業科教授細目	元狹山尋常小學校訓導神山太三郎
學校基本財産狀況	宗岡村長富澤繁太郎
教授案	豐岡尋常小學校
織物標本	川越高等小學校
地球儀	川越高等小學校
校規編冊	川越南尋常小學校
壹學年遊戲教授實際	川越南尋常小學校
尋常小學國語讀本事物材料	川越北尋常小學校
同標本	勝呂尋常高等小學校
國語科掛圖	勝呂尋常高等小學校
理科掛圖	勝呂尋常高等小學校
昆蟲標本	入間川高等小學校

參 等 (三九)

埼玉縣附近地圖	川越 高等 小學校
學校規定概要	川越 高等 小學校
教授細目	川越 高等 小學校

蒸汽機關模型

川越 高等 小學校	修身掛圖	東金子尋常小學校訓導荻野春吉
川越 高等 小學校	復式用唱歌掛圖	藤井尋常小學校訓導一適徳充
川越 高等 小學校	式日用唱歌掛圖	川越 北尋常 小學校
川越 高等 小學校	尋常小學校修身統合表	川越 北尋常 小學校
川越 高等 小學校	基本財産蓄積及經理方法入間	川越 北尋常 小學校
川越 高等 小學校	模型地圖	入間川尋常小學校
川越 高等 小學校	青年夜學會及教育會狀況宗岡尋常小學校訓導油井淑四郎	入間川尋常小學校
川越 高等 小學校	保護者家庭取調及兒童の家庭に於ける狀態取調表	入間川尋常小學校
川越 高等 小學校	昆蟲標本	高麗尋常高等小學校
川越 高等 小學校	雙紙及筆掛臺	豐岡尋常小學校訓導桑田源次
川越 高等 小學校	地形圖	豐岡尋常小學校訓導桑田源次
川越 高等 小學校	戰役紀念教授資料	勝呂尋常高等小學校
川越 高等 小學校	管理訓練に關する規定	勝呂尋常高等小學校
川越 高等 小學校	新案掛圖掛	勝呂尋常高等小學校
川越 高等 小學校	初學年國語教授用掛圖	大田尋常高等小學校
川越 高等 小學校	織物標本	大田尋常高等小學校

埼玉縣教育品展覽會協賛會狀況

本年十月二十一日より三日間本縣教育品展覽會を本郡川越中學校内に開催せらるゝに際し本會は川越學事獎勵會に謀り其贊助を得て協賛會を川越高等小學校内に開催し書畫(八十七點)古器物(十點)武器(六十三點)盆栽生花(他に雜品四十二點)を陳列して公衆に縦覽せしめ

本會錄事

九〇

たり而して本協賛會たる咄嗟の間に計劃したりしにも拘はらず其出品は意外に豊富にして且つ優逸のもの亦少なからざりしは本會の光榮とする所なり殊に武器類は甲冑を始めとし刀劍弓箭銃槍等殿めしく一室に飾り付られ一際觀覽者取り分け小學校兒童の注目を惹き歴史教授上の好參考品として多大の資益を興へたりと覺ゆ只遺憾に堪へざりしは開會中連日雨天打續き特に日延までなしたる第四日すら降雨停まざりし一事なれども觀覽者は雨中を冒して引きも切らず會場に廣集し日々二萬人以上に達するの盛況を呈せしは本會の満足に堪へざりし所なり

賞品寄贈

本會表彰規定第一條第二項及第二項に依り明治三十九年六月本會より物品を贈與し表彰せる者は左の如し
入間郡第一飯能尋常小學校訓導 中里 禎治君
入間郡入間川尋常小學校訓導 田口 平藏君
入間郡仙波尋常高等小學校訓導 榎本 頼春君
入間郡中富尋常小學校訓導 本多 末造君
入間郡坂戸尋常高等小學校訓導 小村 萬吉君
入間郡三芳野尋常高等小學校訓導 持木 源藤君
同 眞仁田千代吉君

入間郡二葉尋常高等小學校訓導 皆川才次郎君
入間郡川越南尋常小學校訓導 堀江鐘次郎君
入間郡精華尋常小學校訓導 江森 秋平君
入間郡霞ヶ關尋常高等小學校訓導 吉田 瀧造君
入間郡佛子尋常小學校訓導 松井 教心君
入間郡第二鶴ヶ島尋常小學校訓導 安井 誠造君
入間郡小手指尋常小學校訓導 小池 太吉君
入間郡三ヶ島尋常高等小學校訓導 田中源次郎君
入間郡川越町長 中井 尙珍君
入間郡所澤町長 澁谷秀三郎君
入間郡入間村長 關口 文吉君
入間郡堀兼村長 奥富富之助君
入間郡山根村長 奥泉伊佐吉君
入間郡川越町學務委員 綾部喜右衛門君
同 坂田 一清君
同 杉本 茂夫君
入間郡梅園村學務委員 新井清三郎君
入間郡飯能町學務委員 金子 周策君
入間郡福原村學務委員 石川忠右衛門君
の二十六名なり而して
本會生徒表彰規定第一條に依り三十八年度學年末に於

て郡内各小學校生徒中篤學德行者に對し本會より物品を贈與せる者は左の如し

- 川越北尋常小學校 大屋 勝 綾部千代野
島田傳壽郎 勝田まさ代
川越南尋常小學校 鈴木三郎 鈴木忠吉
石井ふく 鈴木 幸
川越高等小學校 佐々木善美 木村兼吉
田口 勝 横溝せい
鴨田尋常小學校 金子清兵衛
谷中尋常小學校 神山和嘉
植木尋常小學校 吉田龜壽
古谷尋常高等小學校 荒井芳藏 岸野はな
野原三九郎
南古谷尋常高等小學校 新井孝平 關根進二
宮寺音七
仙波尋常高等小學校 稻生正富 藤田ふく
小島あい
高階尋常小學校 宇津木ヨシ
藤岡尋常小學校 吉野專藏
福岡尋常小學校 野溝伊助
旭尋常小學校 堀井寅右衛門
大井高等小學校

本會錄事

九二

- 鶴瀬尋常小學校 大會根久市郎
第一南畑尋常高等小學校 野重せい 丸山長藏
第二南畑尋常小學校 大澤菊二
水谷尋常小學校 高野捷次
宗岡尋常高等小學校 清水春 池ノ内榮太郎
藤井尋常小學校 荒田伊三郎
上富尋常小學校 矢島三平
竹間澤小學校 窪田タケ
三芳高等小學校 荒田萬吉
柳瀬尋常小學校 増田宗太郎
文明尋常小學校 細沼潤次郎
柳瀬高等小學校 見澤定右衛門
精華尋常小學校 越阪部壽
安松尋常小學校 小寺百七
武藏野尋常小學校 小暮明三
化育尋常小學校 新井倉之助
中富尋常小學校 砂川信治
所澤尋常小學校 齋藤義助 曾根のぶ
石田かつ
所澤高等小學校 増田與八 三上喜久
山口尋常小學校 池ノ谷濱太郎

- 西狭山尋常小學校 關谷隆三
- 明治高等小學校 岩岡國之助
- 吾妻尋常小學校 山田とよ
- 小手指尋常小學校 大館武次
- 三ヶ島尋常高等小學校 新井榮助 鈴木あさ
- 北田彌作
- 元狭山尋常高等小學校 大野孝平 友野兵三
- 宮寺尋常高等小學校 比留間竹治郎 細淵三良
- 金子尋常高等小學校 近藤若松 増岡良治
- 東金子尋常小學校 東金千尋常小學校 間野壽雄
- 豐岡尋常小學校 高橋周藏 豊田カウ
- 豐岡高等小學校 神山光次郎
- 豐岡實業補習學校 澤田良平
- 藤澤尋常小學校 齋藤彌市
- 入間尋常高等小學校 宮岡クマ 齋藤右平
- 堀兼尋常小學校 宮澤鎌一 高橋勘次郎
- 福原尋常高等小學校 田畑吉兵衛 吉澤喜兵衛
- 奥富尋常小學校 中里きぬ
- 入間川尋常小學校 淺瀬利一 土屋ハツ
- 入間川高等小學校 三ツ木サク
- 日東尋常小學校 田中たか

- 大田尋常高等小學校 川自太郎 梅澤マサ
- 田面澤尋常小學校 小澤一作
- 山田尋常高等小學校 矢島平三郎 粕谷たけ
- 三芳野尋常高等小學校 荻野亨次 辻善次郎
- 勝呂尋常高等小學校 小川茂富 小川安喜
- 坂戸尋常高等小學校 岡野静太郎 岡村うめ
- 入西尋常高等小學校 田中常五郎 富澤寛介
- 大家尋常高等小學校 吉川寛二 小久保久吉
- 二葉尋常高等小學校 栗原一作 鈴木ちよ
- 臥龍尋常小學校 小川一
- 山根尋常小學校 隅田高藏
- 東雲高等小學校 丸木清
- 越生尋常高等小學校 町田義三 大野わか
- 第一梅園尋常高等小學校 川島精三
- 第二梅園尋常小學校 山口米末 仲邦平
- 第一名細尋常小學校 石田八郎
- 第二名細尋常小學校 勢織善
- 第一鶴ヶ島尋常高等小學校 田中久太郎
- 第二鶴ヶ島尋常小學校 小川ハル 鹿島しう
- 高萩尋常高等小學校 松本熊太郎 岡村伊助

- 原宿尋常小學校 水村一
- 平澤尋常小學校 野々宮莊治
- 高麗尋常高等小學校 福島要作 加藤順造
- 甲東尋常高等小學校 石田つる 井上正太郎
- 長澤尋常小學校 中村寛
- 霞ヶ關尋常高等小學校 發知慶太郎 荻野政男
- 柏原尋常小學校 竹内かね
- 水富尋常高等小學校 坂本伊太郎 久下豊修
- 野田尋常小學校 西久保藏六
- 佛子尋常小學校 宮岡さく
- 巖尋常小學校 西村治郎三
- 中川尋常小學校 山崎徳治
- 武宮尋常小學校 瀧澤やす
- 第一精明尋常小學校 西村義太郎
- 第二精明尋常小學校 宮寺伊兵衛
- 第一飯能尋常小學校 梶田平次郎 小川美奈
- 第二飯能尋常小學校 山川大助
- 飯能高等小學校 山下基治 平山いわの
- 原市場尋常高等小學校 井竹義作 江島眞平
- 中藤尋常小學校 佐野義三
- 赤澤尋常小學校 大窟菊次郎

- 第一南高麗尋常小學校 上田英介
- 第二南高麗尋常小學校 馬場たに
- 第三南高麗尋常小學校 平井七藏
- 第四南高麗尋常小學校 清水友吉

附タリ 本縣表彰

本縣令第二十六號(明治三十五年四月)學事獎勵規則第一條第一號第三號及第六號に依り本縣より特に成績又は功勞を表彰する爲め獎勵金を下賜せられたる校名及氏名は左の如し

- 入間郡元狭山尋常高等小學校 訓導兼校長 神山太三郎君
- 一金參拾圓 同 郡堀兼尋常高等小學校 訓導兼校長 武島嘉十郎君
- 一同 郡東雲高等小學校 訓導兼校長 高島勤君
- 一同 郡第一鶴ヶ島尋常小學校 訓導兼校長 安井誠造君
- 一同 郡南古谷尋常高等小學校 訓導兼校長 森下魁三君
- 一同 郡三芳高等小學校 訓導兼校長 小高武助君

本會錄事

一金參拾圓 入間郡川越町長 中井尚珍君
同 郡入間村長 關口文吉君
同 郡所澤町長 澁谷秀三郎君

一金百圓

同郡川越北尋常小學校
同郡川越南尋常小學校

九四

戰捷紀念基本金寄附調表

町村名	學校名	生徒寄附金	人員	其他の寄附金	人員	計	人員
川越	川越南尋常小學校	七〇三〇	四九九	一〇〇〇	一四	八〇三〇	五二三
川越	川越北尋常小學校	八七五〇	五八八	八三〇	二二	九五八〇	六〇〇
川越	川越高等小學校	二二〇三五	四八五	四九九七	三三	二六〇三二	五〇八
芳野	鴨田尋常小學校	一五五〇	一五五	一五〇	三	一七〇〇	一五八
芳野	谷中尋常小學校	八五〇	八五	一〇〇	二	九七〇	八七
植木	植木尋常小學校	一七〇	七三	一三〇	二	一七〇〇	七五
古谷	古谷尋常高等小學校	九三三〇	四四六	九〇〇	九	一〇、三三〇	四五五
古谷	南古谷尋常高等小學校	二八八四五	三九〇	八〇〇	八	一三、六四五	三九八
仙波	仙波尋常高等小學校	五八六五	二六七	四〇〇	五	六、二六五	二七二
高階	高階尋常小學校	一六二五	一一〇	三〇〇	三	一、九二五	一三三
高階	藤岡尋常小學校	二、三三〇	一一二	二〇〇	二	二、五三〇	一四四
福岡	福岡尋常小學校	一、五五〇	一九四	二九〇	四	一、八四〇	一九八
大井	旭尋常小學校	二、一八五	一九二	四五〇	五	二、六三五	一九七
大井	大井高等小學校	七、四三五	二二三	四〇〇	四	七、八三五	二二七
鶴瀬	鶴瀬尋常小學校	一、四四〇	二〇一	四〇〇	四	一、八四〇	二〇五
鶴瀬	第一南畑尋常高等小學校	六、九三〇	三三三	八八〇	九	七、八一〇	三三三
鶴瀬	第二南畑尋常小學校	一、二七五	九〇	二〇〇	二	一、四七五	九二
水谷	水谷尋常小學校	一、九七五	一五七	三二〇	二〇	二、二九五	一七七

町村名	學校名	生徒寄附金	人員	其他の寄附金	人員	計	人員
宗岡	宗岡尋常高等小學校	六、六八〇	二六七	七〇〇	七	七、三八〇	二七四
三芳	藤井尋常小學校	二、四三五	一〇一	二二五	二	二、六五〇	一〇三
三芳	上宮尋常小學校	一、三七〇	九二	二〇〇	二	一、五七〇	九三
三芳	竹間澤尋常小學校	一、三三〇	五三	一〇〇	一	一、三三〇	五四
柳瀬	三芳高等小學校	七、二四〇	一七八	四〇〇	四	七、六四〇	一八二
柳瀬	柳瀬尋常小學校	一、七二〇	一一〇	二〇〇	二	一、九二〇	一一二
柳瀬	文明尋常小學校	一、八〇〇	一〇一	二〇〇	二	二、〇〇〇	一〇三
柳瀬	柳瀬高等小學校	五、六九五	一三一	一〇〇〇	一〇	六、六九五	一四一
松井	安松尋常小學校	一、六五〇	一四三	七、一五〇	四	八、八〇〇	一八四
松井	精華尋常小學校	一、四〇〇	九一	八〇〇	八	二、二〇〇	九九
富岡	武藏野尋常小學校	三、〇八〇	一五三	八〇〇	五	三、八八〇	一五八
富岡	化育尋常小學校	二、〇三五	一三一	二〇〇	二	二、二三五	一三三
富岡	中富尋常小學校	一、六一〇	九二	二〇〇	二	一、八一〇	九四
所澤	所澤尋常小學校	六、六七〇	四〇八	一、八〇〇	九	八、四七〇	四一七
所澤	所澤高等小學校	一、三一八〇	四二七	一、八〇〇	九	一四、九八〇	四二六
山口	山口尋常小學校	一、五二〇	九六	二九〇	三	一、八一〇	九九
山口	西狭山尋常小學校	二、七〇〇	一三五	五〇〇	五	三、二〇〇	一四〇
吾妻	吾妻尋常小學校	二、二九七	一三二	二八〇	四	二、五七七	一三六
吾妻	小手指尋常小學校	二、七二〇	一八〇	五六〇	六	三、二六〇	一八六
吾妻	明治高等小學校	六、四四五	一五五	四〇〇	四	六、八四五	一五九
三ヶ島	三ヶ島尋常高等小學校	八、四八〇	三五四	九五〇	一〇	九、四三〇	三六四
元狹山	元狹山尋常高等小學校	六、一四〇	二七六	六〇〇	六	六、七四〇	二八二
宮寺	宮寺尋常高等小學校	六、九五五	二五四	二五五〇	一八	九、五〇五	二七三
金子	金子尋常高等小學校	七〇八〇	二八六	七〇〇	七	七、七八〇	二九三
東金子	東金子尋常小學校	二、七〇〇	一七七	三〇〇	三	三、〇〇〇	一八〇

本會錄事

九五

梅園	越生	山根	毛呂	川角	大角	入西	坂西	勝野	三野	山田	田澤	大田	日東	入間	入間	奧宮	福原	堀兼	久間	藤澤	豐岡	
第一梅園尋常高等小學校	越生尋常高等小學校	山根尋常高等小學校	東雲尋常高等小學校	臥龍尋常高等小學校	二葉尋常高等小學校	大家尋常高等小學校	入西尋常高等小學校	坂西尋常高等小學校	勝野尋常高等小學校	三野尋常高等小學校	山田尋常高等小學校	田澤尋常高等小學校	大田尋常高等小學校	日東尋常高等小學校	入間川高等小學校	入間川尋常小學校	奧宮尋常小學校	福原尋常高等小學校	堀兼尋常高等小學校	久間尋常高等小學校	藤澤尋常小學校	豐岡尋常小學校
一五〇五	四七三五	九七〇五	三六三五	九五〇五	二九二五	五九一〇	八八七五	六四二五	八三九五	九一〇五	五〇四〇	八八〇五	二六六五	八三三〇	二五六五	四八六〇	三二八〇	一八九五	八二四五	四二二五	六七二〇	二七七〇
二九〇	一六五	四八三	二〇七	二〇四	二二四	二二八	三五七	三五二	三五〇	三三三	二二六	三三〇	一七三	一六五	一六七	二八四	一一九	三五七	一四五	三一八	一七三	三〇六
二〇〇	六〇〇	一〇〇〇	四〇〇	二二五〇	一七〇〇	一〇〇〇	八〇〇	七〇〇	八〇〇	六〇〇	七〇〇	四〇〇	七八〇	四〇〇	四〇〇	八〇〇	四〇〇	四〇〇	一六八〇	七〇〇	一〇〇〇	五〇〇
二	七	一〇	五	二	一七	一三	八	七	八	六	七	四	一〇	四	四	八	四	七	九	七	一	五
一七〇五	五三三五	一〇七〇五	四〇三五	一六六五五	四六二五	七二一〇	九六七五	七二一〇	九〇九五	九七〇五	六二四〇	九五〇五	三〇六五	二九六五	二九六五	四六二〇	一五九五	八六八五	六二〇五	七四二〇	三八七〇	四八九五
二九二	四九三	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五

原市	飯能	精明	加治	元加	水富	柏原	霞ヶ	東野	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗	高麗
赤澤尋常小學校	飯能高等小學校	第一飯能尋常小學校	第二飯能尋常小學校	第一精明尋常小學校	第二精明尋常小學校	武宮尋常小學校	中川尋常小學校	廣尋常小學校	佛子尋常小學校	野田尋常小學校	水富尋常高等小學校	柏原尋常小學校	霞ヶ尋常高等小學校	長澤尋常小學校	甲東尋常高等小學校	高麗尋常高等小學校	平澤尋常小學校	原宿尋常小學校	高秋尋常高等小學校	第二鶴ヶ島尋常小學校	第一鶴ヶ島尋常高等小學校	第一名細尋常小學校
一三〇五	五八六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇
一〇〇	二三八	四二二	五八	九二	九二	七九	七三	九二	六七	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二〇〇	六〇〇	九〇〇	二〇〇	七〇〇	一六〇	三五〇	二〇〇	一五〇	一五〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	七〇〇	一〇〇	三〇〇	五五〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
二	六	九	二	七	二	四	二	二	二	一	二	六	三	七	一	四	六	四	六	一	四	二
一五〇五	六四六〇	一三八九五	一五六〇	八五二〇	一五六〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇
一〇二	二四四	四三二	六〇	四三〇	九四	一五三	八一	七五	九四	六八	一三一	三〇四	一〇	二九七	二〇〇	二八九	一三一	一五二	三六六	一〇三六五	四五六五	三〇九〇

中藤尋常小學校	一七〇	七八	二〇〇	一三七〇
第一南高麗尋常小學校	五六〇	四二	一〇〇〇	一五六〇
第二南高麗尋常小學校	七八〇	四三	一〇〇〇	一五八〇
第三南高麗尋常小學校	一五六〇	七八	一〇〇〇	一六六〇
第四南高麗尋常小學校	一三五〇	七三	一〇〇〇	一三五〇
計	四三〇〇	二〇一	六九五二	二〇七二七

報 告

▲基本金寄附領收

(寄附人名金額等に脱漏誤謬等あらば幹事まで御一報を乞ふ)

川越町	金參圓	田中平太郎君	鶴瀨村	金參圓	横田源九郎君
前原仙次郎君	金參圓	鷺田利治君	金壹圓	鹽野豐吉君	
松崎求己君	金參圓	詫間喜久彦君	金壹圓	矢部彌市君	
岡本定君	金參圓	星野文一郎君	金壹圓	矢部長吉君	
新島百介君	金參圓	田中美之作君	金壹圓	澤田千衛君	
喜多欽一郎君	金貳圓七拾錢	篠原豊州君	金貳圓	藤澤村	
坂田一清君	金貳圓五拾錢	高田仲次郎君	金貳圓	金子村	
山崎覺太郎君	金貳圓	松本萬之助君	金壹圓	神山豊造君	
倉町良太郎君	金貳圓	岡田太郎兵衛君	金壹圓	友野武平君	
中島吉太郎君	金參圓	高柳節太郎君	金壹圓	奥富村	
竹内鹿女太郎君	金壹圓五拾錢				
和田弘基君	金壹圓				

山田村	金貳圓	的場要藏君	金壹圓	金子助五郎君	堀兼村	島村三三君
高梨馬之助君	金壹圓	宮澤喜藏君	金參圓	宮澤柳造君	精明村	清水和三郎君
加治村	金貳圓	中村忠三九君	金壹圓參拾五錢	高澤義宣君	金壹圓五拾錢	細田三吉君
岩澤正作君	金貳圓	越生町	金貳圓	平沼長作君	金貳圓五拾錢	河野貞次郎君
瀧澤和重郎君	金壹圓	川角村	金壹圓七拾五錢	皆川才次郎君	金參圓	高橋半次郎君
山崎秀三郎君	金參圓	入間村	金參圓	田口雄吉君	金參圓	青木熊五郎君
兼吉君	金參圓	山根村	金貳圓	宮崎牛五郎君	金參圓	青田作次郎君
奥泉伊佐吉君	金五圓	高萩村	金參圓	關口文吉君	金參圓	青木幾太郎君
中村廣助君	金壹圓	大森與兵衛君	金壹圓	大森與兵衛君	金壹圓五拾錢	森玄吾君
吉原宇市君	金壹圓	梅園村	金壹圓	坪井祐吉君	金壹圓	西村庄兵衛君
柳川忠次郎君	金參圓	坪井祐吉君	金壹圓	河野健次郎君	金壹圓	青田勇三郎君
明治三十九年自一月至十二月經費豫算						半田藤太郎君
本年豫算	四七、〇〇〇					河野健次郎君
前年豫算	四七、〇〇〇					
基本金利息	三三、三三三					

報 告

通常會員五百八十七人に對する會費一人一ヶ年金參拾六錢此金貳百拾壹圓參拾貳錢未納會員四百九十二人此會費金貳百六拾貳圓五拾八錢
 郡費補助基本金千圓の利率六分此金六拾圓第五回國庫債券利子三月渡金六拾五圓九月渡金六拾圓第六回國庫債券利子三月渡金六拾五圓九月渡金六拾圓第六分の割此金五圓

其選に當ることを得但任期の計算は選舉せられたる時より次回(三年目)の選舉結了迄とす (同上追加)

補缺役員の任期は其前任者の殘任期間とす(同上追加)

第十一條 幹事及書記は會頭之を選任す (同上追加)

第十二條 會頭は本會を統理し總集會及評議員會の議長となる

第十三條 副會頭は會頭を補弼し會頭事故あるときは代理をなす

第十四條 評議員は本會の機務並經費の豫算精算を議定し及其地方部に關する本會の事務を分擔す

第十五條 幹事は會頭の指揮を受け會務を分擔處理す

第十六條 書記は雜務に従事す(明治三十五年七月八日)總集會に於て決議改正

第十七條 本會役員は總て無報酬とす

但幹事及書記には手當を給するべし (同上) 第十七條之三 本會に縣教育會代議員三名を置き評議員會に於て郡内在任の會員中より之を選舉す

代議員の任期は三年とし再三其選に當ることを得

其任期の計算は第十條第一項但書を適用す

代議員にして住居を他郡に轉したるときは自ら退任するものとす

代議員中缺員あるときは補缺選舉を行ふ其任期は前

任者の殘任期間とす

第十七條之三 本會は毎町村に委員若干名を置く

委員は會頭之を囑托す但し住居を他町村に移したるときは自ら解任するものとす

委員は部内の會費を徵收し及會員の異動を報告し其他特に本會の依頼を受けて本會々務を處理す

委員の數一町村内に二名以上を置く場合には便宜分區を定めて會務を分擔することを得但し其町村の全部に亘る事項は共同處理するものとす

委員には別に報酬を支給せず

第十八條 總集會は毎年四月五月の交に於て之を開き左の諸項を舉行す (同上)

但會頭に於て必要と認めたるときは其會期を變更し若くは臨時總集會を開くことあるべし

一 前年中本會成績の報告

二 教育上の演説談話及討議

第十九條 本會は各地方部毎に年一回づゝ部集會を開き演説談話討論幻燈等を舉行す

但其會期會場等は其部の評議員之を定め豫め本會に報告するものとす

第二十條 評議員會は毎年一回通常會を開き其他必要あるときは臨時會を開く

第二十一條 評議員會は議員半数以上出席するにあらざれば議事を決することを得ず

第二十二條 本會の幹事は評議員會の議事に參與す但決議の數に加はることを得ず

第二十三條 本會の議事は總て普通の會議法に依る

第二十四條 本會は毎年一回以上報告書を編製し會員に頒布す

第二十五條 本會は本部内の教育に關し特に功勞ありと認めたる者若くは本會の功勞ありたる者に對し適宜表彰慰勞の道を盡すべし

第二十六條 會員は會費として一ヶ月金參錢の割合を以て前半年(一月より六月まで)後半年(七月より十二月まで)の二期に區分し前納すべし (二十三年八月總集會に於て決議改正)

會員にして一時若くは數回に本會基本金として金參圓以上を寄附したるものは其以後前項の會費を要せずして終身會員たるものとす (同上)

第二十七條 本會の役員にして會務の爲め旅行するときは其要せし實費を支給す

第二十八條 本會に金圓物品を寄附する者あるときは

之を受納し會頭の名を以て謝狀を贈るべし

第二十九條 本會の収入金は銀行に預け入れ之を出納に編入す但寄附者に於て用途を指定したるものは此限にあらす

第三十條 寄附金及經常費の剩餘金は總て基本財産に編入す但寄附者に於て用途を指定したるものは此限にあらす

第三十一條 基本財産は確實なる銀行に預け入れ若くは公債證書又は會社株券として保存するものとす

基本財産は特殊の事情あるときは總集會の決議を経て支消することを得(二十三年三月總集會に於て決議改正)

但公費の補助若くは寄附及び私人の寄附等にして條件あるものは各其條件に従ふ

第三十二條 此規則は會員三十名以上の提議に依り總集會の決議を経て非らざれば變更することを得ず

地方部區域規定

本會地方部區域を定むる左の如し

第一地方部 (川越)

川越町 芳野村 植木村 古谷村

南古谷村 仙波村 高階村 日東村

大田村 田面澤村 山田村 三芳野村

名細村 堀兼村 福原村

- 第二地方部 (大井)
 - 大井村 福岡村 鶴瀬村 南畑村
 - 宗岡村 水谷村 三芳村
- 第三地方部 (所澤)
 - 所澤町 松井村 柳瀬村 吾妻村
 - 山口村 三ヶ島村 小手指村 富岡村
- 第四地方部 (豊岡)
 - 豊岡町 宮寺村 元狭山村 藤澤村
 - 金子村 東金子村 入間川町 入間村
 - 水富村 奥富村 元加治村
- 第五地方部 (飯能)
 - 飯能町 原市場村 南高麗村 加治村
 - 精明村 東吾野村
- 第六地方部 (坂戸)
 - 坂戸町 勝呂村 鶴ヶ島村 入西村
 - 大家村
- 第七地方部 (越生)
 - 越生町 川角村 山根村 梅園村
 - 毛呂村
- 第八地方部 (高萩)
 - 高萩村 高麗川村 高麗村 柏原村

霞ヶ關村
人間郡教育會基本金管理規定

(三十六年八月一日評議員會決定)

- 第一條 本會の基本金は左の名稱の下に之を保管す
 - 一 郡費補助金壹千圓は郡費補助基本金と稱す
 - 二 篤志者の寄付金にして明治三十六年七月三十一日迄に收入したる金貳千貳百拾圓五拾錢五厘は第一回募集基本金と稱す
 - 三 一般篤志者の寄付に係るものにして明治三十六年八月一日以後に收入したるものは第二回募集基本金と稱す
- 第二條 郡費補助基本金に就ては補助の當時人間郡長より命せられたる左記の事項を遵守するものとす
 - 一 本金利子を以て便宜會費に充て元資は如何なる場合と雖消費することを得ず
 - 一 會の存立を要せざる場合若しくは解散したる場合には本金を返還すべきこと
- 第三條 第一回募集基本金に就ては本會々則第三十一條の但書(條世書)に該當するものと寄付者より條件の申添なきものありと雖其募集の旨趣は元資は永く之を保存せんとするにありしを以て本會は郡費補助

に等しき條件あるものと見做し之を保管す但第三回募集基本金に就ても亦本文の例に準ず

第四條 郡費補助基本金及第一回募集基本金は會頭に於て確實なる銀行に預け入れ其預り證券の保管を人間郡長に申請するものとす

第五條 第二回募集基本金は相當の額に達する迄收入の都度確實なる銀行に預け入れ會頭之を保管す

第六條 基本金より生ずる利子は毎年豫算に編入し會費に充つ

附 則

第七條 會頭は本會基本金を以て國庫債券の募集に應ずることを得(三十六年八月三十一日評議員會決定)

人間郡教育會表彰規定

(三十四年十二月十六日評議員會決定)

- 第一條 本會は左の標準に該當する者あるときは物品を贈呈し之を表彰するものとす
 - 一 郡内町村立小學校教員にして十年以上同一學校に勤務し若しくは十五年以上人間郡内に就職し平素職務に忠實の聞へあるもの
 - 二 町村教育當局者にして精勵の結果學校の設備を

人間郡教育會生徒表彰規定

(三十六年八月一日評議員會決定)

- 第一條 本會は各小學校生徒中の篤學徳行者に對し左の方法に依り學年末に於て物品を贈與し之を表彰するものとす
 - 一 郡内各小學校(實業補習學校を含む)各教科生徒三百名以下は各一名三百名以上は二百名までを増

す毎に一名を増し選抜すること

但其生徒数は前年十二月末日現在に付尋常科は毎月末生徒出席調査表に依り計算し高等科及實業補習學校の生徒数は特に學校長より報告すること

一 選抜は尋常科一學年以上とす

但高等科一、二學年の生徒に就きては尋常科中の成績をも參考すべし

一 選抜は各小學校長の推薦に依ること

第二條 郡内小學校生徒成績品展覽會若しくは運動會等開催に際し特に成績顯著なる生徒に對しては學校長の推挙に依り賞品を贈與し之を表彰することあるべし

但其方法は第一條第三項に依るものとす

附 則

第三條 小學校以外の生徒表彰に關しては時宜により本規定を適用して賞品を寄贈することあるべし

人間郡教育會圖書標本保管規定

(三十五年六月七日評議員會決定)

第一條 本會は其備付の圖書標本保管の爲め取扱主任一名を置く

取扱主任は幹事を以て之に充つ

第二條 取扱主任は圖書標本臺帳を備へ鄭重明確に保管すべし

第三條 圖書標本は毎年一回評議員一名以上の立會を以て會頭之を檢閲すべし

第四條 圖書標本の寄贈ありたるときは寄贈者の氏名を其物品に附記し鄭重に保管すべし

第五條 會員並會員の紹介ある者には本會の圖書標本を閱覽せしむ

但事務所外に携帶することを許さず

第六條 本會の圖書標本を閱覽せんと欲するものは取扱主任に申出で其指揮を受くべし

人間郡教育會旅費支給規則

(三十六年五月二日評議員會決定)

第一條 本會の役員會務を帯び旅行する時は左表に定むる所に従ひ順路に依り旅費を給す

汽車賃	一哩	車馬賃	十里	汽船賃	湖	宿泊料	一夜	日當	一日
參	錢	拾五	錢	參	錢	五拾	錢	五拾	錢

第二條 汽車賃は哩數汽船賃は海里數車馬賃は里數宿泊料は夜數日當は日數に應じ之を給す

但汽船旅行には宿泊料を給せず

第三條 日當は陸路往復六里以上汽車往復十哩以上の旅行には全額を支給し一里以上六里未満一哩以上十哩未満なるときは半額を支給す

但用務の都合に依り宿泊したる時は里數哩數に拘らず日當及宿泊料を支給す

第四條 陸路往復六里未満の旅行と汽車往復十哩未満の旅行と相跨るときは哩數を陸路に換算し日當の支給額を定む

但汽車及車馬賃は其種類毎に經過せし路程を合算して一位未満の端數を切捨て之を支給す

第五條 現に官職にあるものにして本會の役員たるもの會務に依り旅行するときは其官職相當の旅費額を實費辨償として支給すべし

但支給の方法は第二條乃至第四條に準ず

第六條 臨時に設けたる委員の旅費に付ては本則を準用す

第七條 會務の性質に依り規定の車馬賃にて不足するときは特に實費を以て支給することを得

人間郡教育會戰捷紀念基本金

設置及管理規定

第一條 本會は日露戰役を永遠に紀念せんが爲め特に左記の基本金を設置す

金貳百圓

戰捷紀念基本金

前項の外篤志若の寄附金其他の收入を本金に編入す

第二條 戰捷紀念基金の利子は主として日露戰役に於ける戰病死者及廢兵病兵の遺家族中生計困難なるもの、兒童保育費及生計困難ならざるも孩兒となりたるもの又は廢兵病兵となりたるもの、兒童を慰籍する費途に充つ但將來其必要止みたるときは貧民兒童の教育費補助に充つ

第三條 戰捷紀念基本金は前條の外明治三十六年八月一日決定の基本管理規定を適用す

人間郡教育會戰病死者及廢兵病兵遺家族兒童保育慰籍に關する規定

第一條 本會は人間郡内居住の下士卒にして日露戰役の際戰病死せる者及廢兵病兵となりたるもの、遺家

附 録

族中生計困難にして労働の妨げとなるもの、爲め労働時間中其児童を保護教育するの事業を行ふ

第二條 本會に於て保育すべき児童は戦病死者、廢兵、病兵の扶養すべき弟妹の子女満六歳以上にして義務教育を卒べきものとする

第三條 本會に於て保育すべき期間は義務教育修了と共に終はるものとする

第四條 保育は児童所在町村在住の本會々員中小學教員に従事するものに會頭之を委託す

受託者には報酬を給することあるべし但受託者に於て報酬を辭したるときは委託の満了又は中途事故の爲め委託を辭退したる場合に於て相當の謝意を表することあるべし

第五條 被保育者には教育に必要なる書籍器具雜用品を給與し且つ必要なるものは食料の全部又は幾部を給することあるべし

第六條 本會は第一條第三條に該當せざるも同戦役の爲め孤兒となりたるもの及廢兵病兵となりたるもの、児童を慰籍するものとする

第七條 本規定施行に關する細則は會頭之を定む者曰 右二規定は本年三月五日評議員に於て決

議したるものなれども爾後國民援護會より豫期の補助金を得る能はざるに至りたる結果其事業は特に戦病死者及廢兵病兵の子弟慰籍のみに止まり其他は目下如何ともする能はず他日評議員會を開いて恰當の措置を取るに至るべく隨ひて右兩規定に多大の變更を來すべきは亦數の免かる可らざる所ならん



(非賣品)

明治四十年三月十五日印刷
明治四十年三月二十日發行

入間郡教育會

埼玉縣入間郡川越町

印刷者 山本長次郎

埼玉縣北足立郡
浦和町四百三十九番地

印刷所 長島活版所

埼玉縣北足立郡
浦和町四百三十九番地

族中生計困難にして労働の助けとなるもの、或の労働時間中其児童を保護教育するの事業を行ふ。

第二條 本會に於て保育すべき児童は戦病死者、廢兵、病兵の扶養すべき弟妹の子女満六歳以上にして義務教育を卒せざるものとす。

第三條 本會に於て保育すべき期間は義務教育終了と共に終はるものとす。

第四條 保育は兒童所在町村在住の本會役員中小學教員に従事するものに會頭之を委託す。

受託者は報酬を給することあるべし但受託者に於て報酬を辭したるときは委託の満了又は中途事故の爲め委託を廢止したる場合に於て相當の謝儀を來すべし。

第五條 被保育者には教育に必要なる書籍器具雜用品を給與し且つ必要なるものは食料の全額又は幾部を給することあるべし。

第六條 本會は第一條第三條に該當せざるも同戦役の爲め孤兒となりたるもの及廢兵病兵となりたるもの、児童を養育するものとす。

第七條 本規定施行に關する細則は會頭之を定む。

本會 右二規定は本年二月五日評議員に於て決

議したるものなれども爾後國民保護會より補助金の補助金を得る能はざるに至りたる結果其事業は特に戦病死者及廢兵病兵の子弟慰籍のみに止まり其他は目下如何ともすも能はず他評議員會を閉じて相當の措置を取るに至るべく隨ひて右兩規定に多大の變更を來すべきは亦數の免かる可らざる所ならん



明治四十年三月十五日印刷
 明治四十年三月二十日發行

(非賣品)

入間郡教育會

埼玉縣入間郡川越町

印刷者 山本長次郎

埼玉縣北足立郡
 浦和町四百三十九番地

印刷所 長島活版所

埼玉縣北足立郡
 浦和町四百三十九番地

五

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

山

木

外

領

大開遊藝會

本會為...



5